

# 社会情報学

第12巻2号 2023

【原著論文】

消費者の特性がポイントの知覚価値に与える影響

尾室拓史

POFMAにおける「虚偽の事実言明」の定義

井原伸浩

【研究】

子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因

鳶島修治

『ハーモニー』の描く近未来に関する一考察  
—高度医療社会の身体と自己—

根村直美



# 社会情報学 第12巻2号 2023

## 目 次

### 【原著論文】

消費者の特性がポイントの知覚価値に与える影響

尾室拓史…… 1

POFMAにおける「虚偽の事実言明」の定義

井原伸浩…… 17

### 【研究】

子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因

鳶島修治…… 33

『ハーモニー』の描く近未来に関する一考察  
—高度医療社会の身体と自己—

根村直美…… 49

---

## 原著論文

---

# 消費者の特性がポイントの知覚価値に与える影響

## Relationship between the Perceived Value of Points and the Consumer Characteristics

キーワード：

ポイントカード リワードプログラム 決済

keyword：

Point Card, Reward Program, Payment

昭和女子大学現代ビジネス研究所 尾室 拓史

Institute of Current Business Studies, Showa Women's University Takushi OMURO

---

### 要約

効果的なポイント還元による購買促進をねらい、様々な企業がポイントカードを発行している。また、Tポイントやpontaポイント等、複数の企業がポイントの利用で提携を行い、独自の経済圏を築いていく動きも広がっている。一方、ポイントの運用に対してネガティブな感覚をもつ人も見られる。例えば、ポイントカードを持っているかどうかを毎回確認されることに苛立ちを覚えるという文句や、ポイントを得ようとするのは、浪費につながるために、ポイントカードの利用は慎重にすべきと指摘が、一部の人の間で見られている。

以上を踏まえ本稿は、どのような人がポイントを好む傾向にあるのかということを検討したものである。検討のために本稿では、20代～50代を対象にサンプルを収集し、4つのポイント（Tポイント、pontaポイント、WAONポイント、nanacoポイント）に対する知覚価値と回答者の特性との関係を分析した。この結果、Tポイント、pontaポイント、WAONポイントについては、経済的な余裕度が低い人や、買い物をする際に精緻で包括的な情報処理を行う人ほど、熱望的価値および金銭的価値の双方が高くなることが分かった。一方で、nanacoポイントに同様の結果が確認できないことについては、nanacoポイントの特性（現金払い時にポイントが付与されず、クレジットカード利用者が優遇される等）が理由となっている可能性があり、この点については、引き続き検討が求められる。

---

原稿受付：2023年2月15日

掲載決定：2023年8月18日

## Abstract

Various corporations implement loyalty programs through the utilization of point cards, which incentivize consumers through effective point redemption schemes. Furthermore, multiple corporations form strategic alliances utilizing common points, such as T-points and Ponta points, in order to establish their own economic zones.

However, some individuals hold a negative perception towards point redemption programs, as they may find it irksome when sales associates inquire about their possession of a point card on every purchase. Additionally, exercising caution when utilizing point cards is recommended, as the pursuit of points may lead to excessive spending.

This study aims to investigate the inclination towards points among consumers by analyzing the correlation between the perceived value of four types of points (T point, Ponta point, WAON point and nanaco point) and consumers' personal characteristics, using samples of people in their 20s to 50s. The results of this analysis indicate that individuals who possess weaker economic standing or those who value detailed and comprehensive information when making purchases tend to hold a higher perceived value towards T point, Ponta point, WAON point. However, further examination is necessary to understand why this trend is not reflected in the case of nanaco point, as it may be attributed to the mechanism of nanaco point, such as the fact that points are not awarded for cash payments, and credit card users receive preferential treatment.

## 1 はじめに

「ポイントカードはございますか?」と、会計のたびに耳にするのが、日本の日常になっている。効果的なポイント還元による購買促進をねらい、様々な企業がポイントカードを発行しているほか、Tポイントやpontaポイント等、複数の企業がポイントの利用で提携を行い、独自の経済圏を築いていく動きも広がっている<sup>(1)</sup>。

ポイントは法定通貨とは異なる、価値を持つユニークな金融情報である。顧客の購買状況によって、ポイントが持つ価値情報を操作することもできれば<sup>(2)</sup>、〇〇マネー、〇〇マイルというように、ポイントの名前を変更し、顧客に与える印象を変えることもできる。このため、ポイントという金融情報を効果的に活用し、消費者が満足する決済環境を提供することは、多くの企業にとって重要なマーケティング活動の1つであると言える。

一方で、ポイントの運用に対してネガティブな感覚をもつ消費者も見られる。例えば、堀江貴文氏(元ライブドア代表取締役)が「ポイントカードの確認を毎回されるのが本当にうざい。うざすぎ。」とTwitterでツイートした際には、批判とともに賛同する声も多くあがった<sup>(3)</sup>。また、消費額の数%の還元としてもらえるポイントを得ようとすることは、浪費につながるために、ポイントカードの利用は慎重にすべきとの指摘も見られる(松崎, 2021)。

それでは、どのような人がポイントをほしがり、どのような人がポイントを忌避する傾向にあるのであろうか。経済的な余裕度といった消費者の特性によって、どの程度ポイントを得ようとする気持ちは異なるのであろうか。今後、消費者が求めるかたちで企業が効果的にポイントを活用するためには、これらの問いについて検討を深めていくことが望ましい。また、ポイント還元は、キャッシュレスの普及の観点から政策としても活用されており、消費者のポイントに対する価値の検討は、

ポイント還元に関する政策にも資するものと考えられる。

以上を踏まえ本稿は、どのような人がポイントを好む傾向にあるのかを検討したものである。

## 2 先行研究のレビュー

ポイントカードについては、ポイントカードを活用することで得られる企業側の効用を中心に、研究が多く行われてきた。具体的には、ポイントカードの活用は売り上げを高めること(Dorotic et al., 2014; Chaudhuri et al., 2019)、一定のポイントが貯まると特典が得られるタイプのポイントカードについて、あと少しで特典が得られる場合に消費者の購買量が高まること(Kivetz et al., 2006)、特典を得ることは企業へのポジティブな感情を高め、その後の購買量を高めること(Blattberg et al., 2008; Kopalle et al., 2012)、長期的な利用により特典が得られるタイプのポイントカードよりも、短期的に特典が得られるタイプのポイントカードの方が購買量が多くなりやすいこと(Dorotic et al., 2012)等、様々な観点から知見が得られている。

このほか、消費者のポイントや特典に対する知覚価値に影響を与える要因については、ポイントカードのタイプに応じた分析が主に行われてきた。例えば、低関与条件のお店(フライドチキン販売店のように、消費者があまり重要ではなく関わりが薄いと感じやすいお店)においては、即時の特典(購買時に速やかに得られる特典)の方が延期的特典(購買時から得られるまでに時間がかかる特典)よりも消費者から選好されるものの、高関与条件のお店(美容室のように、消費者が重要であり関わりが深いと感じやすいお店)においては、両者への選好度合いに差がないことが指摘されている(Yi and Jeon, 2003)。また、Kivetz(2005)は、直接的特典(企業が提供している商品等に関連した特典)の方が、間接的特典(企

業が提供している商品等に関連していない特典)よりも選好されることを, Yi and Jeon(2003)は, 高関与条件のお店(美容室)では, 間接的特典よりも直接的特典の方が好まれる一方で, 低関与条件のお店(フライドチキン)では, 間接的特典と直接的特典への選好度合いに差がないことを指摘している。さらにMeyer-Waarden(2015)では, 高関与条件のお店(香水ショップ)と低関与条件のお店(食料品店)の双方において, 明白な特典(金銭的なポイントのように価値が明確な特典)の方が, 明白ではない特典(特別なイベントへの招待のように価値が不明確な特典)よりも好まれることが指摘されている。

これに対して中川(2018)は, 先行研究において, 単純型(購買金額と得られる金銭の額の対応が単純なもの)・複雑型(購買金額と得られる金銭の額の対応が複雑なもの)<sup>(4)</sup>, 単独型(ポイントカードを提供している企業やお店のみでポイントが付与されるもの)・提携型(ポイントカードに加盟しているチェーンであれば複数の企業やお店でポイントが付与されるもの)といったタイプや, 店舗に対する満足度, ポイント使用経験の有無, 消費者の属性(性別, 年代, 所得水準等)等と, ポイントの知覚価値についての検討が不足していることを指摘したうえで, これらの要因とポイントの知覚価値の関係をスーパーマーケットのポイント事例を検討している。中川(2018)はYi and Jeon(2003)にならって, ポイントに対する熱望的価値(当該ポイントをほしいと思う度合い)と金銭的価値(当該ポイントによって金銭的に得をしていると思う度合い)の合計を知覚価値として定義して検討を行い, 結果として, 店舗に対する満足度やポイント使用経験が知覚価値を高めること, 所得水準は知覚価値に影響を与えないこと, 男性よりも女性の方が知覚価値が高いこと, 70歳代について他の世代よりも知覚価値が低くなっていること等を指摘している。

### 3 仮説の導出

このように, ポイントの知覚価値については, 様々な観点で研究が蓄積されており, 中川(2018)において消費者の属性との関係も検討されている。しかしながら, 追加的に検討しうる点もいくつか残るため, 以下, それぞれの観点ごとに検討課題を述べる。

#### 3.1 経済的な余裕度

追加的に検討しうる点として, まず初めに経済的な余裕度とポイントの知覚価値との関係が挙げられる。

中川(2018)は, 所得水準が高いほどポイントカードに入会する傾向があるというAllaway et al.(2003)の指摘をもとに, 所得水準が高いほどポイントの知覚価値が高いという仮説を立てたものの, 実際に所得水準と知覚価値については関係が見られないという結果を得ている。そして, この結果の解釈については, スーパーマーケットのような生活必需品の購入については, 所得水準が影響しにくい可能性があったものとされている。すなわち, 経済的に余裕がある人も, ない人も, 生活必需品の購入傾向に差はないであろうから, 生活必需品を扱うスーパーのポイントへの知覚価値も経済的な余裕度によって差は見られなかったのではないかという解釈である。

しかしながら, たしかに所得水準は, 経済的な余裕度を示す指標として用いられることがあるものの(林田, 2019等), 所得水準を経済的な余裕度の指標として利用することは容易でないことが指摘されており(石田, 2012等), 経済的な余裕度は, 将来的な昇給見込みや貯金の額, 親からの経済的援助の有無等, 様々なことに影響を受けることが想定される。そして, 中川(2018)の結果も, 所得水準が経済的な余裕度を表していなかった可能性がある。このため, 金銭面で将来的に不安があるか否かといった心理状況との関連を

直接検討した方が、経済的な余裕度がポイントの知覚価値に与える影響を把握しやすく、実務的なインプリケーションも得やすい可能性がある。

そして、経済的な余裕度とポイントの知覚価値に関し、日本においては、経済的な余裕度が高い人ほど、前述の堀江貴文氏のように、会計時に手間をかけてまでわずかなポイントを得たいと思わずポイントを忌避する人が見られやすくなる一方、経済的な余裕度が低い人ほど、家計の足し等にするために、会計時に手間がかかったとしても、少しでもポイントを得たいと思う人が見られやすくなることが推察される。このため、知覚価値のうち、ポイントをほしいと思う度合いを表す「熱望的価値」については、経済的な余裕度が低いほど高いことが考えられる。一方で、経済的な余裕度に関わらず、買い物時に得られるポイントの付与率は多くの場合同様であることを踏まえると、ポイントによって金銭的に得をしていると思う度合いを表す「金銭的価値」に対しては、経済的な余裕度による影響が確認できないことが考えられる。すなわち、経済的余裕度が高い人は、手間をかけてまでポイントをほしいとは思わない（熱望的価値は感じない）が、付与されたポイントについては経済的余裕度に関らず金銭的に恩恵を感じる（金銭的価値を感じる）という、熱望的価値と金銭的価値の間で異なる結果が得られる可能性がある。

以上から、本稿においては、ポイントの知覚価値を、「ポイントをほしいと思う度合い」（熱望的価値）と「ポイントによって金銭的に得をしていると思う度合い」（金銭的価値）のそれぞれで定義を行い、以下の仮説について検討する。

仮説1 金銭面で将来的な不安を持つ人ほど、ポイントの熱望的価値が高い。

仮説2 金銭面で将来的な不安を持つ人と持たない人の間で、ポイントの金銭的価値に差がない。

ただし、経済的な余裕度が高い人ほど金銭的に得するような仕組みとなっているポイントもある。例えば、セブン&アイグループが運営するnanacoポイントは、お金をチャージしたnanacoカードで支払いを行うと200円当たり1ポイントが、セブン&アイグループが発行するクレジットカード（セブンカード・プラス）で支払いを行うと200円当たり2ポイントが付与される。一方で、現金を含む他の決済手段を利用するとポイントは付与されない。経済的な余裕度が高いほどクレジットカードを、余裕度が低い人ほど現金を利用する傾向があること、そしてこれは、経済的な余裕度が低い人ほどクレジットカードやキャッシュレス決済の利用によって金銭感覚のゆるみを避けていることが理由の一つと指摘されていることを踏まえると（翁, 2019）、nanacoポイントの付与対象となる買い物についても、経済的な余裕度が高い人ほどセブン&アイグループが発行するクレジットカードを利用する傾向に、経済的な余裕度が低い人ほど現金に近いチャージ型のnanacoカードを利用し（または時に現金を利用し）、金銭感覚のゆるみを避ける傾向にあることが考えられる。前述のとおり、nanacoポイントは、セブン&アイグループが発行するクレジットカードを利用するほど付与されるポイントが高いために、経済的な余裕度が高い人ほど金銭的に得をする仕組みとなっていると言える。

これを踏まえると、以下の仮説が検討しうる。

仮説3 nanacoポイントのように、現金払い時にポイントがつかず、クレジットカード利用時にポイント付与率が高まるポイントは、金銭面で将来的な不安を持たない人ほど、金銭的価値が高い。

### 3.2 情報処理に係る特性

前述のとおり、中川 (2018) では、女性の方がポイントカードの知覚価値が高いという結果が得られている。そして、この結果については、購

買時に女性の方が男性よりも精緻で包括的な情報処理を行う傾向があり（中川，2010），得られるポイントに対して女性の方が敏感に反応したとの解釈が行われている。しかしながら，中川（2018）においては，精緻で包括的な情報処理を行うか否か，といったこと自体が変数として検討されていないため，この解釈は実証されていない。

これを踏まえ，以下の仮説を検討し，中川（2018）の結果を補足しうる。なお，精緻で包括的な情報処理を行う人は，今後得られるポイントの額と，実際に得られたポイントの額双方に反応し，熱望的価値と金銭的価値それぞれを高く評価することが考えられる。このため，熱望的価値と金銭的価値それぞれについて同様の仮説を立てている。

仮説4 精緻で包括的な情報処理を行う人ほど，ポイントの熱望的価値が高い。

仮説5 精緻で包括的な情報処理を行う人ほど，ポイントの金銭的価値が高い。

#### 4 分析方法

本稿では，前述の仮説の検討のため，4つのポイント（Tポイント，pontaポイント，WAONポイント，nanacoポイント。概要は後述の表5参照。）のそれぞれの知覚価値（熱望的価値および金銭的価値）を被説明変数とし，表1に示す各説明変数との関係をOLSにより推計することにより検討を行う（説明変数間の相関は表2参照。）。

ポイントの知覚価値の測定方法については，中川（2018）がYi and Jeon（2003）にならって採用していた方法をとっており，熱望的価値については，「あなたは，〇〇ポイントカードのポイントをほしいと思いますか。」という質問に対し，「全く思わない」を1，「とても思う」を7として，7件法で回答してもらったものを，金銭的価値に

表1 説明変数

| 変数名          | 内容   |
|--------------|--|
| 年収<br>(百万円)  | 年収の手取り額（百万円単位）。配偶者がいる場合，配偶者の年収の手取り額を加えた額。<br>※中川（2018）が利用していた，世帯年収に近い値としたもの。   |
| 将来<br>金銭不安   | 「将来の生活について金銭面で不安を感じますか？」という質問に対し，「はい」と「いいえ」から「はい」を選択した場合に1を取るダミー変数。  |
| 情報<br>スコア    | 以下3つの質問から精緻で包括的な情報処理を行う度合いを計算した値。①については，「はい」と答えた場合に，②・③については，「いいえ」と答えた場合に1を加算（最小で0，最大で3）。<br>①あなたは，商品を選択・購入する際，様々な情報を確認して判断する方ですか？<br>②あなたは，あまり色々と考えずに，商品を選択・購入する方ですか？<br>③あなたは，商品の選択・購入に，時間をかけたくないと思う方ですか？<br>※中川（2010）を参考に上記質問を作成。 |
| 決済回数         | 2022年における各ポイントが付与対象となる1ヵ月当たり平均の決済回数（ただし，実際に回答者がポイントカードを提示しなかった決済を含む。各ポイント別に数字が異なる。）  |
| 決済金額<br>(万円) | 2022年における各ポイントが付与対象となる1ヵ月当たり平均の決済金額（万円単位。ただし，実際に回答者がポイントカードを提示しなかった決済を含む。各ポイント別に数字が異なる。）   |

表2 説明変数間の相関

|         | 年収（百万円） | 将来金銭不安 | 情報スコア |
|---------|---------|--------|-------|
| 年収（百万円） | —       | —      | —     |
| 将来金銭不安  | -0.22   | —      | —     |
| 情報スコア   | 0.03    | -0.02  | —     |

ついては，「あなたは，〇〇ポイントカードによって，金銭的に得をしていると思いますか。」という質問に対し，「全く思わない」を1，「とても思う」を7として，7件法で回答してもらったものとしている。また，中川（2018）はスーパーの



ポイントのみを検討対象としていたものの、本稿では、スーパーのポイント（WAONポイント、仮説3の検討のためのnanacoポイント）に加えて、広く利用できる提携型のポイント（Tポイント、pontaポイント）を分析対象として加えることにより、推計結果がスーパーのポイントのみに見られる傾向か否かを判断できるようにした。

表5のとおり、4つのポイントは、国内における利用者数が多く、日本の消費者に対して大きな影響を持つポイントであると言える。このため、これらのポイントに共通して見られる傾向は、国内のポイントにおいて見られる傾向に近いものであると言える。ただし、それでもなお、各ポイントの推計から得られる結果は、ポイント一般の特性ではなく、それぞれのポイントの特性が強く反映されたものであることには留意が必要である。

なお、金銭面で将来的に不安があるか否かに関する説明変数とともに、年収についても説明変数としてあわせて検討することにより、年収を用いて検討を行った中川（2018）の結果と比較できるようにしている。ただし、説明変数間の相関（表2）を見ると、「年収（百万円）」と「将来金銭不安」は弱い相関を示すのみである。このため、前章の想定のとおり、所得水準と経済的な余裕度との間に強い関係は見られないと言える。

このほか、各ポイントの付与対象となる決済の回数や金額が多い人ほど、当該ポイントの知覚価値は高くなると考えられることから、コントロール変数として、各ポイントの付与対象であった、2022年における1ヵ月当たりの決済回数と決済金額（ただし、実際に回答者がポイントカードを提示しなかった決済を含む）を含めている<sup>(5)</sup>。

推計には、2023年1月5日～6日に筆者がSurveroidのアンケートモニターを利用し、20代～50代を対象として実施したアンケートから得られたデータを利用した（記述統計は表3参照）<sup>(6)(7)(8)</sup>。

Surveroidは日本国内に約350万人のアンケー

表3 記述統計

| ポイント     | 変数等      | 観測数   | 平均値   | 標準偏差  | 最小値  | 最大値 |
|----------|----------|-------|-------|-------|------|-----|
| T        | 熱望的価値    | 1,442 | 5.23  | 1.87  | 1    | 7   |
|          | 金銭的価値    | 1,442 | 4.51  | 1.88  | 1    | 7   |
|          | 年収（百万円）  | 1,442 | 4.84  | 3.79  | 0    | 30  |
|          | 将来金銭不安   | 1,442 | 0.79  | 0.40  | 0    | 1   |
|          | 情報スコア    | 1,442 | 2.22  | 0.91  | 0    | 3   |
|          | 決済回数     | 1,442 | 6.38  | 16.16 | 1    | 300 |
|          | 決済金額（万円） | 1,442 | 0.56  | 1.35  | 0.01 | 17  |
|          | 年齢       | 1,442 | 42.60 | 10.95 | 20   | 59  |
|          | 性別（女性=1） | 1,442 | 0.48  | 0.50  | 0    | 1   |
|          | ponta    | 熱望的価値 | 1,267 | 5.17  | 1.88 | 1   |
| 金銭的価値    |          | 1,267 | 4.49  | 1.86  | 1    | 7   |
| 年収（百万円）  |          | 1,267 | 4.73  | 3.68  | 0    | 30  |
| 将来金銭不安   |          | 1,267 | 0.78  | 0.41  | 0    | 1   |
| 情報スコア    |          | 1,267 | 2.18  | 0.93  | 0    | 3   |
| 決済回数     |          | 1,267 | 7.35  | 20.52 | 1    | 300 |
| 決済金額（万円） |          | 1,267 | 0.53  | 1.39  | 0.01 | 20  |
| 年齢       |          | 1,267 | 42.06 | 10.86 | 20   | 59  |
| 性別（女性=1） |          | 1,267 | 0.47  | 0.50  | 0    | 1   |
| WAON     |          | 熱望的価値 | 963   | 5.14  | 1.87 | 1   |
|          | 金銭的価値    | 963   | 4.46  | 1.83  | 1    | 7   |
|          | 年収（百万円）  | 963   | 4.97  | 3.62  | 0    | 30  |
|          | 将来金銭不安   | 963   | 0.79  | 0.41  | 0    | 1   |
|          | 情報スコア    | 963   | 2.21  | 0.92  | 0    | 3   |
|          | 決済回数     | 963   | 6.94  | 11.84 | 1    | 220 |
|          | 決済金額（万円） | 963   | 1.15  | 1.91  | 0.01 | 20  |
|          | 年齢       | 963   | 42.58 | 10.90 | 20   | 59  |
|          | 性別（女性=1） | 963   | 0.56  | 0.50  | 0    | 1   |
|          | nanaco   | 熱望的価値 | 631   | 4.95  | 1.81 | 1   |
| 金銭的価値    |          | 631   | 4.11  | 1.82  | 1    | 7   |
| 年収（百万円）  |          | 631   | 5.14  | 3.71  | 0    | 30  |
| 将来金銭不安   |          | 631   | 0.78  | 0.41  | 0    | 1   |
| 情報スコア    |          | 631   | 2.18  | 0.93  | 0    | 3   |
| 決済回数     |          | 631   | 6.22  | 14.48 | 1    | 208 |
| 決済金額（万円） |          | 631   | 0.51  | 1.05  | 0.01 | 10  |
| 年齢       |          | 631   | 42.73 | 10.78 | 20   | 59  |
| 性別（女性=1） |          | 631   | 0.45  | 0.50  | 0    | 1   |

トモニターを有し、スマートフォンで回答を依頼するかたちでアンケートを配信するアンケート配信会社である。本調査においては、世代および男女の比率が一定となるように設定のうえ、4,872名からアンケートを回収した。また、全員に対し、それぞれのポイントの知覚価値や説明変数に対応したアンケート項目に回答してもらい、本文に記載の対象者を推計に含めている。このため、利用者数の多いポイントほど、推計対象となるサンプル数が多くなっており、同一の回答者が複数のポ

表4 ポイント利用の重複状況

|                  | T<br>(1442人) | ponta<br>(1267人) | WAON<br>(963人) | nanaco<br>(631人) |
|------------------|--------------|------------------|----------------|------------------|
| T<br>(1442人)     | —            | —                | —              | —                |
| ponta<br>(1267人) | 909          | —                | —              | —                |
| waon<br>(963人)   | 617          | 558              | —              | —                |
| nanaco<br>(631人) | 445          | 426              | 402            | —                |

イントの推計に含まれている場合もある（各ポイントごとの対象者の重複状況については表4参照。）。

ただし、各ポイントのカードを保有し、2022年において当該ポイントの付与対象であった決済が2022年に1ヵ月当たり平均1回以上あった人のみ（例えば、Tポイントについては、Tポイントカードを保有し、Tポイントの付与対象である決済（実際にTポイントカードを提示したか否かは問わない）が2022年に1ヵ月当たり平均1回以上あった人のみ）を推計の対象としている。なお、本調査においては不正回答者を除くための設問を用意し、不適切な回答が見られる人を推計対象から除いている（「歯を5年以上磨かなかったことはありますか?」「あなたはロボットですか?」という質問に対し、「はい」と「いいえ」から「はい」と答えた人を推計の対象外としている）。

## 5 分析結果

推計結果は表6～9のとおりである（以下、変数名については、全て括弧（「」）をつけて述べる）。

まず始めに、経済的な余裕度に関する変数について、表6・7の「年収（百万円）」はモデル1を除いて有意な関係が見られない。一方、表8において「将来金銭不安」はnanacoポイントに係るモデル（モデル12）を除き、熱望的価値と有意な正の関係が見られる。また、表9において、「将来金銭不安」と金銭的価値の間に有意な関係

は確認できない。

次に、情報処理に関する変数について、「情報スコア」はnanacoポイント以外のすべてのポイントのモデルにおいて、熱望的価値および金銭的価値と正の有意な関係が見られる。

このほか、コントロール変数についても見てみると、「決済金額（万円）」について一貫して正の有意な関係が見られ、係数の値も大きい。すなわち、ポイントの熱望的価値および金銭的価値について、1回当たりの決済金額が強く影響していることが分かる<sup>(10)</sup>。

なお、自由度修正済決定係数は0.02～0.06であり、中川（2018）の推計結果における0.38という数字と比較して低い。このため、本稿で用いた説明変数のみでは、ポイントの熱望的価値および金銭的価値を予測するには十分ではなく、他に影響する要因についても引き続き検討を深めていくことが求められる<sup>(11)</sup>。

以下、本推計結果をもとに、経済的な余裕度および情報処理に係る特性のそれぞれについて検討する。

### 5.1 経済的な余裕度（仮説1～3）

経済的な余裕度とポイントの知覚価値との関係について、前述の推計結果を踏まえると、①nanacoポイントを除き、将来的に金銭面での不安があることは、ポイントをほしいと思う気持ち（熱望的価値）を高めるものの、ポイントによって得しているという気持ち（金銭的価値）には影響しづらい、②nanacoポイントは、将来的に金銭面での不安があることについて、熱望的価値および金銭的価値双方に影響が見られない、③所得水準とポイントの知覚価値との関係は、必ずしも将来的な金銭面での不安の程度とポイントの知覚価値との関係を示しているとは言えない、これらが示唆される。

nanacoポイントについて追加的に検討を行うため、金銭面で将来的に不安があると答えた人

表5 ポイントの概要

|                      | Tポイント  | pontaポイント  | WAONポイント  | nanacoポイント  |
|----------------------|--|--|---|---|
| 運営会社                 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ  | ロイヤリティマーケティング  | イオングループ   | セブン&アイグループ  |
| 国内利用割合<br>(2021年10月) | 55.5%<br>(国内2位)  | 35.1%<br>(国内3位)  | 20.1%<br>(国内5位)   | 13.2%<br>(国内6位)   |
| 利用可能<br>箇所数          | 約15万<br>(2022年12月末時点)  | 約26万<br>(2023年4月1日時点)  | 約117万(自動販売機含む)<br>(2023年3月末時点)  | 約104万<br>(2023年1月末時点)   |
| 提携/非提携               | 提携   |  |   |   |
| 利用可能<br>店舗例          | ファミリーマート,<br>TSUTAYA, ガスト, 吉野家   | ローソン, GEO,<br>ケンタッキー   | イオン, ミニストップ,<br>ウェルシア   | イトーヨーカドー, セブンイレブン,<br>デニーズ, エネオス  |
| ポイント付与<br>対象決済手段     | 指定なし<br>(現金可)  | 指定なし<br>(現金可)  | 指定なし<br>(現金可)   | nanacoカードまたは<br>セブン&アイグループの<br>クレジットカード(セブンカード・<br>プラス)(現金不可)   |
| ポイント<br>付与率          | ・提携企業によって異なる。<br>・上記店舗においては200円<br>~220円につき1ポイント<br>付与。                | ・提携企業によって異なる。<br>・上記店舗においては100円<br>~200円につき1ポイント<br>付与。            | ・200円当たり1ポイント付<br>与。<br>・会員登録したWAONカード<br>(プリペイドカード)で<br>支払いを行った場合、一部<br>店舗ではポイントが2倍。 | ・nanacoカード(プリペイ<br>ドカード)の場合200円当<br>たり1ポイント付与。<br>・セブン&アイグループのク<br>レジットカード(セブンカ<br>ード・プラス)の場合、200<br>円当たり2ポイント付与。<br>・上記以外の決済手段の場合<br>ポイント付与なし。 |
| 他のポイント<br>との併用       | ・可(例えば、ファミリーマ<br>ートでは、1回の会計で<br>WAONポイントとTポイ<br>ントの双方を取得すること<br>ができる。) | ・可(例えば、ローソンでは、<br>1回の会計でWAONポイ<br>ントとpontaポイントの双<br>方を取得することができる。) | ・可(例については、左記T<br>ポイントやpontaポイント<br>の記載参照。)  | ・不可(例えば、セブンイレ<br>ブンにおいてnanacoカ<br>ードで支払った場合、他のポ<br>イントを取得できない。)   |
| 交換可能景品<br>の特徴        | 複数ジャンルの商品と交換<br>可  | 複数ジャンルの商品と交換<br>可(オリックスバファロー<br>ズのオリジナルグッズあり)                      | 複数ジャンルの商品と交換<br>可(SKE48, 櫻坂48のオリ<br>ジナルグッズあり)   | 景品交換なし  |
| 連続/非連続               | 連続(1ポイント単位でポイントが使用可)   |  |   |   |
| 線形/非線形               | 線形(ポイントが蓄積しても、1ポイント当たりの価値が一定)  |  |   |   |
| 単純/複雑                | 単純(購買金額と得られるポイントの関係が分かりやすい)  |  |   |   |

※各ポイントのウェブサイト等を参考に記載(国内利用割合はSBI生命保険株式会社の調査結果を記載)<sup>9)</sup>。連続/非連続、線形/非線形、単純/複雑の分類は、中川(2018)を参考に記載。

表6 推計結果（熱望的価値（「年収（百万）」・「情報スコア」推計））

|          | モデル 1          | モデル 2          | モデル 3          | モデル 4          |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|          | T              | ponta          | WAON           | nanaco         |
| 年収（百万円）  | -0.04 (0.02)*  | -0.04 (0.03)   | -0.03 (0.03)   | -0.04 (0.04)   |
| 情報スコア    | 0.05 (0.03)**  | 0.07 (0.03)**  | 0.07 (0.03)**  | 0.04 (0.04)    |
| 決済回数     | 0.11 (0.03)*** | 0.03 (0.03)    | 0.14 (0.04)*** | -0.05 (0.05)   |
| 決済金額（万円） | 0.11 (0.03)*** | 0.13 (0.03)*** | 0.14 (0.03)*** | 0.18 (0.04)*** |
| サンプル数    | 1442           | 1267           | 963            | 631            |
| F値       | 11.35          | 8.21           | 13.75          | 5.23           |
| 調整済み決定係数 | 0.03           | 0.02           | 0.05           | 0.03           |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏回帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

表7 推計結果（金銭的価値（「年収（百万）」・「情報スコア」推計））

|          | モデル 5          | モデル 6          | モデル 7          | モデル 8          |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|          | T              | ponta          | WAON           | nanaco         |
| 年収（百万円）  | -0.02 (0.03)   | -0.02 (0.03)   | -0.01 (0.03)   | 0.02 (0.04)    |
| 情報スコア    | 0.07 (0.03)*** | 0.09 (0.03)*** | 0.08 (0.03)**  | 0.04 (0.04)    |
| 決済回数     | 0.11 (0.02)*** | 0.10 (0.03)**  | 0.15 (0.04)*** | 0.00 (0.04)    |
| 決済金額（万円） | 0.12 (0.03)*** | 0.13 (0.03)*** | 0.15 (0.04)*** | 0.23 (0.04)*** |
| サンプル数    | 1442           | 1267           | 963            | 631            |
| F値       | 13.77          | 12.86          | 16.34          | 9.50           |
| 調整済み決定係数 | 0.03           | 0.04           | 0.06           | 0.05           |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏回帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

表8 推計結果（熱望的価値（「将来金銭不安」・「情報スコア」推計））

|          | モデル 9          | モデル 10         | モデル 11         | モデル 12         |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|          | T              | ponta          | WAON           | nanaco         |
| 将来金銭不安   | 0.10 (0.03)*** | 0.10 (0.03)*** | 0.06 (0.03)**  | 0.02 (0.04)    |
| 情報スコア    | 0.05 (0.03)**  | 0.07 (0.03)**  | 0.07 (0.03)**  | 0.04 (0.04)    |
| 決済回数     | 0.11 (0.02)*** | 0.03 (0.03)    | 0.14 (0.04)*** | -0.05 (0.05)   |
| 決済金額（万円） | 0.11 (0.03)*** | 0.13 (0.03)*** | 0.14 (0.03)*** | 0.18 (0.03)*** |
| サンプル数    | 1442           | 1267           | 963            | 631            |
| F値       | 14.27          | 11.01          | 14.57          | 5.05           |
| 調整済み決定係数 | 0.04           | 0.03           | 0.05           | 0.03           |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏回帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

表9 推計結果（金銭的価値（「将来金銭不安」・「情報スコア」推計））

|          | モデル 13         | モデル 14         | モデル 15         | モデル 16         |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|          | T              | ponta          | WAON           | nanaco         |
| 将来金銭不安   | 0.01 (0.03)    | 0.02 (0.03)    | 0.00 (0.03)    | -0.05 (0.04)   |
| 情報スコア    | 0.07 (0.03)*** | 0.09 (0.03)*** | 0.08 (0.03)**  | 0.04 (0.04)    |
| 決済回数     | 0.11 (0.02)*** | 0.10 (0.03)**  | 0.15 (0.04)*** | 0.00 (0.04)    |
| 決済金額（万円） | 0.12 (0.03)*** | 0.13 (0.03)*** | 0.15 (0.04)*** | 0.24 (0.04)*** |
| サンプル数    | 1442           | 1267           | 963            | 631            |
| F値       | 13.63          | 12.78          | 16.29          | 9.84           |
| 調整済み決定係数 | 0.03           | 0.04           | 0.06           | 0.05           |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏回帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

（「不安あり」と、ないと答えた人（「不安なし」）の、熱望的価値および金銭的価値の平均値を図1・2に示している。

これを見ると、熱望的価値については、「不安あり」における平均値が低いことが、表8の結果

につながっていることが分かる<sup>(12)</sup>。この理由についてはさらなる検討が必要であるものの、例えば、経済的な余裕度が低い人ほど、決済手段として現金を利用していることが多いことから（翁, 2019; Arango et al., 2011）、ポイントを得るためにはキャッシュレス決済の利用が必須であるnanacoポイントを得ようという気持ちが起こりにくかったことが考えられる<sup>(13)</sup>。

また、金銭的価値については、表9において有意な関係は確認できないものの、仮説3の想定のように「不安なし」の平均値が「不安あり」の平均値を上回っており、現金利用者に比べて金銭面で将来的な不安の少ない傾向にあるクレジットカード利用者が優遇される仕組みが影響しているものと考えられる。ただし、熱望的価値と異なり、「不安なし」の平均値も他のポイントに比べて低い<sup>(14)</sup>。この理由についてもさらなる検討が求められるものの、表5を踏まえると、nanacoポイントのみ1回の会計で他のポイントを同時に取得できないことや、景品交換の仕組みが用意されて

図1 熱望的価値の平均値

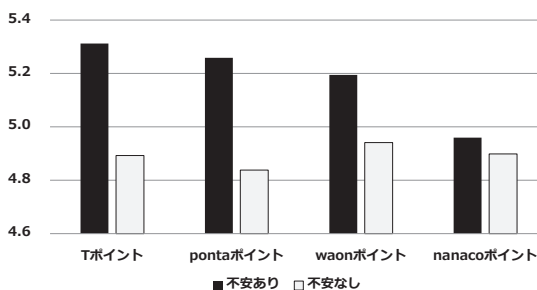
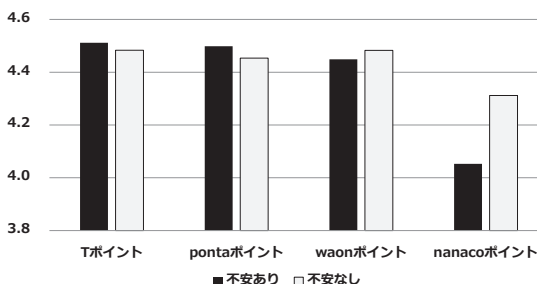


図2 金銭的価値の平均値



いないこと等が理由となっている可能性がある。

5.2 情報処理に係る特性 (仮説4～5)

情報処理に係る特性について、前述の推計結果を踏まえると、Tポイント、pontaポイント、WAONポイントについては、仮説4・5の想定のとおり、買い物において精緻で包括的な情報処理を行う人ほど、ポイントの知覚価値(熱望的価値および金銭的価値の双方)が高いと言えるものの、nanacoポイントのみ、何らかの理由で関係が見られないものと考えられる。

nanacoポイントのみ異なる傾向が見られる理由については引き続き検討が求められるものの、例えば、現金利用者はキャッシュレス決済利用者比べて買い物時の使いすぎを気にする傾向にある(Arango et al., 2011)ことを踏まえると、買い物において精緻で包括的な情報処理を行う人ほど、クレジットカードを含めたキャッシュレス決済を利用しない傾向にあり、前節の経済的な余裕度の結果と類似した理由で、現金が利用できず、クレジットカード利用時に優遇されるnanacoポイントの知覚価値が下がったことが推察される。またこの他にも、理由の候補として、①他のポイントについては、「情報スコア」が高い人ほど、ポイントで交換するとお得な景品は何かという計算が働き、知覚価値が高まったものの、景品交換のサービスがないnanacoポイントについては同様の傾向が見られなかった、②1回の会計で他のポイントと同時に取得できないnanacoポイントについて、「情報スコア」が高い人ほど避けようとする(例えば、同じものを購入する場合に、nanacoポイントしか取得できないセブンイレブンではなく、TポイントとWAONポイントを両方取得できるファミリーマートで買い物をしようとする)ことが影響した、ということも考えられる。これらの理由のいずれが当てはまるのか、またそれぞれの理由が複合的に作用しているのかは、nanacoポイントに性質が類似した他のポイント

の分析等により確認していく必要がある。

なお、参考までに「熱望的価値」および「金銭的価値」を被説明変数に、性別(「女性」)と年齢を説明変数として推計した結果が表10・11、また、「情報処理スコア」を被説明変数に、性別(「女性」)と年齢を説明変数として推計した結果が表12であるが、「女性」は有意な正の関係を示していない。むしろ、「女性」は、pontaポイントに関する全てのモデルやnanacoポイントに関する一部のモデル(モデル24)において、有意な負の関係を示している。このため、本稿のデータからは、女性のポイントの知覚価値が高いことや、女性ほど精緻で包括的な情報処理を行うということはない。

女性ほどポイントの知覚価値が高いという結果が得られた中川(2018)との相違について、例

表10 推計結果(熱望的価値(「女性」・「年齢」推計))

|          | モデル 17         | モデル 18         | モデル 19         | モデル 20         |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|          | T              | ponta          | WAON           | nanaco         |
| 女性       | -0.02 (0.03)   | -0.05 (0.03)*  | 0.05 (0.03)    | 0.00 (0.04)    |
| 年齢       | 0.02 (0.03)    | 0.03 (0.03)    | 0.05 (0.03)    | 0.04 (0.04)    |
| 決済回数     | 0.10 (0.02)*** | 0.03 (0.03)    | 0.13 (0.04)*** | -0.05 (0.05)   |
| 決済金額(万円) | 0.10 (0.03)*** | 0.13 (0.03)*** | 0.13 (0.03)*** | 0.18 (0.03)*** |
| サンプル数    | 1442           | 1267           | 963            | 631            |
| F値       | 9.99           | 7.31           | 13.55          | 5.03           |
| 調整済み決定係数 | 0.02           | 0.02           | 0.05           | 0.02           |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏帰帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

表11 推計結果(金銭的価値(「女性」・「年齢」推計))

|          | モデル 21         | モデル 22          | モデル 23         | モデル 24         |
|----------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
|          | T              | ponta           | WAON           | nanaco         |
| 女性       | -0.04 (0.03)   | -0.11 (0.03)*** | -0.01 (0.03)   | -0.06 (0.04)*  |
| 年齢       | 0.01 (0.03)    | 0.00 (0.03)     | 0.00 (0.03)    | 0.01 (0.04)    |
| 決済回数     | 0.11 (0.02)*** | 0.09 (0.03)***  | 0.15 (0.04)*** | -0.01 (0.04)   |
| 決済金額(万円) | 0.11 (0.03)*** | 0.13 (0.03)***  | 0.15 (0.04)*** | 0.23 (0.04)*** |
| サンプル数    | 1442           | 1267            | 963            | 631            |
| F値       | 12.53          | 14.34           | 14.62          | 9.76           |
| 調整済み決定係数 | 0.03           | 0.04            | 0.05           | 0.05           |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏帰帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

表12 推計結果(情報スコア(「女性」・「年齢」推計))

|          | モデル 25       | モデル 26         | モデル 27      | モデル 28       |
|----------|--------------|----------------|-------------|--------------|
|          | T            | ponta          | WAON        | nanaco       |
| 女性       | -0.03 (0.03) | -0.06 (0.03)** | 0.00 (0.03) | -0.01 (0.04) |
| 年齢       | 0.02 (0.03)  | 0.03 (0.03)    | 0.01 (0.03) | -0.02 (0.04) |
| サンプル数    | 1442         | 1267           | 963         | 631          |
| F値       | 1.17         | 3.15           | 0.07        | 0.13         |
| 調整済み決定係数 | 0.0002       | 0.003          | -0.002      | -0.003       |

※\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。標準化偏帰帰係数を掲載しており、括弧内の数値は頑健標準誤差。

えば、pontaポイントによって交換された景品の上位10品のうち、5品をオリックスバッファローズのオリジナル商品が占める（2023年5月6日時点）<sup>(15)</sup>ことを踏まえると、交換できる景品に男性あるいは女性にとって魅力的なものが含まれている場合に、特定の性の知覚価値が高まることが考えられる。すなわち、中川（2018）のサンプルに含まれていたポイントによって交換できる商品は、比較的女性に対して魅力的なものが多かったことが、本稿の結果と齟齬が生じる結果につながった可能性がある。しかしながら、実際に中川（2018）のサンプルに含まれていたポイントによって交換できる商品が女性にとって魅力的なのか、そもそもオリックスバッファローズのオリジナル商品は男性にとって魅力的であるのか、何故nanacoポイントについては金銭的価値のみ「女性」が負の関係を示しているのか、といった点については確かではなく、推測の域を出ていないことから、引き続き丁寧に検討を深めていくことが求められる。

## 6 まとめと今後の課題

以上の結果を整理すると次のとおりとなる。

- ①Tポイント、pontaポイント、WAONポイントについては、経済的な余裕度が低い人ほど（将来的な金銭面での不安がある人ほど）、ポイントの熱望的価値が高い。nanacoポイントについては、経済的な余裕度（将来的な金銭面での不安）によるポイントの熱望的価値に対する有意な影響は確認できない。
  - ②経済的な余裕度（将来的な金銭面での不安）による各ポイントの金銭的価値に対する有意な影響は確認できない。
  - ③nanacoポイントは他のポイントと比べて熱望的価値および金銭的価値が低く、特に経済的な余裕度が低い人ほど（将来的な金銭面での不安がある人ほど）知覚価値が低いことが理由となっている。
  - ④Tポイント、pontaポイント、WAONポイントについては、買い物において精緻で包括的な情報処理を行う人ほど、ポイントの熱望的価値および金銭的価値が高い。nanacoポイントについては、買い物において精緻で包括的な情報処理を行うことによる、ポイントの熱望的価値および金銭的価値に対する有意な影響は確認できない。
- ①や④におけるnanacoポイントの結果の理由については、今後実証していくことが求められているものの、仮に現金払い時にポイント付与されないことが影響している場合、現金利用者にとって魅力的なポイントとすることは、企業がポイントを通じて顧客と強いつながりを持つうえで、重要であることが示唆される。店頭におけるキャッシュレス決済が大きく普及した現在にあっても、現金を利用する人は5割程度いることが指摘されており（LINEリサーチ、2023等）、その影響は無視できないほど大きいと思われる。ただし、消費者は現金利用時よりもキャッシュレス決済利用時に、支払いに伴う心理的な苦痛（Pain of Paying）が小さくなり、より多くの商品を購入する傾向があることが複数の研究において指摘されており（Inman et al., 2009; Runnemark et al., 2015等）、セブン&アイグループは、専用のプリペイドカードやクレジットカードのみポイント付与の対象とすることで、消費者のキャッシュレス利用に伴う購買促進を図っている可能性もある。ポイントの知覚価値をあげるために現金払いを許容するかの判断は、現金払いやキャッシュレス決済に伴う副次的な作用を踏まえ、判断していく必要があると言える。
- また、Tポイント、pontaポイント、WAONポイントに関しては、ポイントの熱望的価値が低い傾向にある経済的な余裕度が高い人にも魅力的な

施策を講ずることで、全体としてさらなる熱望的価値の向上につながると言える。実際にこのような施策を考えることは容易ではないものの、例えば、経済的に余裕がある人ほど投資をする傾向があることを踏まえると (Geetha and Vimala, 2014), 得られたポイントが自動的に投資にまわされるような仕組みがあれば、経済的な余裕度が高い人の熱望的価値を高める可能性がある。現在でも、Tポイントやpontaポイントについて、得られたポイントを投資にまわせるサービスは開始されているもの<sup>(16)</sup>, 手続きに一定の手間が生じることから、より簡便に開始できる仕組みがあることで、熱望的価値に影響を与えうるものとなりうる。

さらに、買い物において精緻で包括的な情報処理を行う人ほど知覚価値が高いことを踏まえると、精緻で包括的な情報処理を面倒だと思える人に対しても、ポイントが貯まることによるお得感をアピールできるような仕組みを講ずることで、企業はポイントプログラムの魅力をさらに高めることができると考えられる。例えば、利用金額や獲得ポイントが、スマートフォンアプリ上で瞬時に把握できるような仕組みがあることで、消費者がポイントのメリットを実感しやすくなると考えられる。ただし、nanacoポイントのみ精緻で包括的な情報処理を行うこととの関係が見られなかった理由が、仮に第5章でふれたように景品交換の有無のみによるものであった場合、「利用金額や獲得ポイントが、スマートフォンアプリ上で瞬時に把握できるような仕組み」は有効な施策とはなりえない。このため、精緻で包括的な情報処理を行うこととポイントの知覚価値に関係が見られる条件が何かについて、引き続き検討を深めていくことが求められる。

なお本稿は、すべてのポイントに対する消費者の選好を明らかにできていないものではない。分析対象とした4つのポイントは、日本において利用者数が多い代表的なポイントであり、他のポイン

トにも共通する要素があると思われるものの、それぞれのポイントに固有の特性が影響している可能性があることには留意が必要である。特に、nanacoポイントについては、現金払い時にポイントがつかず、クレジットカード利用時に還元率が高まるポイントとして唯一の分析対象としているため、今後、同様の特性を持つポイントカードについてあわせて分析していくことが求められる。また、本稿における手法のほかにも、回答者が最もよく利用するポイントを分析対象とすることや、仮想的な場面を想定したうえで調査を行うことも考えられるため、それぞれの手法における課題に対処しながら複数の観点で検討を深めていくことが求められる。

これらについては今後の課題とし、引き続き、ポイントと消費者との関係について研究を深めていきたい。

## 注

- (1) 後述の表5参照。
- (2) 「2. 先行研究のレビュー」にも記載のとおり、長期的な利用により特典が得られるタイプのポイントカードや、一定のポイントが貯まると特典が得られるタイプのポイントカード等、ポイントと得られる特典の関係には、様々なものが見られる。
- (3) 堀江貴文氏のtwitter<[https://twitter.com/takapon\\_jp/status/671858329690374144](https://twitter.com/takapon_jp/status/671858329690374144)> Accessed 2023, January 15. 参照。
- (4) 単純型の例としては、購入金額の1%分のポイントが得られ、1ポイント1円で利用できるといったもの。また、複雑型の例としては、1,000円の買い物ごとに200ポイント貯まり、1,000ポイントごとに1,200円の値引きが受けられるといったもの。
- (5) ポイントの知覚価値が高い人ほど、意図的に当該ポイントの決済回数・金額を高める可能性があるために、コントロール変数が

他の説明変数の影響を過度に小さくする可能性もあるものの、コントロール変数を含めずに推計した場合も、本稿の結果に大きな影響は見られなかった。

- (6) 「将来の生活について金銭面で不安を感じますか?」という質問について、「将来の生活」という文言に対する捉え方が年齢によって異なることが考えられ、仮に若い世代の方が「将来の生活」に対してネガティブであれば、本稿の推計結果は、年齢による影響を強く受けることが懸念される。一方で、中川(2018)および後述する表10~12において、20代~50代については、ポイントの知覚価値に対する年齢の影響が確認できない。このため、本稿の推計結果(表8・9)においても、年齢による影響は大きく受けていないと考えられる。さらに、「将来の生活」について世代や子どもの有無によってイメージするものが異なり、「将来金銭不安」とポイントの知覚価値の関係がこれらの属性ごとに異なることも考えられる。このため、今後、これらの属性を意識した分析を行っていくことも求められる。
- (7) 定年で会社を退職し、年金暮らしをしている60代以上の人については、所得水準と経済的な余裕度の関係が他の世代と比べて大きく異なることを考えたことから、今回20代~50代に絞った。しかしながら、本来60代以上を含めてサンプルを集め、実際にこの想定が当てはまるかどうかも含めて検討する方が望ましかったと言える。本稿の結果について、60代以上の世代についても同様に当てはまるのかについては、今後の課題としたい。
- (8) 回答者は、回答の報酬としてポイント(一定のポイントを貯めることでギフトカードと交換可能)をアンケート配信会社から受け取っている。このため、本稿が分析対象としているポイントを得たいという気持ちが高い回答者が多く、知覚価値が一般的な消費者よりも高い傾向を示している可能性があることには留意が必要である。
- (9) Tポイントウェブサイト<<http://t.site.jp/>> Accessed 2023, January 15., Pontaポイントウェブサイト<<https://point.recruit.co.jp/point/>> Accessed 2023, January 15., nanacoポイントウェブサイト<[https://www.nanaco-net.jp/how-to/save\\_point/](https://www.nanaco-net.jp/how-to/save_point/)> Accessed 2023, January 15., WAONポイントウェブサイト<<https://www.waon.net/point/>> Accessed 2023, January 15., イオン株式会社プレスリリース<[https://www.aeon.info/wp-content/uploads/news/pdf/2023/04/230428R\\_1.pdf](https://www.aeon.info/wp-content/uploads/news/pdf/2023/04/230428R_1.pdf)> Accessed 2023, May 3., JCBプレスリリース<[https://www.global.jcb/ja/press/2023/202303011230\\_brand.pdf](https://www.global.jcb/ja/press/2023/202303011230_brand.pdf)> Accessed 2023, May 3., SBI生命保険株式会社調査<[https://www.sbigroup.co.jp/news/pr/2021/1020\\_12707.html](https://www.sbigroup.co.jp/news/pr/2021/1020_12707.html)> Accessed 2023, May 3.参照。
- (10) このほか、決済回数については、Pontaポイントとnanacoポイントの一部のモデルにおいて有意な関係が見られていない。この理由については本稿の検討の対象外であるものの、引き続き理由を明らかにしていくことが求められる。
- (11) 各モデルを比較すると、WAONポイントについて、他のポイントよりもやや自由度修正済決定係数が大きくなる傾向にあり、今回使用した変数についてポイントによって当てはまりの良さが異なると言える。
- (12) 「不安あり」「不安なし」ごとに、熱望的価値を被説明変数に、各ポイントを説明変



数（ベースをTポイント）として、同一回答者を変量効果で指定した一般線形混合モデルで推計したところ、「不安あり」のみ、nanacoポイントに有意な負の相関が見られた（他のポイントについては、有意な関係は確認できなかった）。

- (13) 参考までに、各ポイントの消費者口コミサイト (<https://iroran.com/point/>) において、nanacoポイントは現金払い時にポイントがつかないことへの不満が記載されている一方、WAONポイントは現金払い時にポイントがつくことへの肯定的な意見が確認できる。
- (14) 「不安あり」「不安なし」ごとに、熱望的価値を被説明変数に、各ポイントを説明変数（ベースをTポイント）として、同一回答者を変量効果で指定した一般線形混合モデルで推計したところ、「不安あり」「不安なし」ともに、nanacoポイントに有意な負の相関が見られた（他のポイントについては、有意な関係は確認できなかった）。
- (15) Pontaポイント景品交換ウェブサイト<<https://spend.ponta.jp/>> Accessed 2023, May 3.参照。
- (16) SBI証券ウェブサイト<[https://search.sbise.co.jp/v2/popwin/affiliate/openaccountlp/openaccountlp\\_190720\\_pc\\_tpoint.html](https://search.sbise.co.jp/v2/popwin/affiliate/openaccountlp/openaccountlp_190720_pc_tpoint.html)> Accessed 2023, May 3., auカブコムウェブサイト<<https://kabu.com/company/lp/lp101.html>> Accessed 2023, May 3.参照。

### 参考文献

- Allaway, A. W., Berkowitz, D., and D'Souza, G. (2003), Spatial diffusion of a new loyalty program through a retail market, *Journal of Retailing*, 79(3), pp.137-151.
- Arango, C. Huynh, K.P. and Sabetti, L. (2011), How do you pay? The role of incentives at the point-of-sale, *Bank of Canada Working Paper* 2011-23.
- Blattberg, R. C., Kim, B. D., and Neslin, S. A. (2008), Frequency reward programs, *Database Marketing in International Series in Quantitative Marketing*, 18, pp.549-578.
- Chaudhuri, M., Voorhees, C. M., and Beck, J. M. (2019), The effects of loyalty program introduction and design on short-and long-term sales and gross profits, *Journal of the Academy of marketing science*, 47(4), 640-658.
- Dorotic, M., Bijmolt, T. H., and Verhoef, P. C. (2012), Loyalty programmes: Current knowledge and research directions, *International Journal of Management Reviews*, 14(3), pp.217-237.
- Dorotic, M., Verhoef, P. C., Fok, D., and Bijmolt, T. H. (2014), Reward redemption effects in a loyalty program when customers choose how much and when to redeem, *International Journal of Research in Marketing*, 31, 4, 339-355.
- Geetha, S. N., and Vimala, K. (2014), Perception of household individual investors towards selected financial investment avenues (with reference to investors in Chennai city), *Procedia Economics and Finance*, 11, 360-374.
- 林田吉恵 (2019) 「幸福度と所得との関係：所得は適応 (adaptation) するのか」, 『経済学論究』 73(1), pp.51-64.
- Inman, J. J., Winer, R. S., and Rosellina, F. (2009), The Interplay Among Category Characteristics, Customer Characteristics, and Customer Activities on In-Store Decision Making, *Journal of Marketing*, 73, 5, 19-29.

- 石田浩 (2012) 「相対的貧困世帯と親及び子の行動と意識」, 内閣府「平成23年度「親と子の生活意識に関する調査」」第5章第1節.
- Kivetz, R. (2005), Promotion reactance: The role of effort-reward congruity, *Journal of consumer research*, 31(4), pp.725-736.
- Kivetz, R., Urminsky, O., and Zheng, Y. (2006), The goal-gradient hypothesis resurrected: Purchase acceleration, illusionary goal progress, and customer retention, *Journal of marketing research*, 43, 1, pp.39-58.
- Kopalle, P. K., Sun, Y., Neslin, S. A., Sun, B., and Swaminathan, V. (2012), The joint sales impact of frequency reward and customer tier components of loyalty programs, *Marketing Science*, 31(2), pp.216-235.
- LINEリサーチ(2023)「店頭支払い「スマホ決済派」が「現金払い派」を超え6割弱。投資型金融商品は「NISA」が伸長」<<https://linersearch-platform.blog.jp/archives/41817263.html>> Accessed 2023, May 3.
- 松崎のり子 (2021) 「ポイント長者は節約達人ではない! 「ポイ活」の罠にかからないための心得」, <<https://diamond.jp/articles/-/281468>> Accessed 2023, January 15.
- Meyer-Waarden, L. (2015), Effects of loyalty program rewards on store loyalty, *Journal of Retailing and Consumer Services*, 24, pp.22-32.
- 中川宏道 (2010) 「男性の消費者行動の特徴とマーケティング対応」, 『流通情報』42(3), pp.22-34.
- 中川宏道 (2018) 「スーパーマーケットにおけるポイントカードの知覚価値とその要因」, 『流通情報』49(5), pp.64-84.
- 翁百合 (2019) 「キャッシュレス社会に向けて何をすべきか」, NIRAオピニオンペーパー42.
- Runnemark, E., Hedman, J., and Xiao, X. (2015), Do consumers pay more using debit cards than cash?, *Electronic Commerce Research and Applications*, 14, 5, 285-291.
- Yi, Y., and Jeon, H. (2003), Effects of loyalty programs on value perception, program loyalty, and brand loyalty, *Journal of the academy of marketing science*, 31(3), pp.229-240.

---

## 原著論文

---

# POFMAにおける「虚偽の事実言明」の定義

## The Definition of ‘False Statement of Fact’ in the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act

キーワード：

POFMA, シンガポール, 虚偽の事実言明, フェイクニュース, 偽情報

keyword：

POFMA, Singapore, False Statement of Fact, Fake news, Disinformation

名古屋大学 井原伸浩

Nagoya University Nobuhiro IHARA

---

### 要約

シンガポールでオンライン虚偽情報および情報操作防止法 (Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act: POFMA) が2019年に成立・発効した。同法は、いわゆるフェイクニュースや偽情報の規制法だが、これらの語を用いず、代わりに「虚偽の事実言明 (false statement of fact)」を規制対象としている。本稿は、あいまいさが指摘される「虚偽の事実言明」の定義に対する批判と反論を検討する。具体的には、虚偽の事実言明の定義が、フェイクニュースや偽情報といった既存の概念の定義、あるいは定義するうえでの主要な論点に照らし、いかなる意味で則っているか／いないかを検証する。これを通じて、虚偽の事実言明が定義されるにあたり、フェイクニュースや偽情報等に関する先行研究ではあまり見られなかった法律論の論理が多く使用され、それが与党人民行動党 (People’s Action Party) の政治家や閣僚とPOFMA批判者の間で、立法・履行過程で議論の齟齬と軋轢を生んだと論じる。特に、事実と意見の区別、意図の有無、虚偽性の判定等がPOFMAの立法過程において主要論点となったが、その正確な意味や判定のあり方が明確になっていったのは、POFMAの履行や判例が積み重ねられるなかでのことだった。

---

原稿受付：2023年2月23日

掲載決定：2023年9月15日

## Abstract

In 2019, the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act (POFMA) was enacted in Singapore. POFMA is a law regulating so-called ‘fake news’ and ‘disinformation,’ but it does not use these terms. Instead, it refers to ‘false statements of fact.’ This paper examines the criticisms regarding the Singapore government’s definition of a ‘false statement of fact,’ which has been considered ambiguous, and the counter-arguments against such criticisms. Specifically, this paper examines whether the definition of ‘false statement of fact’ is unique compared to existing definitions of fake news and disinformation in light of the key issues in defining them. In doing so, this research finds that the definition of ‘false statement fact’ employs jurisprudential logic rarely seen in previous studies defining fake news and disinformation. The logic has led to discrepancies and frictions in the legislative and implementation process between politicians and ministers of the ruling People’s Action Party and critics of POFMA. In particular, the distinction between fact and opinion, the examination of communicators’ intent, and how to determine falsity became significant issues in developing POFMA. Still, determining these distinctions and examinations became possible only after the implementation of POFMA and the accumulation of precedents.

## 1 はじめに

2019年、シンガポールでオンライン虚偽情報および情報操作防止法 (Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act: POFMA) が成立・発効した。同法は、いわゆる「フェイクニュース (fakenews)」や「偽情報 (disinformation)」の規制法だが、これらの語ではなく、公共の利益 (public interest) を害する「虚偽の事実言明 (false statement of fact)」という用語を用いて、その伝達を禁じている (7条)。これに違反すると罰金ないし禁固刑が科されることもあるが、実際には言明の伝達者に対する主たる措置は、訂正指示 (Correction Direction) である。これを受けると伝達者は、①対象言明が虚偽である、かつ／あるいは言明を構成する資料 (material) に虚偽の事実言明が含まれることを示す言明、および／あるいは②特定の事実言明、あるいは特定の事実言明が見つけれられるロケーションのレファレンスを含む訂正通知 (Correction Notice) を、当該言明に併記するよう要求される (11条)。当該言明をシンガポールで見られないよう伝達者に要求する伝達停止指示 (Stop Communication Direction) が出されることもあり得る (訂正指示と伝達停止指示をあわせて第三部指示 (Part 3 Direction) と呼ぶ)。これら指示が出されても即有罪となる訳ではないが、従わなければ罰金ないし禁固刑が科され、当該言明を削除する措置がとられる等する。

POFMAへの批判に、虚偽の事実言明の定義が、あまりに広く、不明確だというものがある。訂正指示が出されるにあたり、当該言明が虚偽か判断するのは、まずは関連する省庁の大臣である。この判断を恣意的に行うことで、政府が自らと異なる見解の表明を抑圧・抑制する手段にPOFMAはなり得るとか、そうでなくても強い萎縮効果をもたらす等の批判が生じた (Jie, 2020)。

本稿は、虚偽の事実言明の定義に対する批判と反論を検討する。具体的には、虚偽の事実言明の

定義が、フェイクニュースや偽情報といった既存の概念の定義、あるいは定義するうえでの主要な論点に照らし、いかなる意味で則っているか／いないかを検証する。結論を先取りすれば、虚偽の事実言明が定義されるにあたり、フェイクニュースや偽情報等に関する先行研究ではあまり見られなかった法律論の論理が多く使用され、それが与党人民行動党 (People's Action Party) の政治家や閣僚とPOFMA批判者の間で、立法・履行過程で議論の齟齬と軋轢を生んだと論じる。

シンガポールの事例が典型的に示すように、フェイクニュース／偽情報は、安全保障上の脅威を呈するとの見方もある一方 (Neo, 2019)、その規制が、表現・言論の自由を抑圧するための方便ともみなされ易い点で、我々の社会に重大な影響を及ぼし得る。特に、規制対象をいかに定義するかは、こうした安全保障と自由のバランスを決定づける重要性を有する。本稿は、これに関する学術的知見と現実の政策論議の齟齬を検討することで、こうしたバランスを見出す一助としたい。

シンガポールの虚偽情報対策やPOFMAに関する研究は、すでに多くあるため、ここでは「虚偽の事実言明」の定義と関連するものを中心に挙げる。それらには、表現の自由についてPOFMAが、国際人権法や透明性、独立性、公正・公平性上の問題があることや (Özdan, 2021)、国際基準を満たしていないと指摘するものがある (Aswad, 2020)。POFMAを含む4つのメディア法の成立過程を通じ、シンガポール政府が統治の正当性を構築しようとしたと論じた研究もある。これによると、POFMAの成立過程で虚偽情報を定義するにあたり、法律の専門家のコンセンサスを得たことが、権力を正当化する戦略の一つとなったという (Lee & Lee, 2019)。シンガポールと豪州における、ソーシャルメディア上のフェイクニュース拡散対策を比較分析した研究は、何が規制対象のフェイクニュースに含まれるか、あるいは含まれないかの定義を考察している (Tay, 2021)。他にも、後述のPOFMA 2条2項 (b) における一部の

定義の曖昧さによる過剰規制につながる危険性を指摘し、特に事実と意見の区別等についてPOFMAの内容と判例法を解説した研究もある (Foo, 2021)。オンラインのヘイトスピーチに関するPOFMAの条項と、その国際法および国際慣習の枠組上の位置づけを分析した研究は、虚偽の事実言明や公共の利益の定義が、POFMAに関する議論でおそらく最も明白な問題となったと指摘した (Chen & Chia, 2019)。邦語では、プラットフォームガバナンス (井原, 2021a) や、シンガポールの基本的イデオロギーである脆弱性 (井原, 2021b) に焦点を当てた研究もある。しかし、いずれもフェイクニュースや偽情報の主な定義やその論点に照らして、「虚偽の事実言明」を評価するものではない。

そこで本稿は、学术界や主要な国際機関によるフェイクニュース／偽情報の定義をめぐる主な論点を列挙し (2節)、これを説明枠組みとして、虚偽の事実言明をめぐるPOFMA法案の国会提出以前 (3節)、国会審議 (4節) における批判と反論、さらには同法成立後の履行過程 (5節) を分析する。資料は、フェイクニュースや偽情報の定義に関する国際機関の報告書や各種研究のほか、シンガポールの国会議事録や後述する特別委員会に寄せられた意見書、証言、同委員会の報告書、判例、新聞、および主要政治家の演説等を用いる。

## 2 定義の主な論点

フェイクニュースや偽情報は、あまりに多くの特性を有し、論点も多様なため、包括的定義は困難との見方が多い (Habgood-Coote, 2019)。例えばTandocらは、フェイクニュースの先行研究を調査し、同概念に6種の定義があると指摘した (Tandoc, et al., 2017)。Claire Wardleによる7種の情報の無秩序 (information disorder) の区別や (Wardle, 2017)、視聴者の利益のための欧州協会 (the European Association for Viewers

Interests) による10種類の情報区分もある (eavi, 2017)。フェイクニュースの包括的定義や分析枠組みの構築を試みるなら、これらに加えバイアスのかかった解釈の使用、風説、政治家・ビジネスリーダー・影響力のある人々の引き込みや操作、ニュースの検閲や抑圧も考慮せねばならないとの指摘もある (Ang, et al., 2019)。そのためフェイクニュースを法規制するなら、こうした多様な特性に鑑み、細分化した定義と、そのそれぞれに異なる程度での対応を求める声があるのも無理からぬことである。

それでもフェイクニュースや偽／誤情報のある程度包括的に定義する場合、虚偽・不正確・ミスリードな情報であることを要件とする論者はもちろん多いが、そうした虚偽性のみでの定義は概念上の混乱を招く。なぜなら第一に、特定の情報がフェイクニュースか判断するなら、その前提として、当該言明が事実か意見かの区別を要するが、それは容易でない。言葉の意味は、テキストと読者、あるいは話し手と聞き手の間での動的な解釈プロセスの結果であり、それゆえ文脈の多様性や、人々のコミュニケーション経験の多様性により再定義される。しかも、事実に基づいて推論や評価はなされているため、多くの言明は、事実と意見が不可分に混在している。司法にとっても、両者の定義は困難であり続けてきた (Sanders, 1987)。

第二に、虚偽情報を特定・規制するうえでは、当該情報が検証可能な虚偽かが焦点の一つとなるが (Allcott and Gentzkow, 2017)、単純・明確に情報が真と偽に分かれることはほとんどない (de Cock Buning, 2018)。むしろ多くのフェイクニュースは、意図的な虚偽とよく知られた真実を織り交ぜている。一方、一部に虚偽が含まれるからといって、フェイクニュースとみなせる訳でもない。意図的でない誤報や、些細な報道ミスはもちろん、複雑な問題を分かりやすく単純化した結果、一定程度生じた現実との乖離を、フェイクニュースとは言いがたいためである。さらに、虚偽に頼らずとも、部分的

真実を選択的に提示して視聴者をミスリードすることも可能である (Gelfert, 2018)。つまり、虚偽性が希薄でもフェイクニュースとみなすことは可能だし、虚偽性が濃厚でも、フェイクニュースとみなされないことも論理的には可能なのである。さらに上述の通り、言葉は多様な解釈が可能である以上、一つの解釈が虚偽であっても、他の解釈は虚偽でない場合、どう判断するかという問題もある。このように、虚偽性をいかに評価するかについてコンセンサスが難しい以上、法規制する際の虚偽情報の定義も困難となる。

このように、虚偽性だけではフェイクニュース／偽情報を定義するにあたり不十分なため、多くの論者は、意図の有無を重視する。ここでいう意図には、故意性、欺く意図、および動機といった論点がある。故意性があれば発信者は、言明された事実が真実だと合理的に信じていない (虚偽の情報を意図的に発信するか、あるいは虚偽と知りながら発信している)。これに基づけば、故意でない報道ミスや誤情報は問題視されない (Klein & Wueller, 2017)。また、故意性だけでなく、人を欺く意図を持っていることを定義に含める論者もいる。これに基づけば、故意であっても欺く意図のない、風刺やパロディは問題にされない。

動機を重視する論者もいる (Gelfert, 2018)。この動機・目的は、虚偽の情報を拡散させることだけでないことも多い。例えば、クリック数を稼いで広告収入を得ようとするとか、党派的フェイクニュースの作成者が、敵対する人の支持率を下げようとする等がある (Rini, 2017)。これら金銭的、政治的動機等のほか、トラブルや害を引き起こす心理的動機を挙げる論者もいる (Wardle, 2018)。この点について、極めてよく使われる定義に、害を与えることを意図しない誤情報と、意図する偽情報の区別がある (Wardle & Derakhshan, 2017)。

これらに比べると少数派だが、発信・拡散された情報をもたらす影響という結果論的な観点から、上記の意図の有無に重要な違いはないとの指

摘もある (Coady, 2020)。この立場を採れば、発信者の意図はどうあれ、害の有無が論点となる。

最後に、以上の定義をめぐる議論は、フェイクニュースや偽情報、あるいはそれらによって生じる事象や問題等を分析・説明するためになされており、必ずしも法規制を目的としていないことは注意を要する。例えば、偽情報を「意図的に公衆に害を与えるため、あるいは利益を得るためにデザイン、提示、増進される、あらゆる形態の虚偽な、不正確な、またはミスリードな情報を含む」とした欧州委員会高度専門化委員会 (High-Level Experts Group) の定義は (de Cock Buning, 2018)、上述の論点を多く含む。しかし、同時に同委員会は、検閲やオンラインの監視等、表現の自由やその他基本的権利にリスクをもたらす「パッドプラクティス」を批判している (p.14)。Wardleも、シンガポール政府に提出した文書の中で、法的規制を対策として推奨していない (Wardle, 2018)。上記の定義をめぐる議論では、法的に規制するという観点自体が十分とはいえないのである。

### 3 国会提出前の諸議論

POFMAが国会に提出されるまで、政府は対処が必要なコンテンツとして「フェイクニュース」、「誤情報」、「虚偽情報」、「意図的なオンラインの虚偽情報」等様々な語を使用し、それらの定義もしなかった。そのため、何が規制対象になるかは、閣僚らの発言から探るしかない状況が続いた。例えば政府がフェイクニュース対策に乗り出すと明かしたのはKasiviswanathan Shanmugam法務・内務相による2017年4月の国会答弁時だが、この時Shanmugamは、「些細な事実の不正確さではなく、実害を生じさせ得る虚偽情報について述べている」と発言しており、虚偽の有無だけでなく、それがもたらす害にも鑑みた規制に言及した。一方で彼は、立法措置は当然と同6月に述べたが<sup>(1)</sup>、その際、外国の干渉、ヘイトの拡散、金銭的利益

というフェイクニュースを拡散する動機に言及しつつ、意図しない報道の失敗については、他のタイプのフェイクニュースとは少し違う扱いを要すると<sup>(2)</sup>、意図が問題となる旨の発言をした。

2018年1月、法務省と通信情報省は、「意図的なオンラインの虚偽情報」に関するグリーンペーパーを発表するとともに、「意図的なオンラインの虚偽情報に関する特別委員会 (Select Committee on Deliberate Online Falsehoods : 以下、特別委員会)」設置を国会に要請した。

この「意図的なオンラインの虚偽情報」も、その名の通り意図を要件とすること以外は不明確な概念だが (The Ministry of Communications and Information & the Ministry of Law, 2018)、特別委員会の最終報告書が、法的にはその定義が可能としたことは特筆に値する。何が「意図的なオンラインの虚偽情報」を構成するかの十分な定義は困難で、合法的言論の不当な検閲につながるとの議論もあるが (p.120)、法分野ではこれを定義してきた歴史があり、裁判所もたびたびそうしてきたとされた (p.117)。ここでは、虚偽情報は客観的で検証可能なデータで定義できるとした南洋理工大准教授Alton Chuaの議論等が引用された (Chua, 2018)。また、報告書によれば、虚偽情報は証明可能な事実に関するものであって、意見、哲学的概念としての真実、正しい・間違っているの道徳的観念に関するものではない (p.120)<sup>(3)</sup>。

こうして法的に虚偽の定義・判断は可能との議論が浮上してきた。一方、これまでの研究では、シンガポールの法や判例はもちろん、法的規制を前提とした定義自体が希薄だった。これが次節で見ると、POFMAの批判者と人民行動党の政治家・閣僚の間で、議論の齟齬を生むことになる。

#### 4 POFMAの定義

POFMAの法案は、2019年4月に国会の第一読会へ提出され、5月に第二読会で審議された。同法案

7条は、シンガポール内外を問わず、(a) 虚偽の事実言明であり、かつ、(b) シンガポールにおけるそうした言明の伝達が、「公共の利益」を害する恐れがあると知りながら、あるいは (a) かつ (b) と信じるに足る理由がありながら、言明をシンガポールで伝達 (communicate) するためのいかなる行為も禁止している。(a) の虚偽の事実言明は、2条 (2) (a) で、言明の全体ないし一部にかかわらず、また、その言明自体ないし言明が登場した文脈にかかわらず、虚偽ないしミスリーディングな言明と定義された。なお、「事実言明 (statement of fact)」は、同条 (2) (b) で、それを見た、聞いた、あるいは認識した「通常人 (a reasonable person)」が、事実の表現と考える言明と定義された (Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill, 2019)。

こうした定義に様々な批判がなされたが、これにShanmugamやEdwin Tongら人民行動党政権の閣僚は、フェイクニュースや偽情報の先行研究では多くない法的観点から反論した<sup>(4)</sup>。批判としては例えば、虚偽の事実言明が「虚偽ないしミスリーディングな言明」とされたのはトートロジーだとか、「ミスリーディング」が定義されていないとの指摘があった (Reporters Sans Frontières, 2019)。これに対し第二読会でTongは、虚偽の事実言明は既存の法律から引用された法律用語だと論じ、Shanmugamも虚偽情報の定義について、この語を扱うのは法的に新しいことでないとした。「通常人」の定義が欠如しているとの指摘もあったが、これも既存の法的概念と説明された。「通常人」が法律用語として一般的である点は、法案に全面的には賛成でなかった指名国会議員 (Nominated Member of Parliament) のAnthea Ongも認めている。彼によればこの語は、行動において平均的な注意、スキル、および判断をなし、責任を判断するための比較基準として機能する仮想的な個人を指す語として使用されてきた。

以下、多くが先行研究の知見に沿っていた野党議員らのPOFMA批判と、閣僚や人民行動党の議



員による既存の法や判例に基づく反論が、齟齬と軋轢を生んだことを具体的に見ていくこととする。

#### 4.1 意図について

上述の通り、フェイクニュースや偽情報の定義では、意図がしばしば問題となる。実際、第一読会へのPOFMA法案提出と同日に法務省が発表したプレスリリースでも、同法案は「悪意あるアクター (malicious actors)」、すなわち「虚偽情報を用いて意図的に社会を蝕む者」のみに刑罰を科するとした (Ministry of Law, 2019. 後述する教育相 Ong Ye Kung の「第3のゲート」論も参照)。

しかし、これはあくまで刑事罰についてであり、意図はPOFMA適用の必要条件ではない。実際、同法7条(1)は、公共の利益を害する虚偽の事実言明と知っている場合だけでなく、そうした言明と「信じるに足る理由」がありながらの伝達を禁じている。野党労働者党 (Workers' Party) の Leon Perera は、電気通信法 (Telecommunications Act) 45条では虚偽ないし捏造と知っているかが問われるのに対し、POFMAは虚偽と「信じるに足る理由」があるかが問われるため、規制対象が拡大されていると批判した。これだと個人やメディアには、潜在的な法的責任の範囲が分かり辛く、管理もしにくいとの指摘もある (Horder, 2021) (ただ、「単なる疑いや純粋な推測」は「信じるに足る理由」ではないとの高等法廷の判例に依拠した反論もある (Ong, 2019b))。加えて第三部指示に関する11・12条は、たとえ言明が虚偽と知らずとも、あるいは虚偽と信じる理由がなくとも、伝達者に上記指示が出されると規定している。

つまり、第三部指示の対象か判断するうえでは、意図というよりも、公共の利益を害する虚偽の事実言明が伝達されたという結果が重視された。先行研究では比較的少数派の結果論が採用された理由としてTayは、意図やその背景の証明は容易でないことが考えられるとした。言論の自由を尊重し、害を与えようと作成・拡散されるオンラインコンテンツのみを規制すべきというなら、

意図という精神的要素は重要である。しかし、結果論の観点に立つと、その意図にかかわらず虚偽の情報は有害な影響を与え得るため、そうした精神的要素は持たない方がより好ましいのである (Tay, 2021)。

#### 4.2 事実と意見の区別

多くの先行研究が困難と指摘してきた事実と意見の区別だが、POFMAはこれが可能との前提に立っている。実際、同法が対象とするのは、(公共の利益を害する虚偽の) 事実であって、意見ではない。例えば上述のプレスリリースでも、同法案が言論の自由でなく虚偽情報を対象とする——法的措置の対象は、虚偽ないしミスリーディングな事実言明であり、意見、批判、風刺、パロディではない——とされた (Ministry of Law, 2019)。

しかし、事実と意見の区別は必ずしも容易でないとの批判が、やはり生じた。人々の言明は、多様な解釈が可能だし、科学的主張でも、立場が異なれば非難され得るからである (Chen & Chia, 2019)。国会では、野党労働党の非選挙区議員 (Non-Constituency Member) Dennis Tan が、事実言明と意見の区別や、事実言明と事実言明に関する意見の区別は必ずしも容易でないと指摘した。指名議員の Walter Theseira も、2015年から19年にオンラインの誤情報として政府が行動を起こした170件の事例を分析したところ、実際には事実から導き出された結論が争点であっても、政府は虚偽情報と宣言した事例があったとして懸念を表した。こうした食い違いは、公衆が部分的な情報しか持たないがゆえに生じる可能性があり、特に省庁が全関連情報を公開していない場合、解釈の違いを虚偽情報とラベル付けすべきでないと Theseira は主張した。さらに、通常人が見聞きし、あるいは認識して事実の表現と考える言明という事実言明の定義について労働者党の Daniel Goh は、Shanmugam の議論にパラドックスがあると論じた。この定義は「通常人」の見聞きや認

識にかかっているが、Shanmugamは、オンラインの虚偽情報が公共の言説を弱体化させて「普通人」のありようを蝕んでいると演説していた。そうした蝕みがあるのなら、「普通人」に言明が事実か意見かの判断は困難なはずだというのである。

事実と意見の区別が困難という指摘の背景には、POFMAを通じて意見が規制され得るという懸念がある。そのため、こうした懸念を背景として、指名国会議員のTheseira, Ong, およびIrene Quayが、POFMAのターゲットは実質的な虚偽であって、意見、コメント、批判、風刺、パロディ、一般論、経験談の言明でないことを成文化すべきとの共同声明を、第二読会前の4月30日に発表した（声明の全文はStolarchuk, 2019から引用）。その理由にOngは、POFMAの明確でない定義にNGOが懸念を抱くことを挙げた。NGOは、自らが代表する個人たちから直接聞いた証言に依拠することが一般的であり、しばしばこれら証言を一次資料として報告書の作成、啓発キャンペーン、問題についての推奨を行う。こうした証言は、政策立案者によるデータの公式解釈と対立したり、情報の非対称性ゆえに不正確と指摘されたりするかもしれない。Ongは、こうした定義上の懸念を軽減するため、法律学上の問題に立ち入ることなく、本法の原則（the Principles of the Act）という新しい節をPOFMAに含めることを提案した。

これに対しShanmugamは、定義上、事実について語られれば、風刺やコメディは除外されるとして、この提案を拒否した。何が「事実」で、何がそうでないかは判例があるため、それに依拠した方が良く、法的な論拠をもって反論したのである。これについてShanmugamは、事実言明とコメントは客観的に区別されるとした上訴法廷の判例を引用した。すなわち、「記事全体を読んだ一般・通常の読者がその言葉をコメントと理解するか、あるいは事実言明と理解するか」という法的テストを裁判所は適用することにしており、常時適用してきたと述べた。事実の定義に意見が含まれないことを

法案に明記する提案は、例えばアジアインターネット連盟（Asia Internet Coalition）のJeff Paineからもなされたが、Tongも「事実」の定義は法学において確立されており、意見は含まれないとこれに反論した（Tong, 2019）。

とはいえ、規定がない以上、批判、意見、風刺、パロディを取り締まるためにPOFMAが悪用される恐れがあるとの懸念が指摘された（例えばInternational Commission of Justice, 2019）。ただし、こうした指摘に対しても、法律の規定が「曖昧または不明瞭」な場合、解釈法9条Aに基づき、規定の意味を確認するべく裁判所が閣僚の発言、特に国会での発言を考慮できるため、Shanmugamの風刺やコメディを除外するという発言に法的効力がないわけではないとの指摘もある（Ong, 2019a）。実際、後述の通り、訂正指示の取消訴訟において、国会議事録が参照されたこともある。

このように、事実と意見の区別が困難という、先行研究で指摘されてきた問題点は、法的には可能との反論がなされた。しかし、この区別がしばしば容易ではないことは、シンガポール最高裁判所の上訴法廷でも指摘されており、法律に大きな不確実性を残しているとの指摘もある（Howe, 2019）。実際に、意見、コメント、批判等が、法的措置の対象から除外されているかは、POFMAの履行過程でも論争となっていった。

#### 4.3 事実か、虚偽か、ミスリーディングか

誰が「真実の裁定者」となるかは、フェイクニュース／偽情報対策の重要な論点である。これについてPOFMAでは、最終的には裁判所がこれを担うものの、まずは大臣が虚偽情報か否か判断する。そのため、政府と異なる見解の表明を抑圧／抑制する、過度に広範な裁量が大臣に与えられ得るとの懸念が生じた（AWARE, 2019）。

しかも第2節で述べたように、明確に真偽を分けるのは困難である。何をもって事実とするかは、特に解釈や評価の要素を持つ場合、一筋縄にいかない。

人は同じ行動や相互作用にあっても、意味や価値を異なって認識することがある。社会的事象について何が言えるか、いかに言うか、いかなる方向性で言うかは、ほとんどが立場や関心に深く依存するため、唯一ないし安定した「事実」はほとんどないともいえる (Howe, 2019)。実際、例えば国際法律家協会 (International Commission of Justice) は、事実言明を定義した2条(2)について、後に真実と証明された事柄も、通常人には明らかでなかったからとの理由で虚偽の言明に分類される可能性があるとの懸念を表明した (International Commission of Justice, 2019)。

しかし、Shanmugamは、事実言明の真偽の区別について、既存の判例法で十分に扱われているとし、事実がどう立証されるべきかも、証拠法や判例法を形成する原則の体系から導き出されるべきとした。実際、シンガポールの法律は、契約法や名誉棄損法等多くの分野で主に判例法で構成されているとの指摘もある (Ong, 2019a)。その一方、事実言明および虚偽の事実言明の定義があいまいなため、その区別は大臣が主張するほど明確でないとの批判もあった (Howe, 2019)。

「ミスリーディング」も、広義すぎると批判された。労働者党書記長Pritam Singhは、それ自体は虚偽でないかもしれないと、ミスリーディングな記述と考えられるものを取り締まる広い裁量が、行政機関に与えられると批判した。Dennis Tanは、言明の一部のみ、ないしわずかな一部が虚偽ないしミスリーディングだけで虚偽の言明とみなされ得ることを批判した。重大な問題に関する有力な記事が、わずかな／無関係な／取るに足らない事実の誤りがあるために削除される可能性を指摘したのである。Pereraも、事実を省略したことで大臣は虚偽とみなすことができることや、虚偽の事実言明が一切含まれない事実の集合でも、ミスリーディングであるため虚偽とみなされ得ると指摘した。Daniel Gohは、虚偽情報の定義は、事実、すなわち既存の情報やエビデンス

に基づきなされるべきで、ここに「ミスリーディング」を加えると、暗示や含意の多様な解釈に真実の判断を委ねることになるため危険とした。また、この定義だと、全体的にも部分的にも、単独でも文脈の中でも、「可能な限り最悪な方法」で解釈されることで、言明がミスリーディングになり得るとも指摘した。これは第2節で論じた、一部に虚偽が含まれる、あるいは虚偽でない情報の選択的提示等により、フェイクニュース／誤情報が広くも狭くも定義され得ることに基づく批判である。

一方、「ミスリーディング」の意味についてShanmugamは、省略によって誤解を与えたとの理由で言明が虚偽になり得るといふ、既存の判決を反映したものと反論した。実際、判例法に照らすと「ミスリーディング」は、「重要な詳細を省略したり、事実の全体像を描けなかったりすることで、事実を半ば伝えている言明」と理解できるとの学術的指摘もある。すなわち、個々には真実であっても、それを組み合わせると虚偽となるような選択的な事実の言明を用いてPOFMAを回避することを防ぐために、ミスリーディングの話は必要との議論である (Ong, 2019a)。フェイクニュース／偽情報を定義するうえで、ミスリードな情報を含むことは一般的であり、POFMAの定義はそこから逸脱するものではない。ただ、第2節で述べた通り、虚偽性の濃淡による真偽の判断は、コンセンサスが得られにくい。そのため「ミスリーディング」の定義がPOFMAに明示されず、判例を反映させるとどめたことが、定義の拡大を懸念させたことは、無理からぬことだった。

事実と虚偽やミスリーディングの判別について、第一読会後、学术界からも疑問が呈された。4月、最終的には125名にまで増えた内外の研究者の署名つきで、法案に懸念を表す書簡が教育相に送られた。同書簡の本稿と関連する点は以下の通りである。知識の進歩は確立された「事実」に異議を唱えることから生まれ、「事実」は新しいデータや

分析結果が得られるとともに継続的に再評価される。そのため多くの現象において、何が常に証明された「事実」か、何が「誤ったあるいはミスリーディングな」推測ないし仮説か述べることはできない。また、定量的研究であっても絶対的确实性ではなく、確率を扱うものである。一般的に合意された「事実」も、その解釈は大きく異なる可能性がある (Letter to Education Minister, 2019)。

この書簡に対し第二読会で教育相Ong Ye Kungは、学術研究がPOFMAに抵触するのは不可能との見解を以下の通り示した。POFMAにより当該情報が訂正ないし削除されるには、第一に、事実言明が虚偽である、第二に、公共の利益に害を生じさせるという2つのゲートを通らなくてはならない。ただし、この訂正は刑事罰でなく、刑事責任を問われるには第3のゲート、すなわち情報の伝播者が、虚偽かつ害を生じさせると知ってなければならぬ。POFMAが標的とする虚偽情報および情報操作は、意図的な嘘、黙認、なりすまし、不安および社会的怒り、および混乱の扇動であって、実験、データ収集、仮説の検証、調査結果の出版、世界がどのように機能しているかの発見、研究のピアレビュー、厳格なディシプリンとプロセスに従う研究に関してではない。経験的な自然科学では、発見や理論が間違っている、ないし部分的にしか正しくないと証明されたとしても、あるいは十分に確立された理論や知識体系に反証しようとする研究でも、POFMAで犯罪化されない。これは実際のデータや観察結果を使用した結論だからであり、そのため第1のゲートを通過しないためである。実験が十分に行われてなかったり、収集されたデータに再現性がない、あるいは不完全であったりしても、POFMAの定義する虚偽情報ではない。POFMAが適用されるのは、当該研究がデータを捏造し、虚偽の観察やデータを用いる場合である。また、意見、哲学、歴史の解釈、文化的バイアス、地理的背景等に基づく、主に人文科学者の研究は、経験的データでなく批

判的・解釈的手法を用いて仮説・議論を証明することがある。しかし、こうした研究は、仮説、理論、意見のかたちをとるためPOFMAの対象にならない。つまり、第1、第2のゲートに到達すらない。

Shanmugamも、POFMAは学術的意見を対象としていないと明言したが、例えば捏造による虚偽の言明は除外されないと述べた。彼によれば、実際のデータや確固とした方法論から導き出された結論は意見であり、実在しない研究やデータに言及していれば虚偽の事実言明なのである。

以上、虚偽の事実言明をめぐる国会審議を概観した。事実と意見の区別や、意図を定義に含む是非、さらには情報の真偽やミスリーディングの判断について、いずれも判例があるというロジックを閣僚や人民行動党の議員は用いた。しかし反対者にとってそれらは、不确实性の残るものだった。

## 5 POFMAの履行と司法

POFMAは、2019年10月に発効したが、その直後から、事実と意見の区別が現実には可能かの論争が生じた。11月、前進党 (Progress Singapore Party) のBrad Bowyerは、シンガポール政府投資公社 (Government of Singapore Investment Corporation: GIC) やTemasekといった政府系企業の投資を批判する記事をフェイスブックに投稿した。これに訂正指示が出されたことで、事実でなく批判、すなわち意見に対しPOFMAが用いられたのではないかとの議論が生じたのである。例えば、Bowyerによる投稿の争点は、資金がどの程度「まずく」政府系企業により投資されたか、つまり、投資の質に関する (批判) 意見ではないかとして、意見と事実の区別のさらなる明確化を求める意見記事が、大手紙The Straits Timesのホームページに掲載された (Narayan, 2019)。これに財務省高官が同紙で、Bowyerの投稿には事実誤認が含まれており、政府の信用を失墜させ、

TemasekやGICの評判を傷つけるミスリーディングな言説を構築する虚偽の事実言明を、政府は明らかにせねばならないと説明した (Lim, 2019)。

2019年12月、シンガポール民主党 (Singapore Democratic Party: SDP) に3つの訂正指示が出された。SDPは、シンガポールがあまりに多く外国人労働者を受け入れており、地元の (local) 専門職、管理職、経営職、技術職 (Professionals, managers, executives, technicians: PMET) が、外国人PMETにとって代わられるのを許していると主張していた。そうした趣旨の記事・投稿にあった、地元PMETの整理解雇 (retrenchment) 者数が増えているとか、地元PMETの雇用が減っているとの記述が、虚偽と判断されたのである。訂正指示の取消申請を拒否されたSDPは、法務長官 (Attorney General) を被告として訴訟を起こしたが、裁判所はこれを退けた (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

ここで対象言明が意見か事実かが、論点の一つとなった。「地元PMETの整理解雇者数が増えている」との対象言明は、意見であって事実でないとしてSDPは主張した。しかし、高等法廷の判決は、「それを見る、聞く、ないしその他認識した通常人が事実の表現と考える言明」という事実言明の定義 (2条2項 (a)) のテストを適用すれば、当該言明を通常人は意見の表明とみなさず、むしろ、文脈上、シンガポール人PMETの整理解雇状況に関する事実の主張に見えるとした (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

これについて同判決では、Shanmugamが第二読会で言及していた、意見と事実を区別する判例の原則が明確になった。裁判官がこれを、名誉棄損法におけるフェアコメントの抗弁に適用される原則と述べたためである。これを適用すると、言明が事実かコメントかは、正確な語、文脈、公表物全体の内容により判断される。また、言明が意見か事実かは、状況全体に依存し、言明が一般の通常の読者 (ordinary reasonable reader) にど

う影響するかという客観的基準で決まる (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

これに鑑みればSDPの記事は、データに基づくいかなる方法論にも言及しておらず、「整理解雇されたシンガポール人PMETの割合が増加している」との主張を裏付けるデータが引用・参照されていないため、事実関係を端的に主張したものとしか読み取ることができないとされた。通常の読者にコメントとみなされるだろうとの認定は困難との判決だった (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

一方、多くの先行研究が論点としている発信者の意図は、第三部指示を取り消すか裁判所が判断するうでは重視されないことが明確化された。この判断をするため裁判所は、第三部指示を出した大臣が意図する意味で、対象資料が言明をなしているか／含むかを検討するが、上訴裁判所はその際、客観的なアプローチが採用されねばならないとした。POFMAが関心を持つのは、対象資料が公衆に与える影響であって、言明作成者が主観的に意図した意味ではないからである。さらに、対象言明が事実言明か否か判断する際も、「それを見る、聞く、ないしその他認識した通常人が、事実の表現と考える言明」という事実言明の定義上、これを確認するのは明らかに客観的アプローチであるとされた。また、事実言明が虚偽なのかの判断する際も、POFMAは、対象資料が公衆に及ぼす影響に主眼を置いているため、言明作成者の主観的意図は関係ないとされた。上記の通り、第三部指示に関する11・12条が、たとえ言明を虚偽と知らなくても、あるいは虚偽と信じる理由がなくても、伝達者に上記指示が出されると規定していることも理由とされた (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021)。第二節で述べた結果論的観点が採用されたのである。

また、これも第二節で述べた通り、言明の多様

な解釈のうち、一つが虚偽である場合の判断も争点となった。法務長官は、対象資料を解釈する際、名誉棄損法の「単一意味規則 (Single Meaning Rule)」を裁判所は採用すべきでないと主張した。対象資料は、複数以上の解釈が成り立つかもしれないが、その解釈の全てが虚偽の事実言明にあたるとは限らないが、通常人らによる対象資料の解釈のうち1つが虚偽なら、第三部指示が発行／支持されるべきとの主張だった (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。これに対しSDPは、言論の自由と他の利益のバランスさせる必要から、対象資料の「単一かつ正しい意味」が虚偽の事実言明となる場合のみ、第三部指示が発行／支持されるべきと論じていた (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021)。

これにつき上訴法廷は、第二節でいう結果論的観点から、法務長官の主張に沿う判決を下した。POFMAの立法目的は、シンガポール国内における虚偽の言明の伝達を防ぎ、そうした伝達の悪影響に対処することである。また、POFMAの国会審議では、公衆の特定の層ないし階級は、そのバックグラウンドや社会政治的信念ないし理想等ゆえに、特定の虚偽情報を本来信じ易いかもせず、そのため虚偽情報の標的となる可能性が懸念されていた。それゆえ、別の公衆の特定の層ないし階級の通常解釈が異なったとしても、明らかな虚偽の言明の流通を許すことは、POFMAの立法目的を満たさないと判断されたのである (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021)。

2020年1月には、政治社会系ニュースサイト、The Online Citizen (TOC) に訂正指示が出された。これはマレーシアの人権・法律団体「自由のための弁護士 (Lawyers for Liberty: LFL)」が、シンガポールでは、絞首刑の執行中にロープが切れた場合、刑務官たちが違法な手段で囚人を確実に死に至らしめるよう指示・訓練され、これを実行し

ているとのプレス声明を発表したことに端を発する。内務省はこれを否定し、内務大臣Shanmugamは、同プレス声明のウェブサイトにて訂正指示を出した。ここで問題となったのは、この声明を、その真否に直接触れず報じたTOCにも訂正指示が出されたことである。訂正指示の取り消し申請を拒否されたTOCは、これを不服として訴訟を起したが、裁判所はこれを退けた。

この判決が本稿と関連する点として第一に、言明は「事実」と「意見」のみ存在し、「第三のカテゴリ」はないとされた。POFMAでは、対象言明が事実言明でない、あるいは真の事実言明なら、裁判所は訂正指示を取消することができる (17条5 (b))。これに関しTOCは対象言明を、事実でも意見でもない「伝聞に基づく報道」だとし、17条5 (b) の事実言明ではないと主張した。しかし判決は、国会審議の内容に鑑みると、17条の目的上、言明には「事実」と「意見」の二種のみ存在するとした。さらに、対象言明を読んだ通常人は、対象言明を事実言明とみなすと判断し、「伝聞」の主張を受け入れなかった (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, 2020)。

第二に、伝達者の意図に関係なく、公共の利益を害する虚偽の事実言明があれば、規制の対象となった。TOCは、LFLがプレス声明を作成したとの対象言明自体は真実だから、17条5 (b) の真の事実言明だと主張した。しかしこの主張は、以下の理由で成立しないとされた。第一に、LFLが特定の主張をしたことは事実だが、17条5 (b) は、あくまで対象言明が真実か否かに関するものである。第二に、上述の通り11条4項は、たとえその人が真の事実言明を発信したと信じていても、実際は虚偽の事実言明なら訂正指示の発行は妨げられない。つまり、訂正指示の発行に過失の要素は必要なく、TOCが対象言明を真かどうか知らなかったことは、重要な考慮事項でない。また、当該TOCの主張を認めると、POFMA 5条 (a) にある、シンガポールにおいて虚偽の事実言明の

伝達を予防するとの立法目的が挫折してしまう。この5条(a)と11条4項をあわせて読めば、POFMAは、虚偽情報の作成者だけでなく、虚偽の情報を受け取り、その内容の真実につき立場をとらず他者に送る者にも関係する(The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, 2020)。本稿の説明枠組みを用いれば、意図の有無でなく、公共の利益を害する虚偽の事実言明を伝達したという結果論的な観点がとられたといえよう。

## 6 結論

以上、本稿は、フェイクニュースや偽情報の定義に関する先行研究の主な議論に照らして、POFMAにおける虚偽の事実言明の定義がいかなる意味でユニークか検討した。先行研究では比較的希薄だった法律論、特にシンガポールの判例法を論拠として、閣僚や人民行動党の政治家らがその定義を正当化したことで、批判者との間に議論の齟齬と軋轢が生まれたと本研究は指摘した。換言すれば、フェイクニュースや偽情報の定義に関する学术界や国際機関での知の蓄積が、POFMAを批判するうえで有効な役割を果たせなかったのである。国会審議では、事実と意見の区別、伝達者の意図、虚偽性の判定等が主要論点となったが、そうした論点の正確な意味や判定のあり方が明確になっていったのは、行政や裁判所が、実際にそうした判断を行うことで、POFMAの履行や判例が積み重ねられる後でのことだった。

ただし、法的措置の対象となるには、それが虚偽の事実言明であるだけでなく、「公共の利益」を害することも要件である。この「公共の利益」についても、POFMAの制定・履行過程で様々な批判が生じたが、別稿での検討課題としたい。

### 注

- (1) Opening Address by Mr K Shanmugam, Minister for Home Affairs and Minister

for Law, at the “Keep It Real: Truth And Trust In The Media” Forum, 19 Jun 2017; Oral Answer by Minister for Law, Mr K Shanmugam, to Parliamentary Questions on Fake News,” Ministry of Law, 3 Apr 2017.

- (2) Ibid.
- (3) Report of the Select Committee on Deliberate Online Falsehoods: Causes, Consequences and Counter Measures, Parl 15 of 2018, Part A, Main Report, Presented to Parliament on 19 Sep 2018.
- (4) 以下、4節で挙げる議員の発言や議論は、特段の断りがない限り、国会での発言である。Parliamentary Debates, Singapore, Official Report, Thirteenth Parliament, Vol.94, No.104, Second Session, 7 May 2019; Parliamentary Debates, Singapore, Official Report, Thirteenth Parliament, Vol.94, No.105, Second Session, 8 May 2019.

### 参考文献

- Allcott, H. and Gentzkow, M. (2017) Social Media and Fake News in the 2016 Election, *Journal of Economic Perspectives*, 31.2.
- Ang, B., Anwar, N. D. and Jayakumar, S. (2021) Disinformation & Fake News: Meanings, Present, Future. In *Disinformation and Fake News*. Palgrave Macmillan, Singapore, 15p.
- Aswad, E. (2020) In a World of “Fake News,” What’s a Social Media Company to Do?, *Utah Law Review*, 4.
- AWARE (2019) AWARE’s statement on the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act, April 23.
- Chen, S. and Chia, C. W. (2019) Singapore’s Latest Efforts at Regulating Online Hate

- Speech, Research Collection Yong Pung How School of Law, para 6-8 <[https://ink.library.smu.edu.sg/sol\\_research/2921/](https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/2921/)> Accessed 2022, July 15.
- Chua, A. (2018) Written Representation 38, Report of the Select Committee on Deliberate Online Falsehoods, September 19, Vol.1 of 3.
- Coady, D. (2020) The Fake News about Fake News. *The Epistemology of Fake News*, p.73.
- de Cock Buning, M. (2018) A Multi-dimensional Approach to Disinformation: Report of the Independent High Level Group on Fake News and Online Disinformation, Publications Office of the European Union, pp.5, 10, 20.
- eavi. (2017) Infographic: Beyond Fake News – 10 Types of Misleading News – Sixteen Languages, <<https://eavi.eu/beyond-fake-news-10-types-misleading-info/>> Accessed 2021, November 7.
- Foo, C. (2021) Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act and the Roles of Internet Intermediaries in Regulating Online Falsehoods, *Singapore Academy of Law Journal*, 33.2.
- Gelfert, A. (2018) Fake News: A Definition, *Informal Logic*, 38.1, pp.99-10, 107-108.
- gov.sg (2019) Corrections And Clarifications Regarding Falsehoods Posted By The Singapore Democratic Party, Factually, December 14, <[https://www.gov.sg/article/factually-corrections-on-falsehoods-posted-by-sdp?fbclid=IwAR1ab4ISmaKn2jjcm0PShNe1bI42thC7cEABu\\_G2JpJDNhHr2zISfIz5TPM](https://www.gov.sg/article/factually-corrections-on-falsehoods-posted-by-sdp?fbclid=IwAR1ab4ISmaKn2jjcm0PShNe1bI42thC7cEABu_G2JpJDNhHr2zISfIz5TPM)> Accessed 2023, February 7.
- Habgood-Coote, J. (2019) Stop Talking about Fake News!, *Inquiry*, 62.9-10, pp.10-11.
- Horder, J. (2021) Online Free Speech and the Suppression of False Political Claims, *ILSA Journal of International and Comparative Law*, 36p.
- Howe, L. K. (2019) True or False or Misleading: [A] dequate Judicial Oversight over Part 3 Directions under the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act, *Sing. Comp. L. Rev.*, 239, pp.240-244.
- International Commission of Justice (2019) Legal Briefing: Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill No.10/2019 as of 12 April 2019, <<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2019/04/Singapore-online-regulation-bill-briefing-advocacy-open-letter-2019-ENG.pdf>> Accessed 2021, November 16.
- Jie, W. J. (2020) Between Surveillance and Security: The Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill (POFMA), *ScholarBank@NUS*, pp.B151-152, <<https://doi.org/10.25818/k520-x2gq>> Accessed 2023, February 17.
- Klein, D. O. and Wueller. J. R. (2018) Fake News: A Legal Perspective, *Australasian Policing*, 10.2, 6p.
- Lee, H. and Lee, T. (2019) From Contempt of Court to Fake News: Public Legitimation and Governance in Mediated Singapore, *Media International Australia*, 173.1.
- Letter to Education Minister, 2019, April 11, Academia SG, <<http://www.academia.sg/pofma-letter/>> Accessed 2021, November 1.
- Lim, Z. J. (2019) Forum: Pofma Case Brad Bowyer's Facebook Post Contained Several Factual Falsehoods, *The Straits Times*, December 12.
- Ministry of Law (2019) New Bill to Protect Society from Online Falsehoods and Malicious Actors, Press Release, April 1, <<https://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/new-bill-to-protect-society-from-online-falsehoods-and-malicious-actors>>



- Accessed 2021, October 20.
- Narayan, A. (2019) Forum: Pofma: Can the Distinction Between Fact and Opinion Be Clarified?, *The Straits Times*, <<https://www.straitstimes.com/forum/letters-on-the-web/forum-pofma-can-the-distinction-between-fact-and-opinion-be-clarified>> Accessed 2023, January 17.
- Neo, R. (2019) The Securitisation of Fake News in Singapore, *International Politics*, 57.4.
- Ong, B. J. (2019a) Symposium on POFMA: Parliamentary Debates about POFMA—Hansard Beyond Statutory Interpretation?, Research Collection Yong Pung How School of Law, [https://ink.library.smu.edu.sg/sol\\_research/2968/](https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/2968/)> Accessed 2022, July 15.
- (2019b) Looking Beyond the Vague Terms in Singapore’s Fake News Laws, *Today*, <<https://www.todayonline.com/commentary/looking-beyond-vague-terms-fake-news-laws>> Accessed 2020, November 28.
- Özdan, S. (2021) The Right to Freedom of Expression Versus Legal Actions Against Fake News: A Case Study of Singapore. In *The Epistemology of Deceit in a Postdigital Era*, Springer, Cham.
- Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill, 2019, April 1.
- Rini, R. (2017) Fake News and Partisan Epistemology, *Kennedy Institute of Ethics Journal*, 27.2, E44-E45.
- Reporters Sans Frontières, (2019) RSF Explains Why Singapore’s Anti-fake News Bill is Terrible, April 8, 2019, <<https://rsf.org/en/news/rsf-explains-why-singapores-anti-fake-news-bill-terrible>> Accessed 2021, November 1.
- Sanders, M. (1987) The Fact/Opinion Distinction: An Analysis of the Subjectivity of Language and Law. *Marq. L. Rev.*, 70.
- Stolarchuk, J. (2019) Nominated MPs Propose Amendments to “Far-reaching” POFMA in Joint Statement, May 1, <<https://theindependent.sg/nominated-mps-propose-amendments-to-far-reaching-pofma-in-joint-statement/>> Accessed 2022, May 10.
- Tandoc Jr, E. C., Lim, Z. W. and Ling, R. (2018) Defining “Fake News”: A Typology of Scholarly Definitions, *Digital journalism*, 6.2.
- Tay, J. Y. (2021) No News is Good News, but “Fake News” is Bad News: A Comparative Analysis of Singapore’s and Australia’s Measures to Combat Misinformation on Social Media, *Singapore Academy of Law Journal*, 33.2, pp.610-611.
- The Ministry of Communications and Information and the Ministry of Law (2018) Deliberate Online Falsehoods: Challenges and Implications, A Green Paper, January 5.
- Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020, SGHC 25.
- The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, 2020, SGHC 36.
- The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021, SGCA 96.
- Tong, E. (2019) Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill, *The Straits Times*, May. 6
- Wardle, C. (2017) Fake News. It’s Complicated, First Draft, 16 Feb 2017. <<https://firstdraftnews.org/articles/fake-news-complicated/>> Accessed 2022 July 15.
- Wardle, C. (2018) Written Representation 94,

Report of the Select Committee on Deliberate Online Falsehoods, Part B, September 19, Vol 2 of 3.

Wardle, C. and Derakhshan, H. (2017). Information Disorder: Toward an Interdisciplinary Framework for Research and Policy Making, Council of Europe, <[https://edoc.coe.int/en/module/ec\\_addformat/download?cle=5905aa3361a00b7d935](https://edoc.coe.int/en/module/ec_addformat/download?cle=5905aa3361a00b7d935)

6fa6cf222396d&k=9cefd2012a8172f10c039aeb151896c2> Accessed 2022 July 15.

井原伸浩 (2021a) 「プラットフォームガバナンスとしてのオンライン虚偽情報および情報操作防止法」『マス・コミュニケーション研究』99.

——— (2021b) 「シンガポールの「脆弱性」をめぐる諸議論とPOFMA」『グローバル・ガバナンス』7.

---

## 研究

---

# 子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因

## Factors Associated with Mothers' Internet Use as a Source of Parenting Information

キーワード：

子育て情報, インターネット, デジタルデバイド, 知識ギャップ, パネルデータ分析

keyword：

Parenting Information, Internet, Digital Divide, Knowledge Gap, Panel Data Analysis

群馬大学 鳶 島 修 治  
Gunma University Shuji TOBISHIMA

---

### 要 約

本稿では学齢期の子どもをもつ母親の子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因を検討した。知識ギャップ仮説やデジタルデバイド論の考え方に依拠すると、インターネットが普及し新たな子育て情報源として利用できるようになったことで、むしろ社会経済的地位（SES）による情報格差は拡大することが予測される。「子どもの生活と学びに関する親子調査」のWave1（2015年度）とWave4（2018年度）のデータを用いて個人間の差異（betweenレベル）と個人内の変化（withinレベル）を区別したハイブリッドモデルを推定した結果、個人間（betweenレベル）では学歴や世帯所得の高い層ほど子育て情報源としてインターネットを利用する傾向があることが示された。また、友人・知人や学校・塾、マスメディアから情報を得ている母親はインターネットも利用しやすい傾向があった。個人内（withinレベル）ではWave1時点で子どもが小1～小3のサンプルでインターネット利用に対して世帯所得が正の効果を示した。また、Wave1時点で子どもが中1～中3のサンプルでは親族や学校・塾の利用が正の効果を示す一方、マスメディアの利用は負の効果を示した。全体の傾向として学歴や世帯所得の高い層が子育て情報源としてインターネットを利用しやすく、また他の情報源を利用している者ほどインターネットを利用しやすいことから、子育て情報を得る手段としてインターネットが登場したことは、母親が入手する子育て情報の量や多様性という面での格差を拡大させる方向に作用したことが示唆される。

---

原稿受付：2022年9月25日

掲載決定：2023年6月13日

## Abstract

This paper examines the factors affecting the internet use as a source of parenting information among mothers of elementary and junior high school children. The knowledge gap hypothesis and the digital divide thesis presume that the information gap by socioeconomic status (SES) will increase with the spread of the internet and its use as a new source of parenting information. We estimate a hybrid model that distinguishes between inter-individual differences (between-level) and intra-individual changes (within-level) using data from Wave 1 (FY 2015) and Wave 4 (FY 2018) of the “Japanese Longitudinal Study of Children and Parents.” Results indicate that at the between level, mothers with higher level of education and household income tend to use the internet as a source of parenting information. Mothers who used friends and acquaintances, schools and cram schools, and mass media as sources of parenting information were also more likely to use the internet. At the within level, household income had a positive effect on internet use among mothers whose children were in the first through third grades of elementary school at Wave 1. In addition, the use of relatives, schools, and cram schools as sources of parenting information had a positive effect on internet use, while the use of mass media had a negative effect for those whose children were in the first to third grades of junior high school at Wave 1. Because mothers with higher levels of education and household income, and those who have other sources of parenting information, tend to use the internet as a source of parenting information, it seems that the emergence of the internet as a means of obtaining parenting information has widened the gaps in parenting information.

## 1 はじめに

近代化の進展にともない、子育ては主として母親が担う(べき)ものとみなされるようになった。親族ネットワークや地域コミュニティが子育てに直接関わることは少なくなり、また「夫は仕事、妻は家庭」という形の性別役割分業のもとで、子育ての責任は母親が一手に負われることになる。

母親からしても子どもの教育は大きな関心事であり、それゆえに多くの母親が「人格も学力も」という全方位型の教育関心をもち、「パーフェクト・マザー」を目指すようになってきている(広田1999)。また、近年では社会的および政策的に「家庭教育」の重要性が強調される一方(本田2008)、子どもや若者に求められる資質・能力は以前にも増して多元化しており(本田2005)、多くの親が子どもの教育に関して悩みをもっている(郡2020)。そうした中で、親がより良い子育てを実現するために役立つさまざまな情報へのニーズは高まっていると考えられる。

母親が利用してきた子育て情報源としては夫や親、友人(ママ友)、あるいはテレビや書籍、雑誌といった伝統的なメディアが挙げられる。そして、インターネットの普及は母親が子育て情報を得る手段を増やしたといえる(Lupton et al. 2016)。1990年代後半以降、インターネットが急速に普及したことで、母親の子育て情報源としての利用も拡大していることが予想される。

2015年の「通信利用動向調査」(総務省)によると、個人単位のインターネット利用率は83.0%である。ただし、インターネットの利用状況は年齢層によって異なり、高齢層(特に女性)の利用率が低い。本稿の対象(学齢期の子どもをもつ母親)に近い40歳代女性のインターネット利用率は2015年時点で97.4%に達している。かつての日本社会でインターネットを含む情報通信技術(information and communication technology: ICT)の利用に関して社会経済的地位(socioeconomic status:

SES)による格差、いわゆる「デジタルデバイド」が存在していたことは事実だが(橋元2001)、近年では若年・壮年層のインターネットの利用率は100%に近い値を示すようになってきている。

インターネットの普及によって、親にとっては子育てに関する情報を(容易に)入手できる手段が増えた。問題は、このようにインターネットを通じて情報を得やすくなったことが誰にとって・どのような意味をもっているのか、ということである。1つの見方として、SESの低い層や親族・友人といった人的なネットワークから子育て情報を得にくい層がインターネットを通じてさまざまな情報にアクセスできるようになったことで、インターネットの普及以前に存在していた情報格差が縮小した可能性がある。

これに対し、SESの高い層やもともと人的なネットワークや書籍・テレビ等のメディアから豊富な子育て情報を得ていた層がインターネットを通じてさらに多くの・多様な情報を得るようになった結果、インターネットの普及以前から存在していた格差が拡大している可能性もある。実際、子育て情報に限らない一般的な情報探索に関してはSESによる差が報告されている(van Deursen & van Dijk 2014; van Deursen et al. 2015)。

後者の仮説はマスメディアが普及した時期に「知識ギャップ仮説」(Tichenor et al. 1970)として提唱されたものと基本的には同じ考え方にもとづいている(Bonfadelli 2002)。アメリカのパネル調査のデータを用いた研究によると、新聞やテレビ等の伝統的なメディアに比べて、インターネット上でのニュース視聴はSESとより強く関連しており、さらにインターネット利用の差は伝統的なメディアの利用以上に大きな知識ギャップと関連している(Wei & Hindman 2011)。

子育て情報源としてのインターネット利用の社会経済的格差がもたらしうる帰結は、子育てに関する知識ギャップにとどまらない。先行研究では、新生児の母親が何を重要な子育て情報源としてい

るかによって、乳幼児期に読み聞かせを始める意図やテレビを見せ始める意図に違いが見られることが指摘されている (Berkule-Silberman et al. 2010)。また、親の関与 (parental involvement) が子どもの行動や学業達成と関連していることは多くの研究で示されている (Boonk et al. 2018)。

したがって、もしインターネットを通じて得た子育て情報が実際の子育てに反映されているのだとしたら、母親の子育て情報源としてのインターネット利用が子どもの行動や学業達成に (間接的に) 影響している可能性が示唆される。こうした問題意識にもとづき、本稿では母親の子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因について、特にSESおよび他の情報源 (人的ネットワークや伝統的なメディア) の利用との関連に着目して検討する。

なお、インターネットやコンピュータ等が広く普及したことを背景として、デジタルデバイドに関する研究上の関心はICTへのアクセスの有無 (の格差) からICTの使い方やICTスキル (の格差) へシフトしている (DiMaggio et al. 2004; Hargittai & Hinnant 2008)。こうした観点から、本稿は学齢期の子どもをもつ母親による子育て情報源としてのインターネット利用に焦点をあてたデジタルデバイドの実証研究として位置づけられるだろう。

## 2 先行研究の検討と本稿の課題

子育てに関連するインターネット利用についての先行研究は国内のものに限っても少なくない。たとえば、天笠 (2010) は携帯電話等の通信メディアの活用が子育て期におけるサポートネットワークの形成に寄与していることを示した。また、武市 (2014) は母親が「ママ友」との交流においてSNSをどのように利用しているのかを検討している。この他、母親の育児情報源としてのSNS利用に関する研究 (中島・永井 2020) や母親のイ

ンターネット利用と育児ストレスの関連を扱った研究 (小林 2004) 等がある。しかし、子育て情報源としてのインターネット利用についてSESによる格差に着目した研究は進められていない。

2000年代後半に行われたアメリカの研究では、学歴が高い親ほど子育て情報源としてインターネットを利用しやすいこと (Radey & Randolph 2009)、学歴と所得によって測定されたSESが高い親ほど高い割合でインターネットを用いて子どもに関する情報を得ていること (Rothbaum et al. 2008) が指摘されている。他方で、0～8歳の子どもをもつ親を対象としたオランダの研究 (Fierloos et al. 2022) では、学歴が高い親は子育て情報源としてオフラインメディア (具体的には書籍) を利用しやすい傾向があるものの、オンラインメディアの利用には学歴による明確な差が見られなかった。

このように、SESと子育て情報源としてのインターネット利用との関連について日本では研究が進められておらず、国外の研究でも一貫した結果が得られていない。日本では、さまざまな子育て活動を考慮した分析により、全般的に活動が活発な層とそうでない層という二極化が生じていること、そしてそれが保護者の年収や学歴と関連していることが指摘されている (川口 2020)。そうだとすると、インターネットを利用して子育て情報を積極的に得ることも同じように高収入・高学歴層に特徴的な活動になっているかもしれない。いずれにせよ、日本社会における子育て情報源としてのインターネット利用とSESとの関連については経験的な検証が要される。

インターネット以外の情報源の利用との関係については、家族や友人等から子育てに関する情報を得ている者は、そうでない者に比べて、子育て情報源としてインターネットを利用しやすいことが指摘されている (Fierloos et al. 2022)。また、ゼロ次の相関 (第3の変数を考慮しない単相関) のレベルでは、子育て情報源としての家族・友人・

教師等の人的ネットワークや書籍・テレビ・新聞等の伝統的メディアの利用はいずれもインターネット利用と正の相関を示した (Radey & Randolph 2009)。

他方で、星 (2011) によると、出産や育児に関する相談相手として、「親族」とインターネットを含む「公共機関等」は代替関係にある。つまり、「親族」(夫、自分の親、夫の親)に頼れない層がインターネットを含む「公共機関等」を利用している傾向がある。ただ、ここでいう「公共機関等」には「書物・雑誌・ラジオ・テレビなど」や「インターネット(ホームページ・掲示板・メーリングリスト等)」が含まれると同時に「保育所(保育士)」や「有料の一時預かり施設」等も含まれており、インターネット利用に注目した実質的な解釈は難しくなっている。

以上を踏まえ、本稿では母親の子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因を検討する。その際に注目するのは、SESの影響である。日本の社会調査データを用いて子育て情報源としてのインターネット利用にSESによる格差があるのかどうかを検証する。また、国外のいくつかの研究では子育て情報源としてのインターネット利用とSESとの関連が報告されているが (Radey & Randolph 2009; Rothbaum et al. 2008)、なぜSESが高いとインターネットを利用しやすいのかは明らかにされていない。本稿では母親の教育熱心さに注目して、この点についても検討したい。

香川 (2020) は高学歴層において親の「教育熱心度」(詳細は後述)が高いことを示している。また、教育に関する意識だけでなく実際の子育てタイプにも学歴による違いが見られる。額賀・藤田 (2022) によると、大卒の母親は「親が導く子育て」、非大卒の母親は「子どもに任せる子育て」を行う傾向がある。これは「きっちり」した子育て (本田 2008) あるいはLareau (2011) のいう「意図的養育 (concerted cultivation)」(Matsuoka 2019) が高学歴層の特徴であることを示した他

の研究とも共通する知見である。そして、吉本 (2019) はインタビュー調査をとおして「完璧な、後悔しない」子育てを実現するためにインターネットでの情報探索にのめり込むミドルクラスの母親の姿を描き出している。

もう1つは、子育て情報源としての人的ネットワーク(家族、友人等)や伝統的メディア(書籍、テレビ等)の利用との関係である。この点についても、国外の研究では他の情報源をもっている者がインターネットも利用しやすいことが指摘されている (Radey & Randolph 2009; Fierloos et al. 2022)。もし日本でも同様の傾向が見られるのだとすると、子育て情報源としてのインターネットの普及はそれ以前から存在していた子育て情報の量や多様性の面での格差をさらに拡大させている可能性がある。

ただし、先行研究で示されたインターネット利用と他の情報源の利用との関連は擬似相関である可能性を否定できない。たとえば、単に教育熱心な親がインターネットを含むさまざまな情報源を利用しているだけかもしれない。また、1時点のクロスセクションデータを用いていることから、他の情報源を利用している親がインターネットを利用しやすい/利用しにくいという関係(個人間の差異)と他の情報源を利用するようになる/インターネットを利用するようになる/利用しなくなるといった関係(個人内の変化)が区別されていない。本稿ではパネル調査のデータを用いてこうした点も考慮した形で分析を行う。

### 3 データと分析方法

#### 3.1 データの概要

本稿では、東京大学社会科学研究所とベネッセ教育総合研究所が実施している「子どもの生活と学びに関する親子調査 (Japanese Longitudinal Study of Children and Parents: JLSCP)」のデータを用いる。JLSCPは全国の小1から高3の児童

生徒とその保護者を対象に2015年度から毎年実施されているパネル調査である。株式会社ベネッセコーポレーションが保有するリスト（日本の子どもの半数以上をカバーしている）をもとに、同社の通信教育教材の購入履歴や居住地による層化を行った上でモニターを募集し、結果的に計21,569組の親子がモニターとして登録した。Wave1の回答数は16,761組、回答率は77.7%であった。回収サンプルに居住地や子どもの性別による極端な偏りは見られないが、保護者の学歴（大卒者の比率）がやや高い（木村 2020）。

本稿では2015年度のWave1と2018年度のWave4のデータを使用する<sup>(1)</sup>。分析対象はWave1とWave4の双方に母親が回答しているケースである<sup>(2)</sup>。Wave1時点で子どもが高校生だったケースはWave4までに調査対象から外れているため、Wave1時点で子どもが小1～中3だったケースを対象とする。また、表-1に示した変数に関して欠測のないケースだけを分析に用いている。

子どもの発達段階によって子育てや教育に関する情報への親のニーズは異なると考えられるため、分析は子どもの学年別に行う。たとえば、小学校低学年時にはいわゆる「小1プロブレム」に象徴される学校生活への適応や基本的な生活習慣等が問題になりやすいだろう。他方、中学生や高校生になれば進路選択に関わる情報へのニーズが高まると予想される。子どもの学年（Wave1時点）は「小1～小3」、「小4～小6」、「中1～中3」の3カテゴリに区分した。分析対象のケース数は小1～小3がN=4,440（2,220名×2時点）、小4～小6がN=3,598（1,799名×2時点）、中1～中3がN=3,490（1,745名×2時点）である。

### 3.2 分析手法

パネルデータ分析の方法としては固定効果モデルやランダム効果モデルがしばしば用いられる。観察されていない個体の特性に起因する交絡の影響を除去して偏りのない推定を行う点では固定効

果モデルの方が望ましい場合が多いが、固定効果モデルにはSESの重要な指標である親の学歴のような時不変（時点間で値が変化しない）の独立変数を利用できないという弱点がある。他方、ランダム効果モデルでは時不変の独立変数も用いることができるが、独立変数と未観察の要因のあいだに相関がある場合、推定値に偏りが生じる。

この問題への対処として、両者を統合したハイブリッドモデル（Allison訳書 2022）を用いる。このアプローチでは、時変（時点間で値が変化する）の独立変数に関して個人内平均で中心化した変数を投入し、ランダム効果推定を行う。個人内平均で中心化した時変変数の係数の推定値は固定効果モデルと一致し、さらに固定効果モデルとは異なり時不変の独立変数も利用できる。

後述するように本稿の分析における従属変数は子育て情報源としてのインターネット利用の有無を表す2値の変数である。したがって、ハイブリッド法によるロジスティック回帰分析を用いる（Allison訳書 2022: 51-53）。ここで、 $i$ を個人、 $t$ を時点とし、 $X_{it}$ を時変の独立変数、 $\bar{X}_i$ を時変の独立変数の個人内平均、 $Z_i$ を時不変の独立変数とすると、下式のように表すことができる。左辺はインターネット利用の確率予測値（ $\hat{p}_{it}$ ）のロジットを表す。右辺の $\beta_0$ は全体の切片であり、 $\beta_1$ から $\beta_3$ はそれぞれ3つのタイプの独立変数の偏回帰係数を表す。 $\alpha_i$ は観察されていない個体の特性を表し、平均0、分散 $\sigma^2$ の正規分布にしたがう。

$$\log \frac{\hat{p}_{it}}{1 - \hat{p}_{it}} = \beta_0 + \beta_1 (X_{it} - \bar{X}_i) + \beta_2 \bar{X}_i + \beta_3 Z_i + \alpha_i$$

ハイブリッドモデルを用いることで、個人間の差異（betweenレベル）と個人内の変化（withinレベル）という2つの側面から変数間の関連を検討することができる。インターネット利用に対するSES（学歴など）の効果を検討する際には基本的に個人間の差異に注目することになるが、他の情報源の利用との関連を検討する際には個人内の



変化にも注目することで興味深い知見が得られるのではないかと期待される（たとえば、他の情報源を利用しなくなると代わりにインターネットが用いられやすくなる等）。

### 3.3 使用する変数

本稿で主に用いるのは、保護者調査の「あなたは日ごろ、お子様の子育てや教育に関する情報を、どこから（だれから）得ていますか」という質問への回答である。選択肢は【人】に関して10個、【メディア】に関して6つ設けられており、これら16項目に加えて「17. その他」と「1～17にあてはまるものはない」を含めた計18個である。

【人】「1. 配偶者」, 「2. 自分の子ども」, 「3. 自分の親」, 「4. 配偶者の親」, 「5. 親戚(自分のきょうだい、おじ・おばなど)」, 「6. 子どもの友だちの親(ママ友・パパ友)」, 「7. 友人」, 「8. 職場の知人」, 「9. 学校の先生」, 「10. 学習塾の先生」

【メディア】「11. テレビ」, 「12. 新聞」, 「13. 書籍(専門書など)」, 「14. 雑誌(専門誌など)」, 「15. インターネットの情報サイト」, 「16. インターネットの掲示板・ブログ・SNS」

本稿では特に「15. インターネットの情報サイト」と「16. インターネットの掲示板・ブログ・SNS」に注目する。これらのうち少なくともどちらか一方を利用していれば1, どちらも利用していなければ0をとるダミー変数を作成し、従属変数として用いる<sup>(3)</sup>。

子育て情報源に関する他の項目については、「親族」(1～5), 「友人・知人」(6～8), 「学校・塾」(9・10), 「マスメディア」(11～14)の4つに区分し、子育て情報源としての利用の有無を表すダミー変数を作成した。たとえば「親族」に関しては、「1. 配偶者」から「5. 親戚」までのいずれか1つでも選択していれば1, 1つも選択し

ていなければ0をとる変数になっている。

SESに関する変数としては、世帯所得と母親の学歴を用いる。世帯所得については単位を百万円とした上で自然対数変換した変数を使用する。母親の学歴は「大卒」と「非大卒」に区分した（ここでいう「大卒」のカテゴリは短大卒を含む）。母学歴は基本的に時点間で変化しない変数であり、本稿ではWave1での回答を用いた。

ハイブリッドモデルを用いることによって時点間で変化しない個体の特性については（未観察の要因を含め）統制できるが、時点間で変化する要因には別途対応が必要である。他の情報源の利用とインターネット利用との関連については母親の教育熱心さによる交絡が生じている可能性がある。母親の「教育熱心度」を表す変数として、「できるだけいい大学に入れるように成績を上げてほしい」, 「多少無理をしても子どもの教育にはお金をかけたい」, 「子どもの教育・進学面では世間一般の流れに乗り遅れないようにしている」の3項目（各4段階）の合計得点を用いる（香川2020）。「とてもあてはまる」が4, 「まったくあてはまらない」が1をとるよう値を逆転させた上で合計得点を求めており、この変数の値が大きいほど教育熱心度が高いと解釈することができる。

また、子育て情報源としてのインターネット利用に対するSESの効果は母親の教育熱心度に媒介されている可能性がある。その場合、SESの効果を検討する際に教育熱心度を同時に投入していると、教育熱心度を介さないSESの直接効果だけが推定され、SESの効果が過小評価されてしまう。そのため、本稿では母親の教育熱心度を投入しないモデルの推定結果もあわせて示す。

その他の共変量としては母親の就労の有無（専業主婦ダミー）と出生年を用いる。育児のため一時的に離職していた母親が再就労することで世帯所得が大きく変動する場合があります、また就業することで子育て情報源も変わる可能性がある（たとえば、専業主婦のときに比べて、マスメディアや

表-1 基本統計量

|                  | 小1～小3<br>(N=4,440) |       | 小4～小6<br>(N=3,598) |       | 中1～中3<br>(N=3,490) |       |
|------------------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|
|                  | mean               | s.d.  | mean               | s.d.  | mean               | s.d.  |
| インターネット利用        | 0.633              | 0.482 | 0.574              | 0.495 | 0.544              | 0.498 |
| <b>【Within】</b>  |                    |       |                    |       |                    |       |
| 他の子育て情報源         |                    |       |                    |       |                    |       |
| 親族               | 0.000              | 0.292 | 0.000              | 0.294 | 0.000              | 0.297 |
| 友人・知人            | 0.000              | 0.203 | 0.000              | 0.216 | 0.000              | 0.267 |
| 学校・塾             | 0.000              | 0.300 | 0.000              | 0.311 | 0.000              | 0.311 |
| マスメディア           | 0.000              | 0.264 | 0.000              | 0.282 | 0.000              | 0.280 |
| 世帯所得（対数）         | 0.000              | 0.150 | 0.000              | 0.149 | 0.000              | 0.149 |
| 専業主婦             | 0.000              | 0.244 | 0.000              | 0.203 | 0.000              | 0.178 |
| 教育熱心度            | 0.000              | 0.851 | 0.000              | 0.880 | 0.000              | 0.887 |
| <b>【Between】</b> |                    |       |                    |       |                    |       |
| 他の子育て情報源         |                    |       |                    |       |                    |       |
| 親族               | 0.637              | 0.382 | 0.627              | 0.384 | 0.654              | 0.372 |
| 友人・知人            | 0.858              | 0.283 | 0.815              | 0.323 | 0.726              | 0.357 |
| 学校・塾             | 0.430              | 0.394 | 0.484              | 0.391 | 0.529              | 0.391 |
| マスメディア           | 0.738              | 0.352 | 0.711              | 0.355 | 0.677              | 0.374 |
| 世帯所得（対数）         | 1.824              | 0.447 | 1.840              | 0.456 | 1.853              | 0.496 |
| 専業主婦             | 0.297              | 0.387 | 0.237              | 0.374 | 0.185              | 0.345 |
| 教育熱心度            | 8.085              | 1.578 | 8.031              | 1.525 | 8.177              | 1.606 |
| 大卒               | 0.627              | 0.484 | 0.579              | 0.494 | 0.562              | 0.496 |
| 出生年（西暦-1900）     | 75.333             | 4.210 | 73.047             | 4.138 | 70.574             | 4.340 |

インターネットに頼る傾向が強まるかもしれない)。出生年を統制するのは、高学歴化の進行や年功賃金制のもとでは年齢が学歴や所得と関連していると考えられ、また若い親がインターネットを利用しやすいことも指摘されている (Radey & Randolph 2009; Fierloos et al. 2022) ためである。

なお、時変変数であるインターネット以外の情報源の利用、世帯所得、就業の有無（専業主婦ダミー）、教育熱心度については、withinレベルの変数として個人内平均で中心化した変数、betweenレベルの変数として2時点の個人内平均をとった変数を用いている。

#### 4 分析結果

表-1 から子どもの学年 (Wave1時点、以下同) 別に母親の子育て情報源としてのインターネットの利用率を確認すると、子どもが小1～小3のサンプルでは63.3%、小4～小6のサンプルでは57.4%、中1～中3のサンプルでは54.4%となっている<sup>(4)</sup>。前述のように40歳代女性のインターネット利用率が100%に近い水準に達していることを考えると、子育て情報源として利用する母親はそこまで多くないといえるが、それでも半数以上の母親が子育て情報源の1つとしてインター

表-2 子育て情報源の利用率（学歴別）

|         | 小1～小3 |       | 小4～小6 |       | 中1～中3 |       |       |     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
|         | 大卒    | 非大卒   | 大卒    | 非大卒   | 大卒    | 非大卒   |       |     |
| 親族      | 63.9% | 63.5% | 62.0% | 63.8% | 64.5% | 66.4% |       |     |
| 友人・知人   | 85.9% | 85.8% | 81.5% | 81.5% | 72.5% | 72.8% |       |     |
| 学校・塾    | 43.7% | 41.8% | 50.7% | 45.2% | **    | 55.6% | 49.5% | *** |
| マスメディア  | 74.1% | 73.3% | 72.1% | 69.9% |       | 68.5% | 66.7% |     |
| インターネット | 64.2% | 61.9% | 61.0% | 52.4% | ***   | 56.7% | 51.4% | **  |
| N (観測数) | 2,786 | 1,654 | 2,082 | 1,516 |       | 1,960 | 1,530 |     |

\*\*\* p<0.001 \*\* p<0.01 \* p<0.05 † p<0.1

ネットを利用している。これは親族、友人・知人、マスメディアの利用率には及ばないが、学校・塾（小1～小3から順に43.0%、48.4%、52.9%）よりも高い割合である。

日本社会において母親の学歴は「子育てや学校教育戦略の主要な決定因」（吉川 2009, p.63）であるとされる。どのような母親が子育て情報源としてインターネットを利用しているのかを探る上で、まずは母学歴に注目する。表-2に他の情報源とあわせて母学歴別の利用率を示した。カイ二乗検定で学歴による有意差が見られたのは子どもが小4～小6と中1～中3のサンプルにおける学校・塾とインターネットの利用率である。大卒の母親は非大卒の母親に比べてインターネットを利用しやすい傾向がある。学歴によるインターネット利用率の差は小4～小6で8.6ポイント、中1～中3で5.2ポイントであり、学校・塾（小4～小6で5.5ポイント、中1～中3で6.1ポイント）と比べても決して小さくない差があるといえる。

続いて、ハイブリッドモデルの推定を行う。子どもの学年別の推定結果を表-3に示した。SESの効果について、まず独立変数として教育熱心度を含まないモデル1の推定結果を確認する。個人間の差異（betweenレベル）に注目すると、全体としては学歴や世帯所得の高い母親が子育て情報源としてインターネットを利用しやすいことが示されている。ただし、子どもが小1～小3のサン

プルでは母学歴の係数が有意でない。また、中1～中3のサンプルで世帯所得の係数は10%水準で有意傾向を示すにとどまっている。

教育熱心度を追加したモデル2では全体として母学歴や世帯所得の係数が小さくなり、統計的に有意でなくなったものもある<sup>(5)</sup>。教育熱心度による媒介を考慮した上でも有意だったのは、子どもが小1～小3と小4～小6のサンプルにおける世帯所得の係数（ただし、後者は10%水準で有意）および小4～小6のサンプルにおける母学歴の係数である<sup>(6)</sup>。

個人内の変化（withinレベル）に注目すると、子どもが小1～小3のサンプルに限られるが、世帯所得が有意な正の効果を示している。世帯所得が高くなると母親はインターネットを利用するようになる解釈できる。この効果は教育熱心度を考慮してもほとんど変わらない。また、本稿の分析では母親の就労の有無（専業主婦ダミー）を同時に考慮しているため、ここで示された世帯所得の効果は母親の就労の有無の変化では説明されない。

母親の教育熱心度それ自体はbetweenレベルでは正の効果を示しているが、withinレベルでは有意な効果が観察されない。教育熱心な母親が子育て情報源としてインターネットを利用しやすい傾向はあるものの、教育熱心度の変化にともなってインターネットを利用するようになったり利用しなくなったりするわけではない。なお、教育熱心

表-3 インターネット利用のロジスティック回帰分析 (ハイブリッドモデル)

|                  | 小1~小3      |            | 小4~小6      |            | 中1~中3     |            |
|------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|
|                  | モデル1       | モデル2       | モデル1       | モデル2       | モデル1      | モデル2       |
| <b>【Within】</b>  |            |            |            |            |           |            |
| 他の情報源            |            |            |            |            |           |            |
| 親族               | 0.195      | 0.192      | 0.217      | 0.216      | 0.339 *   | 0.339 *    |
| 友人・知人            | -0.050     | -0.051     | -0.078     | -0.078     | 0.003     | 0.007      |
| 学校・塾             | 0.151      | 0.145      | 0.201      | 0.206      | 0.270 *   | 0.272 *    |
| マスメディア           | 0.144      | 0.138      | 0.143      | 0.145      | -0.304 *  | -0.301 *   |
| 世帯所得 (対数)        | 0.657 *    | 0.642 *    | -0.165     | -0.159     | 0.360     | 0.356      |
| 専業主婦             | -0.375 *   | -0.368 *   | -0.319     | -0.325     | -0.261    | -0.261     |
| 教育熱心度            | —          | 0.065      | —          | -0.028     | —         | -0.018     |
| <b>【Between】</b> |            |            |            |            |           |            |
| 他の情報源            |            |            |            |            |           |            |
| 親族               | -0.066     | -0.045     | 0.004      | -0.040     | 0.196     | 0.205      |
| 友人・知人            | 0.408 *    | 0.404 *    | 0.575 **   | 0.578 **   | 0.466 **  | 0.407 *    |
| 学校・塾             | 0.584 ***  | 0.552 ***  | 0.579 **   | 0.527 **   | 0.522 **  | 0.464 **   |
| マスメディア           | 0.306 †    | 0.279 †    | 0.464 *    | 0.449 *    | 0.160     | 0.120      |
| 世帯所得 (対数)        | 0.455 **   | 0.288 *    | 0.494 **   | 0.253 †    | 0.243 †   | 0.063      |
| 専業主婦             | 0.496 **   | 0.489 **   | 0.324 †    | 0.296 †    | -0.007    | 0.003      |
| 教育熱心度            | —          | 0.174 ***  | —          | 0.240 ***  | —         | 0.197 ***  |
| 大卒               | 0.050      | -0.024     | 0.433 **   | 0.336 *    | 0.256 *   | 0.179      |
| 出生年              | 0.065 ***  | 0.067 ***  | 0.080 ***  | 0.082 ***  | 0.025 †   | 0.031 *    |
| 定数項              | -5.844 *** | -6.976 *** | -7.691 *** | -9.141 *** | -2.942 ** | -4.511 *** |
| N (観測数)          | 4,440      | 4,440      | 3,598      | 3,598      | 3,490     | 3,490      |
| N (個人)           | 2,220      | 2,220      | 1,799      | 1,799      | 1,745     | 1,745      |
| Deviance         | 5456.8     | 5434.3     | 4538.5     | 4510.0     | 4547.3    | 4523.5     |

\*\*\* p&lt;0.001 \*\* p&lt;0.01 \* p&lt;0.05 † p&lt;0.1

度を含まないモデル1と教育熱心度を追加したモデル2の逸脱度 (Deviance) の差は子どもの学年にかかわらず統計的に有意であった (いずれも  $p<0.001$ )。つまり、教育熱心度を追加することでモデルの適合度が改善されている。

本稿では主に世帯所得の効果を検討する上での共変量として母親の就労の有無 (専業主婦ダミー) を用いているが、この変数の効果自体についても興味深い結果が得られている。すなわち、専業主婦ダミーはbetweenレベルでは正の係数を示し、withinレベルでは負の係数を示す。専業主婦の母親は (そうでない母親に比べて) インターネットを利用しやすい傾向があるが、個人内の変化に注

目した場合、専業主婦だった母親が就労するようになるとインターネットを利用しやすくなると解釈できる。

子育て情報源としてのインターネット利用と他の情報源の利用との関係については、betweenレベルでは他の情報源を利用している母親がインターネットも利用しやすい傾向があるといえる (ただし、親族に関しては有意な効果が見られず、マスメディアの効果に関しては子どもの学年によって結果が異なる)。他方で、withinレベルでは有意な関連がほとんど見られない。例外として、子どもが中1~中3のサンプルでは親族と学校・塾が正の係数を、マスメディアの利用が負の係数

を示している。

## 5 考察

本稿では学齢期の子どもをもつ母親の子育て情報源としてのインターネット利用の規定要因を検討した。SESによるインターネット利用の格差に関して、個人間 (betweenレベル) では世帯所得や学歴の高い母親がインターネットを利用しやすい傾向が見られた。ただし、母親の教育熱心度を同時に投入すると学歴や世帯所得の係数は小さくなり、統計的に有意でなくなったものもあった。この結果は、子育て情報源としてのインターネット利用に対するSESの効果が (部分的には) 母親の教育熱心さによって媒介されていることを示している。

国外の先行研究では子育て情報源としてのインターネット利用に対するSESの影響が指摘されていたが (Radey & Randolph 2009; Rothbaum et al. 2008), SESの高い層がインターネットを利用しやすい理由やメカニズムはほとんど検討されてこなかった。この点で、母親の教育熱心さがSESの効果を (全てではないにせよ) 媒介していることを示した本稿には一定の意義があるといえるだろう。

教育熱心度による媒介を考慮した上でも有意な効果が見られたのは、子どもが小1～小3のサンプルにおける世帯所得と小4～小6のサンプルにおける母学歴である。本稿で用いた「教育熱心度」の変数 (香川 2020) は主に子どもの学業達成や進学に関わる側面を捉えたものであり、教育熱心度を介さないSESの (直接) 効果には、それ以外の側面についての関心の強さが関係しているのではないかと考えられる。

たとえば、世帯所得の高い家庭では学業達成や進学に直結しない習い事に対しても親の関心が強く、そのことがインターネットを用いた情報探索に結びついている可能性がある。実際、松岡

(2016) は世帯収入が高い家庭では子どもがさまざまな学校外教育を経験する傾向があることを示している。また、世帯収入だけでなく親の学歴による学校外教育機会の格差も子どもの成長にもなって拡大することが示されており (松岡 2016), 小4～小6のサンプルにおける母学歴の効果についても子どもに習い事やさまざまな体験をさせるための情報探索 (の学歴による差) という観点から解釈できるかもしれない。

個人内 (withinレベル) では、子どもが小1～小3のサンプルにおいて世帯所得が正の効果を示した。これは母親の就労の有無を考慮した上で得られた結果であり<sup>(7)</sup>, 就労の有無だけでなく職種や所得といった要因もインターネット利用 (と世帯所得の双方) に影響しているのかもしれない。また、松岡 (2016) はwithinレベルでも世帯所得の増減と子どもの習い事の種類の数に関連があることを明らかにしており、世帯所得が上がると習い事に関する情報探索にインターネットが用いられやすくなるという解釈も可能だろう。

なお、インターネット利用に対する母親の就労の効果については個人間 (betweenレベル) と個人内 (withinレベル) で異なる傾向が見られた。すなわち、専業主婦の母親はインターネットを利用しやすい傾向があるが、同じ個人が専業主婦ではなくなるとインターネットを利用しやすくなる。また、betweenレベルでは教育熱心度を同時に考慮するかどうかで専業主婦ダミーの係数が大きく異なる。教育熱心な母親が専業主婦になるのか、専業主婦の母親が教育熱心になるのかは定かでないが、いずれにせよ専業主婦の母親がインターネットを利用しやすいことには教育熱心さという要因が強く関係している。他方で、withinレベルではそのような傾向が見られないため、専業主婦でなくなるとインターネットを利用しやすくなるのは教育熱心度が高まることが理由ではないといえる。就労することで親族や友人・知人等とのコミュニケーションの機会が減少し、主要な情

報源がインターネットへ移行するのかもしれない。

インターネット利用と他の情報源の利用との関連については、betweenレベルでは全体として他の情報源（親族を除く）を利用している母親がインターネットも利用しやすい傾向が確認された。一方、withinレベルに関しては子どもが小1～小3や小4～小6のサンプルでは関連がほとんど見られなかったものの、中1～中3のサンプルでは親族と学校・塾が正の効果、マスメディアが負の効果を示した。Wave1時点で中1～中3、Wave4時点で高1～高3のこのグループでは、高卒後の進路選択に向けた情報のニーズが高まっていると考えられる。母親はさまざまな情報源を利用して情報探索を行い、その中で親族や学校・塾とともにインターネットも重要な情報源として位置づけられていることが読み取れる。ただし、マスメディアの利用はインターネットの利用とトレードオフの関係になっており、情報源として（親族や学校・塾に加えて）マスメディアを利用する層とインターネットを利用する層に分化していることが示唆される。

本稿の分析を通じて得られた結果から、子育て情報を得る手段としてインターネットが登場したことは、母親が入手する子育て情報の量や多様性という面での格差を拡大させる方向に作用している可能性があると考えられる<sup>(8)</sup>。というのは、学歴や世帯所得の高い層が積極的に子育て情報源としてインターネットを利用しており、また他の情報源をもっている者の方がよりインターネットを利用しやすい傾向が見られるためである。少なくとも、他の情報源を利用できない層がインターネットを利用することで不利を克服していると解釈できる結果は（前述した中1～中3のサンプルにおけるマスメディアとのトレードオフ関係を除いて）得られていない。本稿で得られた知見は基本的に知識ギャップ仮説やデジタルデバイド論の考え方と整合的だといえるだろう。

最後に、本稿の限界と残された課題について述

べる。第1に、本稿で直接検討したのは子育て情報源としてのインターネット利用とSES（学歴、所得）および他の情報源の利用との関連だけであり、それ以外の側面は検討できていない。たとえば、先行研究では有配偶者に比べて未婚の親は子育て情報源としてインターネットを利用しやすいことが指摘されており（Radey & Randolph 2009）、インターネットを通じて子育て情報を得られることがSESとは異なる面での格差の縮小に寄与している可能性が示唆される。SES以外の側面を考慮に入れたより多面的な検討は重要な課題の1つである。

第2に、本稿は母親が子育て情報源としてインターネットを利用しているか否かに焦点をあてたものであり、インターネットを用いて具体的にどのような情報をどのくらい得ているのかは検討できていない。テレビや書籍といったメディア以上にインターネット上の子育て情報は玉石混交であると考えられ、どのような情報が実際に活用されているのかを把握することの重要性は大きい。加えて、母親が（インターネットを通じて）得た情報が実際の子育て方法にどのような形で反映されており、それが子どもの行動や学業達成にどのような影響を与えているのか、という点については別途検討が必要である。

また、母親がインターネットを通じて子育て情報を得ることは、それが子どもの行動や学業達成に影響するかどうかという問題だけではなく、母親自身にとって重要な意味をもっている可能性もある。たとえば、インターネットを用いてさまざまな子育て情報に接すること自体が、子育てに関連する母親の不安やストレスを解消することに寄与しているかもしれない（小林 2004）。子育て情報源としてのインターネット利用がもつ意味合いについては、こうした側面も考慮しながら多面的に把握することが求められる。

## 付記

本研究はJSPS科研費JP23K02179の助成を受けたものです。二次分析を行うにあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブから「子どもの生活と学びに関する親子調査 Wave1~4, 2015-2019」(ベネッセ教育総合研究所)の個票データの提供を受けました。記して感謝いたします。

## 注

- (1) 2022年9月現在, SSJデータアーカイブ(東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター)で公開されているのはWave4までのデータである。また, Wave2とWave3の調査票には子育て情報源に関する質問項目が含まれていない。
- (2) 本稿の分析ではパネル脱落 (attrition) の影響を考慮できていない。この点は今後の課題としたい。JLSCPのサンプル脱落の状況については岡部 (2020) を参照のこと。なお, 父親を対象から除く積極的な理由があるわけではないが, JLSCPの保護者調査の回答者は約9割が母親であることから, 本稿では母親を対象を限定している。
- (3) 「インターネットの掲示板・ブログ・SNS」の利用率はWave1で16.0%, Wave4で17.0%であり, 全体として利用率が低く2時点間の変化も小さい。SNSは特定の相手とのコミュニケーションを目的に利用される場合が多く, 掲示板やブログとは性質が異なると考えられるが, データの制約から掲示板, ブログ, SNSの利用状況を区別して捉えることはできない。また, たとえば「友人」から情報を得ることと「SNS」を通じて情報を得ることを区別するのは実際には難しい。こうした事情もあり, 現時点で利用できるWave4までのデータを分析する上では, 「インターネットの情報サイト」と「インターネットの掲示板・ブログ・SNS」を分けることにはあまりメリットがないと判断した。
- (4) Wave1とWave4の2時点間の変化を見ると, 小1~小3から順に58.65%→68.0%, 53.4%→61.3%, 48.1%→60.7%となっている。
- (5) ロジスティック回帰分析では異なるモデル間で係数の大小を単純に比較できないため, khb法 (Karlson et al. 2011) によって媒介効果を推定した。その結果, 子どもが小1~小3のサンプルにおける世帯所得の効果は37.4%が教育熱心度によって媒介されていた。小4~小6のサンプルにおける学歴の効果は22.6%, 世帯所得の効果は49.2%, 中1~中3のサンプルにおける学歴の効果は30.3%, 世帯所得の効果は74.1%が教育熱心度によって媒介されていた。
- (6) 大卒女性が専業主婦になりやすい傾向がある場合, 就労の有無 (専業主婦ダミー) を同時に考慮した分析では学歴の効果が過小評価される可能性がある。詳細な結果は省くが, 就労の有無 (専業主婦ダミー) を除いた場合でも母学歴の効果に関する前述の結果は大きく変わらないことを確認済みである。
- (7) 詳細は省くが, 母親の就業形態を「正社員・正職員」, 「パート・アルバイト」, 「派遣社員・契約社員・嘱託」, 「自営業 (家族従業者を含む)」, 「無職 (専業主婦など)」の5つに分類した場合でも世帯所得の係数はほとんど変わらなかった。
- (8) ただし, このような子育て情報の格差拡大が実際に生じたかどうかを検証するためには, インターネットの普及以前との比較が必要である。

## 参考文献

- Allison, P. (2009) *Fixed Effects Regression Models*, Sage. 太郎丸博監訳 (2022) 『固定効果モデル』 共立出版.
- 天笠邦一 (2010) 「子育て期のサポート・ネットワーク形成における通信メディアの役割」, 『社会情報学研究』 14(1), pp.1-16.
- Berkule-Silberman, S. B., Dreyer, B. P., Huberman, H. S., Klass, P. E., & Mendelsohn, A. L. (2010) Sources of parenting information in low SES mothers. *Clinical Pediatrics*, 49 (6), pp.560-568.
- Bonfadelli, H. (2002) The internet and knowledge gaps: A theoretical and empirical investigation. *European Journal of Communication*, 17(1), pp.65-84.
- Boonk, L., Gijssels, H. J. M., Ritzen, H., & Brand-Gruwel, S. (2018) A review of the relationship between parental involvement indicators and academic achievement. *Educational Research Review*, 24, pp.10-30.
- DiMaggio, P., Hargittai, E., Celeste, C., & Shafer, S. (2004) Digital inequality: From unequal access to differentiated use. In Neckerman K. M. ed. *Social inequality*. Russell Sage, pp.355-400.
- Fierloos, I. N., Windhorst, D. A., Fang, Y., Mao, Y., Crone, M. R., Hosman, C. M. H., Jansen, W., & Raat, H. (2022) Factors associated with media use for parenting information: A cross-sectional study among parents of children aged 0-8 years. *Nursing Open*, 9 (1), pp.446-457.
- Hargittai, E., & Hinnant, A. (2008) Digital inequality: Differences in young adults' use of the internet. *Communication Research*, 35 (5), pp.602-621.
- 橋元良明 (2001) 「日本のデジタル・デバイド」, 東京大学社会情報研究所編 『日本人の情報行動 2000』 東京大学社会情報研究所, pp.173-192.
- 広田照幸(1999) 『日本人のしつけは衰退したか: 「教育する家族」のゆくえ』 講談社.
- 本田由紀 (2005) 『多元化する「能力」と日本社会: ハイパー・メリトクラシー化のなかで』 NTT出版.
- (2008) 『「家庭教育」の隘路: 子育てに強迫される母親たち』 勁草書房.
- 星敦士 (2011) 「育児期のサポートネットワークに対する階層的地位の影響」, 『人口問題研究』 67(1), pp.38-58.
- 香川めい (2020) 「思春期の子どもに保護者は何ができるのか: 学業成績への影響を手がかりに」, 東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所編 『子どもの学びと成長を追う: 2万組の親子パネル調査から』 勁草書房, pp.185-205.
- Karlson, K. B., Holm, A., & Breen, R. (2011) Comparing regression coefficients between same-sample nested models using logit and probit. A new method. *Sociological Methodology*, 42, pp.286-313.
- 川口俊明 (2020) 「多重対応分析による子育て空間の分析: 学校教育に関わる活動に着目して」, 『家族社会学研究』 32(2), pp.156-168.
- 吉川徹 (2009) 『「教育格差」と母親学歴』, 『家族社会学研究』 21(1), pp.61-64.
- 木村治生 (2020) 『『子どもの生活と学び』研究プロジェクトについて: プロジェクトのねらい, 調査設計, 調査対象・内容, 特徴と課題』, 東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所編 『子どもの学びと成長を追う: 2万組の親子パネル調査から』 勁草書房, pp.3-26.
- 小林真 (2004) 「インターネットの利用が母親の育児ストレスに及ぼす緩和効果」, 『富山大学教育学部紀要』 58, pp.85-92.
- Lareau, A. (2011) *Unequal Childhoods: Class,*



- Race, and Family Life* (second edition). University of California Press.
- Lupton, D., Pedersen, S., & Thomas, G. M. (2016) Parenting and digital media: From the early web to contemporary digital society. *Sociology Compass*, 10(8), pp.730-743.
- 松岡亮二 (2016) 「学校外教育活動参加における世帯収入の役割」, 『教育社会学研究』 98, pp.155-175.
- Matsuoka, R. (2019) Concerted cultivation developed in a standardized education system. *Social Science Research*, 77, pp.161-178.
- 中島千英子・永井由美子 (2020) 「母親の育児情報源としてのSNS利用に関する調査」, 『大阪教育大学紀要 人文社会科学・自然科学』 68, pp.41-49.
- 額賀美沙子・藤田結子 (2022) 『働く母親と階層化：仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ』 勁草書房.
- 岡部悟志 (2020) 「『親子パネル調査』におけるサンプル脱落の実態と評価」, 東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所編 『子どもの学びと成長を追う：2万組の親子パネル調査から』 勁草書房, pp.27-33.
- Radey, M., & Randolph, K. A. (2009) Parenting sources: How do parents differ in their efforts to learn about parenting? *Family Relations*, 58(5), pp.536-548.
- Rothbaum, F., Martland, N., & Janssen, J. B. (2008) Parents' reliance on the web to find information about children and families: Socio-economic differences in use, skills and satisfaction. *Journal of Applied Developmental Psychology*, 29(2), pp.118-128.
- 武市久美 (2014) 「子育てにおけるSNS利用について：『ママ友』コミュニケーションに着目して」, 『東海学園大学研究紀要 人文科学研究編』 19, pp.79-89.
- Tichenor, P. J., Donohue, G. A., & Olien, C. N. (1970) Mass media flow and differential growth in knowledge. *Public Opinion Quarterly*, 34(2), pp.159-170.
- 邵勤風 (2020) 「保護者の子育ての実態と子育てによる成長・発達」, 東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所編 『子どもの学びと成長を追う：2万組の親子パネル調査から』 勁草書房, pp.75-94.
- van Deursen, A. J., & van Dijk, J. A. (2014) The digital divide shifts to differences in usage. *New Media & Society*, 16(3), pp.507-526.
- van Deursen, A. J., van Dijk, J. A., & ten Klooster, P. M. (2015) Increasing inequalities in what we do online: A longitudinal cross sectional analysis of Internet activities among the Dutch population (2010 to 2013) over gender, age, education, and income. *Informatics and Telematics*, 32(2), pp.259-272.
- Wei, L., & Hindman, D. B. (2011) Does the digital divide matter more? Comparing the effects of new media and old media use on the education-based knowledge gap. *Mass Communication and Society*, 14(2), pp.216-235.
- 吉本文子 (2019) 「『完璧』を目指す選択と評価のはざままで：専業主婦の母親の子育て観を中心に」, 『共栄大学研究論集』 17, pp.99-113.



## 研究

# 『ハーモニー』の描く近未来に関する一考察 —高度医療社会の身体と自己—

## A Study of *Harmony*: On the Body and the Self in an Advanced Medical Society

キーワード：

恒常的健康監視システム, 身体, 自己, “切断”, サイエンス・フィクション研究

keyword：

homeostatic health-monitoring network, body, self, “disconnection”, science fiction studies

日本大学 根村直美  
Nihon University Naomi NEMURA

### 要約

サイエンス・フィクションのあるものは、我々の社会に潜在する可能性を示唆していると考えられる。本稿では、ネットワーク化された高度医療社会がどのような身体や自己のあり方をうみだすことになるのかという観点から、伊藤計劃の『ハーモニー (2008)』の分析を試みた。

『ハーモニー』が描くのは、人々が、健康を維持する医療システムとつながれ、そのシステムに服従することによって、「公共的身体」を形成していく社会であった。その社会においては、プライベートな身体であるためには、「リソース意識」に満ちた関係性の“切断”が求められた。『ハーモニー』では、人間が「完璧」になったとされる世界のビジョンも示される。それは、もはや“切断”の意志をもつ「わたし」は存在しておらず、プライベートな身体が立ち現れることがない世界であった。

『ハーモニー』は、逆説的に、身体をもち状況に埋め込まれている中で立ち現れる「わたし」という意識を浮き彫りにしている。その「わたし」は、状況への適応の結果としての断片の集まりにしかすぎず、確固とした存在ではない。しかし、「わたし」という意識をもつ存在においては、自己を維持するための方略としての“切断”の〈倫理〉がその意識の働きによって姿を現してくる。

原稿受付：2023年2月27日

掲載決定：2023年9月16日

近年Michel Foucaultが提示した「自己の技法」に注目するポストヒューマニストが現れているが、そうした論者の議論を参考にするならば、個々の構成員が柔軟に変容しつつ自己を維持するようなネットワーク社会の探究を「自己の技法」からはじめること、それが、伊藤が我々に残した大きな課題と考えることができるのではないだろうか。

#### Abstract

Some science fiction works have suggested the potential for our society by depicting a technocultural society in the future. Thus, this study analyzes *Harmony* from the viewpoint of what kind of body and self a networked society would create.

*Harmony* depicts a society in which people form a public body by connecting with and submitting to the medical network system that maintains their health. In that society, becoming a private body is required for breaking the relationship full of “resource awareness,” that is, “disconnection.” *Harmony* also envisions a world where human beings are said to be “completed.” In *Harmony*, human beings are guided to the world where the “I” that wills “disconnection” no longer exists, and a private body does not appear. In other words, it is a fixed and unchanging world where no new relationships are created.

Paradoxically, *Harmony* highlights the consciousness of “I” that emerges in an individual concrete situation where bodies are embedded. That “I” is only an assemblage of fragments that is the result of adaptation to the situation. It is not a firm existence. However, along with the consciousness of “I,” the ethics of “disconnection” appears as a strategy for maintaining oneself.

Recently, a posthumanist focuses on the concept of “technologies of the self,” which Michel Foucault presented. Also, the author, Project Itoh, suggests that we should start with the “technologies of the self” in order to explore a networked society in which individual members flexibly transform and maintain themselves.

## 1 はじめに

サイエンス・フィクションは、「シミュレーション」を行うことにより、存在論、倫理といった関連の問題とともに、人間と人間社会の科学的・テクノロジー的な改変の可能性について議論しようとする意識の1つの形式と考えることができる (Herbrechter, 2013: 116)。サイエンス・フィクションは「現実性と虚構性の間」を漂う「疑似的な空間」であるが、その空間は「虚構的であり異化された現在であるとともに、まだ知られていないものとしての未来空間」でもある (Herbrechter, 2013: 116)。すなわち、サイエンス・フィクションは、科学とテクノロジーを媒介として、これからの人間と人間社会を考えることをテーマとしているために、現在のテクノカルチャー的な状況の行方、言い換えれば、我々の社会のうちにすでに潜在しつつある可能性を明らかにすることに貢献しようと考えられるのである (Herbrechter, 2013: 116)。

サイエンス・フィクションは、Gilles Deleuze と Félix Guattari の議論に基づくとき (Deleuze and Guattari, 1991), 覆い隠されている世界の可能性を提示するという意味での〈芸術〉と位置づけることができる。また、作品が表象する世界を概念化するサイエンス・フィクション研究は、潜在する世界の可能性を明らかにするという意味での〈芸術〉を概念化する試みとしての〈哲学〉と捉えることのできるものである (Deleuze and Guattari, 1991)。

そして、そのような〈哲学〉の試みは、我々の生きる高度情報社会のうちに潜む可能性を概念化し、その社会に生きる我々が直面するであろう問題を明らかにすると考えられる。その試みは、高度情報社会に内在する問題を概念化することで、その問題を先鋭化して議論の蓄積を可能にするであろう。高度情報社会についての〈知〉の新たな地平を切り開くという意味で、サイエンス・フィクション研究は、社会情報学の重要な一分野とし

て位置づけることができるのである。

本稿は、そうしたサイエンス・フィクション研究の一環として、伊藤計劃の小説『ハーモニー (2008)』の分析を試みるものである。

第2節では、『ハーモニー』をサイエンス・フィクション全体の中で位置づけることにより、『ハーモニー』を分析することの意義を明らかにする。また、本稿が拠って立つ分析方法について説明し、本稿の分析の独自性を示す。

また、第3節のあらずじに続く、第4節からの『ハーモニー』の分析では、まずネットワーク化された社会がどのような〈身体〉のあり方をうみだすことになるのか、といった観点からの分析を行う。『ハーモニー』においては、各章の始まりと終わりに必ず〈body〉という文字列が配置されており、科学とテクノロジーがもたらす〈身体〉のあり方が『ハーモニー』のメインテーマの1つであると考えられるのである。

続く第5節においては、身体に関する分析を踏まえつつ、ネットワーク化された社会における人間の意識、とりわけ、〈自己〉のあり方についてどのような考えが示されているのかについても考察を行う。人間の意識、とりわけ、自己の問題は、伊藤が前作『虐殺器官 (2007)』において取り組んできたものであり、『ハーモニー』においても、メインテーマの1つと考えられるのである。

第6節では第4節・第5節の考察をまとめるとともに、第7節では伊藤が模索した「その先の言葉」について考察を試み、伊藤が我々に残した課題が何であったのかを探る。

なお、本稿においては、『ハーモニー』の造語と思われる用語、および、一般的な語であるが特別な意味が込められている用語は、鉤括弧(「」)で括って用いることとする。また、その語を最初に引用する場合は、2014年の文庫版『ハーモニー』(早川書房〈ハヤカワ文庫〉)を用い、その頁数のみを括弧内に示すこととする。ただし、全編にわたって使われている用語の場合には、初出

の頁数のみを記載することとする。

一方、『ハーモニー』をめぐる議論において、本稿筆者自身が強調したい語や特別な意味を含めたい語については、本節のように山括弧 (< >), あるいは、ダブルクォーテーションマーク (“”) を用いて表記することとする。

また、『ハーモニー』以外でも、その語句等が他の論者からの引用の場合には、鉤括弧 (「」) を用い、一般の語句や元々は他の論者に由来する語句であっても特に強調したい場合や既存の概念と異なることを示唆したい場合には、山括弧 (< >), あるいは、ダブルクォーテーションマーク (“”) を用いることとする。

## 2 『ハーモニー』の位置づけと分析の方法

本稿が『ハーモニー』を分析の対象とするのは、第一には、その作品が、ポストヒューマン状況にある近未来社会とその行方を描いた小説として世界的に評価をされてきたことによる。『ハーモニー』は、2009年に第30回日本SF大賞を受賞したにとどまらず、2010年にはフィリップ・ディック記念賞特別賞も受賞している。

ここで言う「ポストヒューマン状況」というのは、テクノロジー、とりわけ、情報テクノロジーと多面的に結びついており、有機体と有機体が組み込まれている情報の循環の間が分かちがたい状態にあることを意味している (Hayles, 1999: 35)。

『ハーモニー』は、情報テクノロジーと人間が密接的に接続された状況を描いている点において、サイバーパンクとの関連性が高いが、そのものと言えるかは議論の余地がある (藤田, 2015: 69)。むしろ、『ハーモニー』は、ゼロ年代以降、主に米国を中心として流行したディストピア小説、言い換えれば、ポスト・アポカリプスものの1つと捉えることができる (小財, 2015: 34)。ポスト・アポカリプスは、「終末は到来したにもかかわらず黙示録的な

テキストが終わらない状態」であり、「死の瞬間ではなく、その『果てしない持続』を特徴とする」と定義されているが、『ハーモニー』の結末は、ポスト・アポカリプスの定義そのものと見ることができるのである (小財, 2015: 35)。

また、第二には、『ハーモニー』が、「〈大災禍〉(ザ・マイルストロム)」(p.21) という、世界規模の暴動と戦争、そして、それらに起因する病気の蔓延に対する〈反動〉としてうみだされた高度医療社会を想定していることによる。『ハーモニー』は混乱の後に現れた高度な医療システムに個人情報を提供することで、健康や安全が保障される社会を描く。

『ハーモニー』は、長引くコロナ禍においてあらためて評価を高めたが (野坂, 2022)、個人の医療情報を集約する医療システムが構想されているポストコロナの現在、『ハーモニー』が描く混乱の後に現れた高度医療社会は、より一層リアリティを増していると言えよう。ポストヒューマン状況、あるいは、ポストヒューマンを描くサイエンス・フィクションは多くあるが、『ハーモニー』を取り上げるのは、それが我々の喫緊の課題を先鋭化して描きだしていると考えられるからである。世界規模の混乱はまさに我々が経験したものである。そして、そうした混乱の後に現れるかもしれない社会についてもまた、顕在化しつつある我々の世界の可能性と考えるを得ないのである。

さて、本稿が『ハーモニー』の分析に際して用いるのは、Ingrid RichardsonとCarly Harper、あるいは、Jon DoveyとHelen W. Kennedyが、Maurice Merleau-Pontyの議論を基に展開した、経験を分析するための現象学的方法である (Richardson and Harper, 2002; Dovey and Kennedy, 2006)。その方法においては、「身体図式 (body schema)」、あるいは、「身体イメージ」という概念は、我々に、「科学」や「常識」という先入観をわきに置き、「生きられている経験」についての意識を省察することを求める。そして、その方法では、「自己」は本質を直観する意識ではなく、身体化された経験を意識する「身

体自己 (body-subject)」である。

こうした「科学」や「常識」に囚われない現象学の方法は、身体や自己の「虚構的な (fictional)、あるいは、象徴的な (symbolic)」マッピングも射程に入りうることを意味する (Richardson and Harper, 2002)。本稿では、その方法をサイエンス・フィクション研究に有効なものと位置づけ、『ハーモニー』の登場人物、とりわけ、主人公の経験を現象学的方法に拠って立って分析し、科学とテクノロジーのもたらす〈身体〉のあり方、そして、〈自己〉のあり方がどのようなものであるのかを読み解くことを試みることにする。

先にも述べたように、これまで『ハーモニー』は、主として、ディストピア小説、正確には、ユートピアになるかと思っていたら、あまりにもひどい世界になってしまったケース (藤田, 2015: 69) の系譜の中で読まれ論じられてきた (小財, 2015; 藤田, 2015; 円堂, 2019, 15-62; 野波, 2023)。また、ケルト神話との関連に目を向け、『ハーモニー』をヒューマンイズムの浸透と拡散の果てにたどり着いた神話的世界とする議論もなされてきている (岡和田, 2013)。

そうした論考においても、『ハーモニー』が想定するポストヒューマン的な近未来社会や人間のあり方がどのようなものかを読み解くことは試みられている。しかしながら、その近未来会とポストヒューマンのあり様を現象学的方法に拠って立ち、登場人物の〈身体〉と〈自己〉の経験から読み解いていく試みはこれまで行われてはこなかった。本稿の試みは、『ハーモニー』が描く「ユートピア=ディストピア」(円堂, 2019: 43) 的な状況に、より多面的・多角的に光を当てることになると考えられるのである。

そもそも『ハーモニー』は、伊藤の夭折もあり、作品の評価に比してその研究の蓄積はそれほど進んでいない。個人の医療情報を集約する医療システムの構築に向かっているポストコロナの今だからこそ、『ハーモニー』の研究のより一層の蓄積

が求められるであろう。

### 3 あらすじ

アメリカで発生した暴動をきっかけに世界を混乱のつばに叩き込んだ「〈大災禍〉」後、「生府」(p.14)、すなわち、医療合意共同体が統治する高度医療社会が成立した。人々は、健康と優しさを尊ぶ「生命主義」(p.40) の名の下に、「生府」により管理されることになった。人々は、WatchMe (体内監視システム) を体に埋め込み、あらゆるリスクから遠ざけられることになったのである。

主人公・霧慧トアンは「生府」の番人である「世界保健機構 (WHO)」(p.40) の螺旋監察官であった。紛争地域の停戦監視などが仕事だ。だが、トアンは「生命主義」への違和感をぬぐうことができず、WatchMeの裏をかいて、禁止された酒や煙草を嗜んでいた。トアンには少女のとき、御冷ミアハという友人がいた。成績優秀でありながら、「生府」の管理を憎悪する少女であった。トアンと零下堂キアンはミアハの導くままに自死を試みた。そして、ミアハだけが死に、トアンとキアンは取り残された。

それから13年。トアンは螺旋監察官となり、キアンは普通の市民として生きてきた。謹慎処分 で日本に帰国することになったトアンは、キアンと再会し、食事をした。その目の前でキアンは自らの首へとナイフを突き立てた。この日、世界で同時多発自殺事件が発生したのである。どうして、キアン、あるいは、人々は死を選んだのか。キアンの死の真相を探るうちに、トアンは、その背後にミアハの影を感じた。

その同時多発自殺事件の後、ネットワーク24という報道機関に送られた『宣言』(p.187)、すなわち、誰かの命を奪うことを命じ、それができない者は自身の命が奪われることを宣言する何者かのメッセージが放送され、世界は混乱に陥った。

その混乱の中、トアンは、ミアハを追ってバク

ダッドからチェチェンへと向かい、そこでミアハと対峙することになった。そして、人類を「生命主義」に基づく健康社会と完全に調和させる「ハーモニー・プログラム」(p.260)を、「〈次世代ヒト行動特性記述ワーキンググループ〉」(p.196)の老人たちに実行させるために、ミアハが世界を混乱に陥れようとしたことが明らかになるのだった。

#### 4 『ハーモニー』における身体

伊藤は、『虐殺器官』においては、虐殺を引き起こすものとしての、言語の違いによらない普遍的な「深層の文法」(伊藤, 2014: 216)に焦点を当てており、言語や言葉を通じて人間の行動が支配される様を描いている。それに対して、『ハーモニー』では、身体を通じた統治が焦点化されている。本節ではまず、『ハーモニー』に描かれた身体の諸相をめぐって考察を進める。

##### 4.1 公共物としての身体

『ハーモニー』の主人公が生きるのは、健康の保全を統治機構の最大の責務と見なす「生命主義」に基づく社会である。それは、「成人に対する十分にネットワークされた恒常的健康監視システムへの組みこみ」「安価な薬剤および医療処置の『大量医療消費』システム」「将来予想される生活習慣病を未然に防ぐ栄養摂取及び生活パターンに関する助言の提供」(p.58)を基本のライフスタイルとする社会である。『ハーモニー』が描く社会は、恒常的健康監視システムへの接続によって、『標準化された』人体」(p.324)を維持し続けようとする高度医療社会であるが、それは、「生まれてから百歳ぐらいで死ぬまで、何の病気にもならず、イヤなものは一切見ることなく過ごしていける」(p.194)社会である。言い換えれば、その世界は、「固定した時間」(p.194)と「変化のない空間」(p.194)と表現されるような平穏さに覆い尽くされた世界である。

『ハーモニー』が描く社会では、「生府」の統治のもとに生きる人間、すなわち、「生府」の「合意員」(p.88)は、自らの身体を「公共的身体」(p.23)と位置づける。「公共的身体」とは、自分ひとりのものではなく、社会にとっての公共財であるような身体のことである。「生府」社会では、体内にインストールされたWatchMeが身体で起こっていることを監視し、メディケア(個人用医療薬精製システム)が各種の病気に対抗するのに必要な物質を造り出すのであるが、それと同時に、人々の行動をも規制する。WatchMeは、公共の場で興奮するなどの「精神的逸脱」(p.143)への警告も行うのである。

そして、その社会では、「不摂生」(p.82)は許されない。人々は、身体への規制を「規範としてごく自然に受け入れる」(p.143)。「公共的身体」という感覚は、言い換えれば「リソース意識」(p.23)である。それは、自身の身体を、常に社会にとって欠くべからざる財産と捉える意識にほかならない。身体への規制は、「リソース意識」に支えられている。「不摂生」は「公共的身体」への攻撃であり「リソース意識」を欠いた恥ずべき行為とする意識が人々のうちに深くしみ込み、「公共的身体」を産出していく。人々を律するのは人々の中に根を張っている。人々は「目に見えずどこにも存在しない規範に従う」(p.258)。皆が自分で身体を律することで、公共化された身体がうみだされていくのである。

『ハーモニー』が描くのは、医療システムにながれそのシステムに服従することによって、同じような標準体型で人々が生きる社会であり、「医学的に均質化された」(p.93)社会である。その社会の「均質化された」身体は、「完璧な人間」(p.171)に向かっている身体である。後にも述べるように、その身体は個人が社会と完全に一致し、「一個の全体」(p.362)となることによって完成されることになるのである。



## 4.2 プライベートな身体

ところで、『ハーモニー』では、「公共的身体」ではない〈プライベートな身体〉も描かれている。それは、「社会のものでも規範のものでもない、自分だけの身体」(p.305)である。

WatchMeが組み込まれる前のトアンの身体は〈プライベートな身体〉であったと見ることができる。それは、身体を公共化するシステムにつながれていないことで可能となっている身体であったが、同時に、ミアハとキアンとの関わりを通じて、個別具体的な状況において立ち現れる身体であった。その身体は、ミアハとキアンとのごく個人的関係を通じて顕在化されるものであり、「真綿で首を絞める」(p.18)のような優しさに満ちた「生命主義」社会の「空気」(p.203)への「憎悪」(p.18)を通じて構築されるものであった。

そうしたごく個人的関係性において、その3人の少女は、大人になる前に自死を試みる。その試みは失敗に終わるが、身体を公共化するネットワークへの接続を拒否するためには、「権力の限界」(p.291)、すなわち、死を選ばなくてはならないことが示される。また、その試みの失敗とともに、3人の時間は失われることになる。身体を公共化するネットワーク社会においては、〈プライベートな身体〉を維持し続けるための3人の関係性がもはや望めないことも示されるのである。

さて、大人になりWatchMeをインストールしたトアンは、「世界保健機構(WHO)」の上級螺旋監察官となる。そして、それぞれの土地の「生府」が住民に「『健康で人間的な』生活を保障しているかどうか」(p.57)を査察するためにサハラに赴任することになる。トアンは「生命主義」の尖兵たる立場にあるが、偽の体内情報をサーバに送信するDummyMeを身体にインストールして監視システムを欺き、酒やタバコなどの「自傷性物質」(p.74)を愉しんでいた。

WatchMeを欺き「自傷性物質」を愉しむトアンにとって、サハラの地とその地の状況は、監視シス

テムからの「逃げ場所」(p.57)であった。その地には、「生命主義」を「帝国主義」(p.40)と位置づけるケル・タマシユクの民がおり、トアンは、そのケル・タマシユクから酒やタバコを手に入れる。ケル・タマシユクの民はWatchMeをインストールしているが、その「医療サーバはどこが生府のネットともリンクしていない」(p.53)。身体を公共化するネットワークに接続されていない民との関わりにおいて〈プライベートな身体〉が意識され経験されていたがゆえに、そこはトアンにとって「逃げ場所」であったと見ることができるであろう。

そして、そうした〈プライベートな身体〉がトアンにおいて最も強く意識され経験されたのは、ミアハの影を追いかける行程においてであり、ミアハとの再会、そして、対決においてであった。

キアンを含む同時多発自殺事件、それに続く「宣言」後の混乱の中、ミアハを追いチェチェンへと向かうトアンは、この事件が自身にとってごく個人的な事件であることを確認していく。ミアハを追い続けるトアンに対して、いつも嫌味を言い合っていた上司が「もしかしたら、世界はあなたの肩にかかっているのかもしれない。がんばって」(p.306)という「激励」(p.306)の言葉を投げかけた。しかしその時、トアンは「これはそもそもの始まりから個人的事件だったし、その展開もどんどん個人的な狭路にはまっていった」(p.306)と考えるのである。トアンは、世界中で暴動や集団自殺が続いているその時にあっても、世界のことを気にかけてはいなかった。トアンにとっては、キアン、そして、父親である霧慧ヌアザを殺したかもしれないミアハに会い、何らかの「結末を得ること」(p.306)が行動の根拠であり、実感であった。

ごく個人的な事件であることを確認していくトアンにおいては、「リソース意識」が入り込む余地がなくなり、個別具体的な状況で立ち現れる〈プライベートな身体〉へと向かっていく。ごく個人的な事情の中でミアハを追うトアンは、チェチェンで螺旋監察官ウーヴェ・ヴォールの協力を得る

ことになるのだが、そのウーヴェは、WatchMeを騙して酒やタバコを嗜む。そして、「この優しさと健康でぎゅう詰めの社会から手前勝手に逃げ出したくて人生をふらふらあっちへこっちへ彷徨った結果（中略）国際社会の責任を一身に背負う」（p.313）ことになったと語る人物であった。そのウーヴェと関わり、共にWatchMeを欺くことで、トアンは、〈プライベートな身体〉を意識し経験しはじめていくのである。

トアンは、山地のバンカーにおいてついにミアハと再会するが、そこは「医療サーバとはオフライン」（p.323）の地であった。そこで、トアンは、ミアハがステップを踏む姿を見る。『ハーモニー』の描く世界において、はじめて描かれるダンスであり、「タタタッ」「タタン」（p.337）などの擬音によって描かれるステップは、ミアハがやろうとしたことをトアンに語る間続く。このステップの音があることにより、ミアハがやろうとしたことが語られるこの場面は、トアンとミアハのごく個人的な関係性において立ち現れる〈プライベートな身体〉を感じさせるものとなっている。すなわち、その身体は、医療サーバからは完全にオフラインとなった状態においてはじめて可能となるものであり、2人のごく個人的な関係を通じて個別具体的な状況において立ち現れる身体にほかならなかった。

#### 4.3 〈プライベートな身体〉への意志

先に見たように、『ハーモニー』が描く社会では、「生府」が〈より良い生〉を「合意員」に保障しようとしてその力をふるい、「合意員」は従順な身体を産出していく。『ハーモニー』で描かれた「生府」の統治は、〈より良き生〉を実現しようとする権力であり、Michel Foucaultの言う「生に対する権力」、あるいは、「生-権力」（Foucault, 1994）として理解できるものである<sup>(1)</sup>。伊藤は、ミアハに、「権力が掌握しているのは、いまや生きることそのもの」（p.291）と語らせている。さらに、「死つ

ていうのはその権力の限界で、そんな権力から逃れることができる瞬間。死は存在のもっとも秘密の点。もっともプライベートな点」（p.291）というセリフを言わせているのであるが、そのセリフが、生-権力論において、Foucaultが「死は権力の限界であり、権力の手には捉えられぬ時点である。死は存在の最も秘密な点、最も『私的な』点である」（Foucault, 1994: 182）<sup>(2)</sup>と論じたのを受けていることは明らかであろう。

その〈生に対する権力〉から逃れた〈プライベートな身体〉は、トアンにとって、ミアハとキアンとの関わりの中で意識されるものであった。伊藤は、インタビューにおいて、トアンとミアハ、そして、キアンの関係を「社会」と呼んでいる（伊藤, 2014; 372）。『ハーモニー』においては、〈プライベートな身体〉状況にあることは「自らの身体が、そのまま自らの身体である世界」（p.305）と表現され、その身体については、「わたしのもの」（p.33）と言い表される。しかしながら、その身体は、実は〈社会的な存在〉であることに拠って立つものであった。

ただし、それは、あくまで、キアンと2人であることが「ミアハの欠落を実感させる」（p.87）ような社会であり、個別具体的な個人々が「此処に在る」（p.346）ような社会と考えられる。その社会は、「一個の全体」ではないのである。

その一方、トアンは、その少女時代の社会におけるミアハと自分の関係を「同志」（p.99）、あるいは、「ドッペルゲンガー」（p.95）と表現している。トアンにとって、ミアハは、自己ではないが、相互作用を通じて自己を形づくるような存在であったと言えよう。

ところで、先にも述べたように、〈プライベートな身体〉は、「公共的身体」を形づくるネットワークから〈切り離されること〉、したがって、そのネットワークにつながれて同じような体型をもち、「互いのことを気遣」（p.21）い合い、「ハーモニーを奏でる」（p.21）ような人々から〈切り

離されること)、いわば、“切断”によってはじめて可能になる身体である。

ここで思い起こされるのは、“切断”という概念をポストヒューマン状況において生起しつつある〈倫理〉として展開したポストヒューマンニズムの論者David Rodenの議論 (Roden, 2015: 186-193) である<sup>(3)</sup>。Rodenが言う〈倫理〉とは、ポストヒューマン状況において生じつつある、〈自己を維持するための方略〉を記述的に示したものである。こうした記述は、必ずしも我々がしたがうべき倫理を基礎づけるわけではないであろう。しかしながら、既存の秩序を超えて顕在化しつつある世界のあり方を概念化するのが哲学であり (Deleuze and Guattari, 1991)、その中でも人間社会の新たな経験のあり方を概念化するのが倫理学と考える立場からするならば、そのような〈倫理〉を、ポストヒューマン状況を倫理的に分析するのに有効なツールとして用いることは可能であろう。

さて、Rodenはまず、主体を、〈表象をもつかまたないかに拘わらず、機能的な自律性をもつ集合体〉と捉える考え方を示した。そのうえで、そうした主体が自己を維持するためにとっての方略が“切断”であるとした。“切断”とは、主体、つまり、機能的な自律性をもつ集合体間の関係であり、主体間の出会いによってうみだされる特異なイベントである。それは、世界との新たな結合を成し遂げる能力であり、その主体の柔軟性と力を表すものなのである。

前述のように、『ハーモニー』では、トアンは、ミアハに誘われ、キアンとともに、健康を監視し維持する医療システムと「公共物としての身体」(p.45) という意識からなる「生府」社会のうちに組み込まれることを拒んで自死を試みる。ミアハ、そして、トアンにとっては、死は「生府」の「生-権力」から逃れる瞬間であり、プライベートな点である。言い換えれば、「リソース意識」に基づき〈ハーモニー〉が奏でられる社会は、健康を監視するネットワークとそのネットワークに

服従する人々からの“切断”がない社会であり、「わたしのもの」である身体を維持するための方略をもちえず、もはや「わたし」そのものが維持しえない社会と捉えられていたがゆえに、彼女らは自死を選んだと見ることができるのである。

また、『ハーモニー』では、そのような自死がなくなった世界は、人間が「完璧」(p.171) となり、その結果、個人が社会と完全に一致し「社会のもの」(p.171) となった世界として描かれる。その世界は、人間の「意識が消滅」(p.262) した世界であり、後にも触れるように、意識をもつ人間にとってはある意味での「死」(p.266) と引き換えに実現される世界である。

『ハーモニー』の後半では、意識、とりわけ〈わたし〉という意識の問題が重要なテーマとなっていく。〈わたし〉という意識をもつ存在においては、“切断”をうむのは、その意識が紡ぎだす「自由意志」(p.256) だからである。かくして、『虐殺器官』以来の伊藤の重大な関心事であった〈わたし〉という意識の問題が再び前景化してくることになる。

## 5 『ハーモニー』における意識

本節では、『ハーモニー』の後半において前景化してくる、意識、とりわけ、〈わたし〉という意識の問題をめぐって考察を進めていく。

### 5.1 人間の意志

『ハーモニー』では、トアンがミアハを迫る行程において、“切断”をうむ人間の意志について語られていく。

その口火を切るのが、父親ヌァザの友人でありかつては共同研究者でもあった冴紀ケイタのもとを訪れた際に交わされた会話である。冴紀によれば、人間は、「多種多様な『欲求』のモジュールが、競って選択されようと調整を行うことで最終的に下す判断」(p.169) を「意志」(p.169) と呼んでいる。つまり、「人間の意志」(p.170) という

のは、「タマシイ」(p.170) といった「常識的に思いがちなひとつの統合された存在」「これだと決断を下すなにかひとつの塊」(p.170) などではなく、「侃々諤々の論争を繰り広げている全体」(p.170) という考えが示されるのである。冴紀はさらに、「バラバラな断片の集まり」(p.170) であることを「忘却」(p.170)して「わたし」(p.170) という「あたかもひとつの個体であるかのように言い張っている」(p.170) のが人間だとも言う。

そして、トアンの父親ヌァザは、それぞれが自分のもとめるものを主張する欲求に対して与えられる報酬系の諸要素をいじることによって人間の意志を制御することが可能と考え、そのための医療分子の研究を行っていたことが明らかにされる。すなわち、「ある欲求に対して与えられる脳内の報酬が低くなれば」(p.171), その欲求のエージェントが『『脳内会議』でイニシアティブをとることが難しくな」(p.171)り、「人間の決断も自ずと変わってくる」(p.171)というわけである。「人間の意志」の制御とは、人間のバラバラな欠片でできた魂をかきあつめて、パズルのようにくっつけることによって「完璧な人間」(p.171)を作ろうという試みにほかならないのである。

## 5.2 意識の消滅

さて、トアンは、冴紀との面会后、「人間の意志」を制御する医療分子技術を研究するヌァザに会うためにバグダッドに向かう。そこで、「人間の意志」の制御がどのような結果をもたらすのかが語られることになる。

ヌァザは、調和のとれた意志を人間の脳に設定することを目的とする技術とシステム「ハーモニー・プログラム」の重大な副作用を明らかにした。それは、「意識の消滅」(p.262)であった。「意識とはまさに、脳の無意識下に存在する多数のエージェントの利害を調整するためにあるのであって、いわば意識されざる葛藤の結果が我々の意識であり、行動であるのだ」(p.264)。そして、

「調和のとれた意志とは、すべてが当然であるような行動の状態であり、行為の決断に際して要請される意志そのものが存在しない状態」(p.264)である。それゆえ、意識は不要になり消滅してしまったというのである。この結果を受け、人間の意志を制御する医療分子群のネットワークは、人間の脳に実装するものの、発現はしないでおくという判断が下されたことが明らかにされる。

それと同時に、意志が制御されることによってもたらされる「意識の消滅」は「わたし」の消滅でもあり、それは、自分が自分であるという意識をもつ存在にとっては「死に等しい」(p.266)という見方が示される。ヌァザをはじめとする「次世代ヒト行動特性記述ワーキンググループ」の主流は、「意識の停止」(p.344)を「死」と同義と捉え、意志の制御を行うことを控える判断をしていたのである。

そして、「意識の消滅」を「死」と同義とすることと表裏一体であるが、『『わたしはわたしである』という鏡写しの意識』(p.345)こそが「人間の尊厳だ」(p.345)とする感覚や多くの人間が『『わたしがわたしである』という脳の機能を失いたくない』(p.268)と思っているであろうことが語られるのである。

## 5.3 “切断”なき世界

『ハーモニー』では、「すべての生き物は膨大なその場しのぎの集合体」(p.325)であり、それゆえ、倫理や神聖さといったものは、「すべて状況への適応として脳が獲得したに過ぎない継ぎ接ぎの一部」(p.325)と捉えられている。その考えによれば、『『わたしがわたしである』という思い込み』(p.326)は、ある環境で生きるために必要であったがため、つまり、「生存に寄与したから存在しているだけ」(p.325)である。

『ハーモニー』においては、ミアハとその考えに与する「次世代ヒト行動特性記述ワーキンググループ」のメンバーは、その場その場での「寄せ

集め」(p.343)であるという認識から、意識は必要ないという判断に至る。「生府」が高度医療社会を作り上げた段階においては、意識という機能を必要とする環境はすでに過ぎ去っているのであり、「人間は、進んで自らの組み上げたシステムに従って、対立や逡巡、苦悩を生む厄介な機能としての意識を除去してしまうべきなのではないか」(p.327)と考えたのである。

先に取り上げたRodenも、集合体の概念を用いて、『ハーモニー』で示されたのと同様の「寄せ集め」としての人間というイメージを提示している(Roden, 2014: 124-149, 189-193)<sup>(3)</sup>。しかしながら、ミアハが実現しようとした世界には、もはや“切断”の意志をもつ「わたし」は存在してはいない。人間が「完璧」になったとされる世界は、“切断”が完全に絶たれた世界である。そうした“切断”なき世界は、「もっともプライベートな点」が消失する世界であり、そこでは、〈プライベートな身体〉が立ち現れることもなくなる。言い換えれば、それは、「寄せ集め」の欠片が新たな関係を形づくることなく、動きが取れないように組み合わせられた状態である。『ハーモニー』は、Rodenがポストヒューマン状況の〈倫理〉のキー概念として提示する“切断”が不可能な状況がどのような世界なのかを、意識をもつ人間の立場から描いたものと考えることができるであろう。

## 6 『ハーモニー』の問いかけるもの

最初に述べたように、『ハーモニー』のメインテーマ、少なくとも、その1つは、ネットワーク化された社会の〈身体〉のあり方がどのようなものとなるのかを描き出すことであったと言ってよい。

ところで、かつて本稿筆者が分析した『イノセンス』もまた、監督の押井守がそれを「身体論」として位置づけており、『ハーモニー』と『イノセンス』は通底するテーマをもっていると言えるであろう(根村, 2017)。

2004年当時の伊藤は、押井監督の『イノセンス』で描かれた〈身体〉、すなわち、「持って生まれた肉体のことではなくて、自分がものを考え、社会化されていく中で獲得した第2の肉体」(立花×押井, 2006)という〈身体図式・身体イメージ〉に対して批判的なコメントをしている(伊藤, 2015)。しかしながら、筆者は、その身体は個別具体的な状況において立ち現れる〈物質的な身体〉であり、それはまさに、伊藤が『ハーモニー』において追い求めた身体であったと考えている。

その『イノセンス』は、電脳化されたネットワーク社会において、〈自己ではないが自己を形づくる他者〉との相互作用を通じて立ち現れる身体と自己を捉えようとしたものと見ることができる。すなわち、個別具体的な身体とともに主体が現れ、また、主体とともに個別具体的な身体が現れると捉えられている。しかも、『イノセンス』では、それぞれの場面を織りなす主体の「ゴースト(意識、とりわけ、『わたし』という意識)」も、そうした〈他者〉との相互作用の中で構築される身体を通じて現れる。『イノセンス』においては、身体と主体のうちの「ゴースト」も一体的に捉えられているのである。

それでは、『ハーモニー』はどうか。『ハーモニー』が描くのは、脳ではなく、むしろ、脳以外の身体がつながれネットワーク化された世界である。そのネットワークは、『標準化』された人体の維持のために機能する。そして、人々は、『標準化された』人体を社会常識化し、その規範に自らを縛りつける。それゆえ、個別具体的な状況における身体は、そのネットワークにつながることなく、「標準」という社会常識に縛りつけられた人々との関係性を離れたプライベートな関係によりはじめて可能となるものとして描かれる。その一方で、「公共的身体」は、「魂」、すなわち、「此処に在る」という意識の「尊厳」の消失によって完成されており、〈プライベートな身体〉と主体のうちのそうした意識の現れとの深い関わりが

示唆されている。『ハーモニー』においても、個別具体的な身体と主体のうちの「魂」と呼びうるような意識が不可分なものと捉えられていると言えよう。

『ハーモニー』においては、「公共的身体」が完成し、「医療産業社会との完全なハーモニーをみた人類」(p.362)の状態は、人類が「完全な何か」(p.363)に触れている状態とも言われる。伊藤は、インタビューにおいて、その状態を「ある種のハッピーエンド」(伊藤, 2014: 373)と述べたが、Mark O'Connellが取材したような「トランスヒューマニズム」の立場に立てば、確かにそう見ることも可能であろう。

O'Connellによれば、「トランスヒューマニズム」とは「われわれは技術を用いて人類の未来の進化を制御することができるしそうすべきだという確信に依拠する運動」(O'Connell, 2018: 2)<sup>(4)</sup>である。さて、『ハーモニー』の描く世界では、身体が恒常的健康監視システムによって管理され、生まれてから「百歳ぐらいで死ぬまで、何の病気にもならず」過ごすことが出来る。O'Connellが取り上げるような、テクノロジーを通じた心身の増強を志向し徹底的な生命延長をよしと考えるトランスヒューマニストたち(O'Connell, 2018)にとっては、そうした高度医療システムが実現した社会は理想に近づいた社会なのかもしれない。

また、『ハーモニー』においては、そうした社会は「わたし」という意識の消失によって実現されているが、O'Connellによれば、Tim Cannonは、徹底的な自己改造を追求する中で、「自己の概念をすっかり消し去る」ことを考えるに至っている(O'Connell, 2018: 141)<sup>(5)</sup>。『ハーモニー』の世界はそうしたトランスヒューマニストの考えと呼応していると言えるかもしれない。

伊藤は、『ハーモニー』を通じて、生命や健康の保障という名のもと身体がネットワーク化されていく社会を近未来として提示した。そして、病気をせず長く生きる身体を実現するためには、人

類は「一個の全体」としての存在になる必要があり、「わたし」という意識を消滅させることがその存在になることであるというビジョンを示したと言える。伊藤は、初期のサイバーカルチャー作家たちとは反対に、ネットワーク社会の究極の姿を、「身体からの逃避」(Brians, 2011)としてではなく、むしろ〈精神からの逃避〉として描きだしたのである。

## 7 「その先の言葉」に向けて

しかしながら、伊藤は、『ハーモニー』の結末について、「はたして本当にそれでよかったのか」という思いがあり、その意味ではハッピーエンドとは言えないと述べている(伊藤, 2014: 373-374)。すなわち、決して上述のような「トランスヒューマニズム」の立場に身を置いているわけではない。伊藤は、インタビューにおいて、「その他に言葉が見つからなかった」、すなわち、「その先の言葉」を探したが見つかることができなかったと述べているのである(伊藤, 2014: 373)。

伊藤は、「わたし」という意識の消失を語って『ハーモニー』を終えざるをえなかったが、『ハーモニー』においては、意識をもつ人間が「わたしはわたしである」ことに対して抱くこだわり、作品内の言葉でいえば、「尊厳」の感覚が、身体とともに『ハーモニー』のもう1つのテーマであることは確かである。一旦「わたしはわたしである」という意識をもった人間にとってその意識の消失は「死」に等しい。そして、先に述べたように、主体のそうした意識が個別具体的な状況において立ち現れる身体と不可分であるとき、その意識の消失は個別具体的な状況にある身体の消失でもある。

一方、『ハーモニー』では、個別具体的な身体とともに立ち現れる意識の働き、作品の中の言葉で言えば、「自由意志」によって、Rodenが自己を維持する方略として記述的に示した“切断”と

いう〈倫理〉が可能となっている。そもそも、“切斷”は意識の有無に関わらず自律的に機能する集合体の関係において見て取ることができるものであるが、『ハーモニー』では、個別具体的状況に埋め込まれ身体とともに立ち現れる「わたし」という意識をもつ存在にとっては「自由意志」が“切斷”の決定的な要件として描かれるのである<sup>(6)</sup>。

そして、伊藤がプロローグのみを書き残した『屍者の帝国』では、「靈素」や「魂」を語ることが1つのテーマとなっており、「その先の言葉」を「わたし」という意識について書くことで模索しようとしていたことがうかがえる。言い換えれば、伊藤は、「すべて状況への適応として脳が獲得したに過ぎないつぎはぎの一部」であり、「ひとつのまとまった存在」などではないことを認識しつつもなお、「わたし」という意識の立ち現れをその「わたし」が〈書き記す〉ことにより、個別具体的な主体がネットワークへと解消されるのではないような世界のあり方を見つけることができるかもしれないと考えたのではないだろうか。

円城塔は、伊藤の残したプロローグを書き継いで『屍者の帝国』を完成させた。円城は、「わたしは誰だ」(伊藤・円城, 2014: 486)という問いに対して、主人公ワトソンに、「わたし」は「ノートに書き記された文字列と何ら変わることはない存在」(伊藤・円城, 2014: 487)であり、「その中にこのわたしは存在しないが、それは確固としたわたしなるものが元々存在していないからだ」(伊藤・円城, 2014: 487)と語らせている。ここでは、確かに、確固とした「わたし」の存在は否定されている。

しかしながら、その一方で、円城は、クリーチャー(「疑似靈素」をインストールされた「屍者」)であり、ワトソンの記録係であったフライデーに、「わたし」について次のように語らせている。「ぼくは意識を持っているのか。持っている、とぼくは答えるだろう。こうして物語を持つことの可能な意識をぼくはここにたしかに保持し

ている」(伊藤・円城, 2014: 514)と。

たとえ、文字列の〈寄せ集め〉であり確固とした存在ではないとしても、その「わたし」について〈書き記す〉ことが、『ハーモニー』のような結末ではない「その先の言葉」、言い換えれば、個別具体的な主体が柔軟にその存在を維持しているようなネットワーク世界の探究への第一歩となりうるのではないか。少なくとも、伊藤の試みを引き継いだ円城は、そのように考えたのではないだろうか。

Foucaultは晩年に、自由を実践し、一定の状態へと自己を変容させる技法としての「自己の技法」について論じている(Foucault, 1997)。Foucaultによれば、「自己の技法」とは、そのおかげで個人が「自己の身体および魂、思考、行為、存在状態に対する一定数の操作を実現することができる、すなわち、幸福、純潔、知恵、完全性ないし不死性のある一定の状態に到達するために自己を変容することができる」(Foucault, 1997: 225)<sup>(7)</sup>ような技法である。一方で、Foucaultの考えるところでは、「主権をもった創設的な主体、偏在する主体という普遍的形式は存在しない」(Foucault, 2001: 1552)<sup>(8)</sup>。Foucaultは、自己を言説を通じて産出されるものと認識することを前提としつつ、その変容が可能となるような「自己の技法」を示そうとしたのである。

Foucaultによれば、ギリシアの伝統的な政治生活において第一の地位を占めていたのは、「口頭の文化」であったが、プラトンの著作では、「対話は文学的な疑似対話」に席を譲る(Foucault, 1997: 232)<sup>(9)</sup>。また、Foucaultは、ヘレニズム時代には、「自己とは、それについて書き記されねばならない何かであり、書記活動の主題ないし客体(主体)」(Foucault, 1997: 232)<sup>(10)</sup>だったのであり、「書き記す行為によって自己の経験は強化され深められた」(Foucault, 1997: 232-233)<sup>(11)</sup>と述べる。ヘレニズム時代、「自己の技法」は、〈書き記す〉ことを通じて行使されるものだった

たのである。

こうしたFoucaultの「自己の技法」は、ポストヒューマニズムの論者によっても注目されるようになってきている。自らを哲学的ポストヒューマニストと位置づけるFrancesca Ferrandoがポストヒューマニズムの重要な資源として取り上げるのが「自己の技法」である (Ferrando, 2019: 44, 82-84)。Ferrandoによれば、Foucaultの「自己の技法」とは、「自己を変容させるために個人によって用いられる」技法である (Ferrando, 2019: 44, 83)。しかし、それは、「確固としたわたし」を確認するための技法ではない。むしろ、Ferrandoが「自己の技法」を重要と考えるのは、自己と他者の二元論が関係論的な存在論を通じて見直されるがゆえである (Ferrando, 2019: 44)。また、Ferrandoは、「自己の技法」は、ポストヒューマン・エシックスに向けた議論を可能にするとも言う (Ferrando, 2019: 44)。さらに、Ferrandoは、Foucaultが挙げたような「自己の技法」以外にオーラル・ヒストリー、カーニバル的なものや冒瀆的な笑い、音楽・ダンスなども、「自己の技法」たりうるとしている (Ferrando, 2019: 83-84)。

〈寄せ集め〉であり確固とした存在ではない自己という認識を前提としつつ、ある状態へと自己を変容させるような「自己の技法」。Ferrandoの議論を参考にすれば、そうした「自己の技法」から、個々の構成員が柔軟に変容しつつ自己を維持するようなネットワーク社会の探究をはじめること、それこそが伊藤が我々に残した課題と捉え直すことができるのではないだろうか。

もちろん、Ferrandoの議論にしたがえば、「自己の技法」は、伊藤や円城が示唆したような〈書き記す〉ことに限定できなくなるであろう。すなわち、どのような実践が、我々のネットワーク社会における「自己の技法」となりうるのかは未決定であり、個別具体的な状況において常に問われ続けなければならないであろう。

また、伊藤は、「クオリア」こそが「人間の神秘

化」に貢献していることを批判的に論じている (伊藤, 2014: 385)。つまり、伊藤は、〈わたし〉という意識が超越的な何かであり、そこに、何か特別な意味を見ることには批判的である。伊藤にとって、意識は、あくまで状況への適応の結果であり偶然の産物にすぎない。『ハーモニー』においては、元々戦場で誘拐された少女であったミアハにおいてそうであったように、凄惨な現実の中から意識が生起する可能性が示されている (pp.338-339)。これは、意識に基づく「人間の神秘化」を回避しようとする試みと見ることができようであろう。伊藤が、〈わたし〉という意識へのこだわりが、「人間の神秘化」につながることを回避しようとしていることも忘れてはならないであろう。

## 8 結び

本稿では、ネットワーク化された高度医療社会がどのような身体や自己のあり方をうみだすことになるのかという観点から、『ハーモニー』の分析を試みた。

『ハーモニー』が描くのは、人々が、健康を維持する医療システムとつながれ、そのシステムに服従することによって、「公共的身体」を形成していく社会であった。その社会においては、〈プライベートな身体〉であるためには、「リソース意識」に満ちた関係性の“切断”が求められた。

『ハーモニー』では、人間が「完璧」になったとされる世界のビジョンも示される。それは、もはや“切断”の意志をもつ「わたし」は存在しておらず、〈プライベートな身体〉が立ち現れることがない世界であった。“切断”が完全に絶たれたその世界は、新たな関係性がつくられることなく、「固定した時間」と「変化のない空間」が完成した世界である。

『ハーモニー』は、逆説的に、身体をもち状況に埋め込まれている中で立ち現れる「わたし」という意識を浮き彫りにしている。その「わたし」



は、状況への適応の結果の断片の集まりにしかすぎず確固とした存在ではない。しかし、「わたし」という意識をもつ存在においては、自己を維持するための方略としての“切断”の〈倫理〉がその意識の働きによって姿を現してくる。

Foucaultは、言説によって産出されるにすぎない存在であることを前提としつつ、自由を実践し一定の状態へと自己を変容させる技法としての「自己の技法」について論じたが、近年では、ポストヒューマニズムの論者もその「自己の技法」に目を向けるようになってきている。

そうした論者を参考にすれば、個々の構成員が柔軟に変容しつつ自己を維持するようなネットワーク社会の探究を、「自己の技法」からはじめること、それが、伊藤が我々に残した課題と考えることができるのではないだろうか。

## 注

- (1) 檜垣立哉によれば、Foucaultの「生権力」という概念は、「権力そのものがネットワーク的に自己増殖する産出のメカニズム」を表す概念であり、「抑圧を果たす超越論的な位相(国家・法・言語)による『支配』を問題にするのではなく、「超越論性なき場面」による「『管理』」を重要視する概念である(檜垣, 2011: 2-3)。また、「生」権力であるのは、1つには、それが、「死への脅し」ではなく、「生きさせることを目的とする権力」であることによる(檜垣, 2011: 3)。もう1つは、「言語とその機能を軸とした、分類や命令, すなわち、「言説」よりもむしろ、「身体や生命の実在が焦点化され」, 「身体の従順化, 生殖のコントロール, 自己の生への配慮」が強調されることによっている(檜垣, 2011: 3)。
- (2) 日本語訳は渡辺守章の邦訳にしたがった。邦訳では, p.175。
- (3) Rodenは, その思弁的ポストヒューマニズ

ムにおいて, もはや人間とは言えないような, 広い意味での現在の人間の“子孫”を想定することができると考えており, その思弁的なポストヒューマニズムは, 人間とは非常に異なる世界を経験し理解するであろう, 科学技術的にうみだされたポストヒューマンが現れうると想定している(Roden, 2015: 21-22)。そして, そのようなポストヒューマンと人間の断絶を“disconnection”と位置づけている。

しかしその一方で, Rodenは, “disconnection”とは, 極めて高いレベルの機能的自律性をもちつつも非常に異なる力をもつ集合体(semblages)の間の関係であると論じる(Roden, 2015: 147)。つまり, “disconnection”を, 機能的な自律性をもつ主体(agency)の間の関係を表す概念として展開しているのである。

さらに, Rodenは, そうした主体間の関係概念としての“disconnection”に依拠して, 「倫理」(ethics of becoming posthuman)について論じる。Rodenは, Braidotti (2013)のように我々がすでにポストヒューマンと主張するのは大げさであるが, 生の特徴が, 終わりのない技術的な変化に依存するようになっていくという点で, 「ポストヒューマン状況」にあると主張するのは誇張ではないとする(Roden, 2015: 186)。そして, “disconnection”はそうしたポストヒューマン状況にある人間の主体の維持にとっても重要な概念と論じるのである(Roden, 2015: 189-193)。

- (4) 日本語訳は松浦俊輔の邦訳にしたがった。邦訳では, p.11。
- (5) 邦訳では, p.178。
- (6) 確かに, 超越的理性と結びついておらず行為の唯一の原因や起源ではないと仮定したとしても, 「自由意志」が, 行為へとつながるプロセスにおいて決定的な役割を果た

すことを想定することは十分に可能である。その意識の働きは、前後へと無限に広がる因果的連続における中間的な因果過程にしかすぎないかもしれない。しかしながら、そのように因果的に込みこまれた状態にあるということは、ある行為の生起の一部であることを掘り崩すものではないであろう。理論的には、人間の主体が身体の内側、あるいは、身体を超えた複雑なシステムに依存する偶発的なものであるという主張は、十分に「自由意志」の場所を用意しうると考えられる。

- (7) 日本語訳は大西雅一郎の邦訳にしたがった。邦訳では、p.318。
- (8) 日本語訳は増田一夫の邦訳にしたがった。邦訳では、p.251。
- (9) 邦訳では、p.329。
- (10) 邦訳では、p.329。
- (11) 邦訳では、p.330。

#### 引用・参考文献

- Brians, Ella (2011) "The 'Virtual' Body and the Strange Persistence of the Flesh: Deleuze, Cyberspace and the Posthuman." In Laura Guillaume and Joe Hughes (eds.), *Deleuze and the Body*, pp.117-143. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Braidotti, Rosi (2013) *The Posthuman*. Cambridge, UK: Polity=(2019) 門林岳史監訳／大貫菜穂・篠木涼・唄邦弘・福田安佐子・増田展大・松谷容作共訳『ポストヒューマン—新しい人文学に向けて—』フィルムアート社。
- Deleuze, Gilles, and Félix Guattari (1991) *Qu'est-ce que la philosophie?* Paris: Éditions de Minuit=(1997) 財津理訳『哲学とは何か』河出書房新社。
- Dovey, Jon, and Helen W. Kennedy (2006) *Game Cultures: Computer Games as New Media*. Maidenhead: Open University Press.
- 円堂都司昭 (2019) 『ディストピア・フィクション論—悪夢の現実と対峙する想像力—』作品社。
- Ferrando, Francesca (2019) *Philosophical Posthumanism*. London: Bloomsbury Academic.
- Foucault, Michel (1994) *Histoire de la sexualité, tome 1 : La volonté de savoir*. Paris: Gallimard=(1986) 渡辺守章訳『性の歴史 I 知への意志』新潮社。
- (1997) "Technologies of the Self (1988)." In Paul Rabinow (ed), translated by Robert Hurley and Others, *Ethics: Subjectivity and Truth, Essential Works of Foucault 1954-1984*, Vol. 1, pp.223-251. New York: The New Press=(2011) 大西雅一郎訳「自己の技法」蓮實重彦・渡辺守章監修『ミシェル・フーコー思考集成 X』筑摩書房, pp.316-353.
- (2001) "Une esthétique de l'existence (1984)." In *Dits et écrits, II: 1954-1988, 1549-1565*, pp.1549-1565. Paris: Gallimard=(2011) 増田一夫訳「生存の美学」蓮實重彦・渡辺守章監修『ミシェル・フーコー思考集成 X』筑摩書房, pp.247-254.
- 藤田直哉 (2015) 「キーワード/SF」『蘇る伊藤計劃』宝島社, pp.68-71.
- Hayles, Katherin (1999) *How We Became Posthuman: Virtual Bodies in Cybernetics, Literature, and Informatics*. Chicago: University of Chicago Press.
- Herbrechter, Stefan (2013) *Posthumanism: A Critical Analysis*. London: Bloomsbury Academic.
- 檜垣立哉 (2011) 「生権力論の現在／生権力論の未来」檜垣立哉編著『生権力論の現在—フーコーから現代を読む—』勁草書房, pp.1-13.
- 伊藤計劃 (2014) 『虐殺器官 (2007)』〔新版〕, 早川書房〈ハヤカワ文庫〉。

- (2014) 『ハーモニー (2008)』〔新版〕, 早川書房〈ハヤカワ文庫〉.
- (2015) 『伊藤計劃記録 I』早川書房〈ハヤカワ文庫〉.
- 伊藤計劃・円城塔 (2014) 『屍者の帝国 (2012)』河出書房新社〈河出文庫〉.
- 小財満 (2015) 「Introduction『ハーモニー』」『蘇る伊藤計劃』宝島社, pp.32-35.
- 根村直美 (2016) 「『イノセンス』に見るポスト・ヒューマニズムと〈身体〉の構築主義」『社会情報学』(社会情報学会), 第5巻1号, pp.73-88.
- 野波健祐 「感情がもたらす民主主義と分断」『朝日新聞』, 2022年1月1日朝刊, 37面.
- O’Connell, Mark (2018), *To Be a Machine: Adventures Among Cyborgs, Utopians, Hackers, and the Futurists Solving the Modest Problem of Death*. London: Granta Books. First published in 2017=(2018) 松浦俊輔訳 『トランスヒューマニズム—人間強化の欲望から不死の夢まで—』作品社.
- 岡和田晃 (2013) 『「世界内戦」とわずかな希望—伊藤計劃・SF・現代文学—』アトリエサード.
- Richardson, Ingrid, and Carly Harper (2002) “Corporeal Virtuality: The Impossibility of Fleshless Ontology.” *Body, Space, and Technology*, No.2 Vol.2, <http://doi.org/10.16995/bst.243>, 最終アクセス日: 2023年7月8日.
- Roden, David (2015) *Posthuman Life: Philosophy at the Edge of the Human*. New York: Routledge.
- 立花隆×押井守 (2006) 『NHK「プレミアム10」内対談』, 〈<http://sci.digitalmuseum.jp/project/gis/premium10/>〉, 最終アクセス日: 2021年5月3日.

## 社会情報学会 「社会情報学」投稿要綱

### (目的)

第1 本学会誌は、社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し、社会情報学の確立と発展に寄与するため、独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

### (投稿者の資格)

第2 和文誌の投稿者は、単著の場合は学会員に限る。共著の場合は、筆頭著者が学会員でなければならない。

### (投稿原稿)

第3 投稿原稿については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、原著論文、研究、展望・ノートとする。
- (2) 投稿原稿は、オンラインにより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いた査読用原稿ファイルを提出する。
- (3) 投稿原稿は、題材および内容が本学会誌の目的に合致するものでなければならない。
- (4) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても、その記述方式は、原則として執筆要領に準ずるものとする。また、審査の結果により修正原稿を提出する場合も、執筆要領に従うこととする。
- (5) 投稿原稿は、本学会の主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等（以下、「学会大会等」）で公表したものが望ましい。学会大会等で公表した原稿を投稿する場合、それらの場で発表済であることを明記することが望ましい。
- (6) すでに、他学会の雑誌論文等に投稿したものの、単行図書・単行図書所収論文・博士論文またはその一部をそのまま投稿してはな

らない。本学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

- (7) 前項の規定にかかわらず、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパーとして公開済の論文およびプレ・プリントサーバ上で公開済の論文（以下、「ディスカッションペーパー等」）を投稿する場合は、以下の条件をすべて満たす場合に投稿を受け付ける。

- a. 投稿時の投稿者からの申し出にもとづき、学会誌編集委員会が公開済の論文をディスカッションペーパー等として認めている。
  - b. 投稿原稿の文中にディスカッションペーパー等について明記されている。
  - c. 本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）について、ディスカッションペーパー等の発行元が了解している。
  - d. 本学会誌に投稿原稿が掲載された場合には、ディスカッションペーパー等の公開を中止するか、またはディスカッションペーパー等の最終版が本学会誌の掲載論文であることをディスカッションペーパー等の読者が判別できるように明記することを投稿者が確約している。
- (8) 投稿原稿中で使用する画像等について著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。
  - (9) 審査により不採択となった原稿または投稿を取り下げた原稿の著者は、審査結果の通知後または投稿取り下げ後の1ヶ月の期間は、新たな投稿はできない。

(投稿手続き)

第4 投稿希望者は、本学会ホームページ上で指定された投稿サイトに、必要事項を記入の上、原稿を投稿する。

(投稿原稿の受付)

第5 原稿は随時、投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の題材および内容が、本学会誌の目的である社会情報学にかかわる諸問題に関する学術的新規性を判断できる研究の範囲外であると判断された場合、および投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。

(投稿原稿の審査)

第6 投稿原稿の審査については、以下の通りとする。

- (1) 原著論文と研究は、複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後、可及的速やかに行うものとする。審査の結果、投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合、再提出の期限は原則として1カ月以内とする。
- (2) 展望・ノートは、学会誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、学会誌編集委員会で採否を決定する。

(投稿原稿の掲載)

第7 投稿原稿の掲載については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の掲載は、学会誌編集委員会が決定する。
- (2) 投稿原稿の受付日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また、受理日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

(受理された投稿原稿の版下の作成)

第8 投稿者は、受理された投稿原稿について、所定の書式にて版下を作成し、提出するものとする。

(受理された投稿原稿の校正)

第9 受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし、英文誌については2回校正とする。なお、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

(原著論文等の別刷り)

第10 原著論文等の別刷り(50部単位)は、著者の希望により作成する。その料金は、実費とする。なお、別刷り料金の請求は、学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

(著作権)

第11 著作権については、以下の通りとする。

- (1) 掲載された原著論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会との間で協議の上、措置する。
- (2) 著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。
- (3) 著作者人格権は、著者に帰属する。著者が、自分の原著論文等を複製、転載などの形で利用することは自由である。転載の場合、著者は、その旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(要綱の運用)

第12 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第13 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年7月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年9月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2016年9月11日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2019年3月21日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2020年10月17日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2021年4月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2021年7月11日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2022年3月26日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2022年5月16日より施行する。

## 社会情報学会 「社会情報学」執筆要領

1. 原稿言語は和文とする。
2. 原稿の書式
  - (1) 原稿は横書きとする。
  - (2) 和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記す。句読点として、。を用いる。
  - (3) 和文原稿では、刷り上がりイメージと同様のフォーマット (A4判, 1行22文字×38行, 2段組み, 12ポイント) にて作成する。
3. 分量
  - (1) 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ (20,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
  - (2) 展望・ノートについては7ページ (10,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
  - (3) 審査の結果により修正原稿を提出する場合も, 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ (20,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内, 展望・ノートについては7ページ (10,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
4. 原稿の体裁
 

投稿原稿のうち, 原著論文, 研究は, 以下の体裁によるものとし, 展望・ノートについては, 以下に準ずるものとする。

  - (1) 原稿の1枚目および2枚目には, 原稿のタイトル, 要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので, 日本語600字, 英語250ワード程度とする。また, キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって, 日本語, 英語とも, その数は5つ程度とする。なお, 原稿の1~2枚目は分量に含めない。
  - (2) 原稿の本文は3枚目から開始し, それを1ページ目として, 以下通し番号を付す。本文後の謝辞, 注, 参考文献, 付録, 図表 (巻末に掲載する場合) をこの順に続ける。なお, 本文や謝辞等において著者が特定できる記述は避ける。
  - (3) 原稿本文は, 序論 (はじめに, など), 本論, 結論 (結び, など) の順に記述する。本論については, 章, 節, 項の区別を明確にし, それぞれ「1」, 「1.3」, 「1.3.2」のように番号をつける。
  - (4) 人名は, 原則として原語で表記する。ただし, 広く知られているもの, また印字が困難なものについては, この限りではない。
5. 図・表 (写真も含む)
  - (1) 図・表には, それぞれについて「図-1」, 「表-1」のように通し番号をつけ, また表題をつける。
  - (2) 図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。該当箇所に埋め込むことが難しい大きな図・表の場合は, 巻末に埋め込む。ただし, 掲載決定後の最終稿の提出時には, 図・表の元ファイルを本文とあわせて提出する。
  - (3) 図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は, 本文中に挿入希望箇所を明記し, 図・表は1ページに1個ずつ, 挿入指定のあるページ番号を付けて描き, 原稿の最後にまとめる。大ききの指定がある場合にはそれを明記する。
  - (4) 図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
  - (5) 図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。
6. 注

注を使用する場合は、一連番号を参考箇所右肩に小さく(1)(2)と書き、本文末尾に注釈文をまとめる。

## 7. 参考文献

(1) 参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の例に従って、著者の姓、発表年を書く。

例：鈴木(1986)は……、  
伊藤(1986a)によれば……、  
……が証明されている(鈴木・伊藤、1985)。  
Tanaka et al.(1983)は、……。

(2) 本文中で参照した文献は、以下の例に従って、本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は、著者のアルファベット順、年代順に記す。同一著者の同一年代の文献は、引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎(1986a)「社会と情報」、『社会情報』1, pp.14-23。  
鈴木一郎(1986b)『情報論』社会書房、240p。  
Winston, P.(1981) Social Planning and Information, *Social Information Science* 6, pp.116-125。  
Yamada, S. et al.(1986) *Intelligent Building*, Academic Press, New York, 445p。  
山本太郎(1985)「社会情報に関する研究」、『社会情報』2, pp.32-40。  
山本太郎・鈴木一郎(1985)『社会情報学』社会書房、270p。

(3) インターネット上に置かれた文献は、前各号に準拠すると共に、参考文献の記述は、著者名、発行年、タイトル、URL、訪問日付の順に記述する。なおURLにはハイフネーションを用いない。また、その文献のハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎(1996)「社会と情報」、  
<<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>>  
Accessed 1997, April 29  
Winston, P.(1981) Social Planning,  
<<http://www.abc.edu/Social/abc.html>>  
Accessed 1997, April 29

8. その他疑義のある場合は、通常広く認められている書式を使用する。

## 9. 著作権等の権利の確認

原稿中で使用する画像等については、著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程(「投稿要綱」第11)の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。

## 10. 査読用原稿ファイル

投稿の際に提出する査読用原稿ファイルは、投稿原稿の原本ファイルより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いたものとする。

著者の氏名、所属などが判別可能な情報の例：  
「拙著『○○』で論じたように…」

「本論文は科研費(研究代表者：△△)による共同研究の一部である」

「本調査は、著者が所属する◇◇大学の学生を対象にした」

## 11. 要領の改正

この要領の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要領は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要領(改正)は、2014年9月21日より施行する。

付 則

この要領(改正)は、2015年2月20日に遡及して施行する。



付 則

この要領（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2020年10月17日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年10月30日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年5月16日より施行する。



## 編集後記

本号には、原著論文2本、研究2本を掲載することとなりました。投稿していただきましたみなさま、ありがとうございました。そして、ご多忙の折にもかかわらず査読にご協力いただきましたみなさまをはじめ、本号の発行に関係されましたすべての方々に、心より感謝をもうしあげます。引き続き、本誌への積極的な投稿をよろしくお願いいたします。

(学会誌編集委員・第12巻2号・編集担当：林田真心子)

## 学会誌編集委員会

|      |                     |                         |
|------|---------------------|-------------------------|
| 委員長  | 伊藤 賢一 (群馬大学)        | 境 真良 (情報経営イノベーション専門職大学) |
| 副委員長 | 河井 孝仁 (東海大学)        | 澤岡 詩野 (ダイヤ高齢社会研究財団)     |
|      | 天野美穂子 (東京家政大学)      | 杉原名穂子 (新潟大学)            |
|      | 猪原 健弘 (東京工業大学)      | 竹村 朋子 (立命館大学)           |
|      | 岩井 淳 (群馬大学)         | 谷原 吏 (神戸外語大学)           |
|      | 浦田 真由 (名古屋大学)       | 田畑 暁生 (神戸大学)            |
|      | 大野 志郎 (東京大学・副編集長)   | 根村 直美 (日本大学)            |
|      | 岡本 香 (東京福祉大学・副編集長)  | 林田真心子 (福岡女学院大学・編集担当)    |
|      | 河井 大介 (東京大学)        | 平田 知久 (群馬大学)            |
|      | 岸川 善紀 (宇部工業高等専門学校)  | 本田 正美 (関東学院大学)          |
|      | 北村 智 (東京経済大学)       | 松下 慶太 (関西大学)            |
|      | 北村 順生 (立命館大学)       | 溝口 佑爾 (関西大学)            |
|      | 記虎 優子 (同志社女子大学・編集長) | 森川 俊生 (江戸川大学)           |
|      | 木本 玲一 (相模女子大学)      | 山口 真一 (国際大学)            |
|      | 久保田茂裕 (東北文化学園大学)    | 渡部 春佳 (NIRA総合研究開発機構)    |
|      | 駒橋 恵子 (東京経済大学)      |                         |

## 社会情報学 第12巻2号

2023年12月31日発行

発行 一般社団法人 社会情報学会  
〒113-0001 東京都文京区白山1-13-7  
アクア白山ビル5F 勝美印刷(株)内  
一般社団法人 社会情報学会 事務局  
TEL 03-3812-5223/FAX 03-3816-1561

編集 社会情報学会学会誌編集委員会  
製作 勝美印刷株式会社

---

# Socio-Informatics

---

2023 Vol.12 No.2

**【Original Articles】**

Relationship between the Perceived Value of Points and the Consumer Characteristics

Takushi OMURO

The Definition of ‘False Statement of Fact’ in the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act

Nobuhiro IHARA

**【Refereed Studies】**

Factors Associated with Mothers’ Internet Use as a Source of Parenting Information

Shuji TOBISHIMA

A Study of *Harmony*: On the Body and the Self in an Advanced Medical Society

Naomi NEMURA

